

退院促進措置における退院後生活環境相談員による
支援の質の向上に資する研修に関する研究

報 告 書

令和7(2025)年3月



公益社団法人日本精神保健福祉士協会
Japanese Association of Mental Health Social Workers

はじめに

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）においては、第一条に本法の目的として、精神障害者の『社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進』が謳われておりますが、このことこそが、病院の退院後生活環境相談員に課せられた役割の中心と考えます。そして、令和4（2022）年12月の法改正において、本法の目的に『精神障害者の権利擁護を図る』ことが明記されました。退院後生活環境相談員には、これまで以上に医療保護入院者及び措置入院者の権利擁護に留意したうえでの退院支援、「かかわり」が求められることとなりました。

公益社団法人日本精神保健福祉士協会としては、退院後生活環境相談員の役割の重要性に鑑み、令和5年度障害者総合福祉推進事業において『退院後生活環境相談のための退院促進措置運用ガイドライン』の作成に取り組みました。本ガイドラインは、今般の退院促進措置の改正内容について、そのポイントをわかりやすく掲載し、退院後生活環境相談員の業務遂行において留意すべき権利擁護の視点等にも触れております。

令和6年度障害者総合福祉推進事業においては、昨年度作成したガイドラインをブラッシュアップさせるべく、昨年度のモデル研修受講者へのヒアリング等を経て暫定版ガイドラインを作成しました。その暫定版を活用したモデル研修を2回開催しましたが、昨年度のモデル研修において、より良い退院促進措置を進めるにあたっては、地域援助事業者、行政の方との連携が重要であることを改めて実感したことから、今年度のモデル研修では、退院後生活環境相談員のみならず、地域援助事業者及び自治体の担当課職員を受講対象に加え、ともに学ぶ機会としました。モデル研修の受講者アンケート結果も踏まえ、最終的な改訂版運用ガイドラインの作成に至っております。

本ガイドラインを退院後生活環境相談員はもとより、地域援助事業者等の皆様、各自治体の皆様にもご活用いただくとともに、本事業において実施したモデル研修を参考に、各地で同様の研修が実施されることで、官民協働による入院者本人の意向や希望を尊重したより良い退院促進につなげていただけることを願っております。

最後に、本事業において多角的な視点から貴重なご意見、提言をいただきました「検討会（関連他団体等の代表者により構成）」の皆様、ガイドラインの作成及びモデル研修の立案、実施を担ってくださった「作業部会（公益社団法人日本精神保健福祉士協会構成員）」の皆様、厚生労働省の担当の皆様、そして本事業にご協力いただきましたすべての方々に心より感謝申し上げます。

令和7（2025）年3月

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 理事 的場 律子

目次

はじめに	1
目次	2
第1章 事業の概要	3
1. 事業の背景	4
2. 事業の目的	4
3. 事業実施体制	4
1) 検討会	4
2) 事業担当者による作業部会	6
3) 事務局体制	8
4. 事業実施内容	9
5. 成果の公表方法	9
第2章 運用ガイドライン・研修プログラム改訂に向けた令和5年度モデル研修受講者へのアンケート調査・ヒアリング調査	11
1. 令和5年度実施モデル研修受講者へのアンケート及びヒアリング調査の実施概要	12
1) アンケート調査及びヒアリング調査の目的	12
2) 調査①概要：アンケート調査	12
3) 調査②概要：ヒアリング調査	12
2. 調査①アンケート調査結果	13
1) 回答数	13
2) アンケート集計結果	13
3. 調査②ヒアリング調査結果	24
1) ヒアリング内容の要約	24
2) ヒアリングで出た意見詳細	25
第3章 『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』の改訂 ...	29
1. 運用ガイドラインの改訂経過	30
2. 【改訂版】退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン	32
3. 退院後生活環境相談員チェックリスト	133
第4章 運用ガイドラインに基づいた研修プログラム等の改訂	135
1. モデル研修の開催	136
1) モデル研修開催概要	136
2) 共通研修プログラム	137
2. モデル研修における受講者アンケート調査結果	138
1) 回答数	138
2) アンケート集計結果（会場別）	138
3. 【改訂版】運用ガイドラインに基づいた研修プログラム及び研修テキスト	151
第5章 効果的な退院促進措置の実施に向けた提言	215
提言	216

第 1 章

事業の概要

1. 事業の背景

令和4（2022）年の精神保健福祉法改正において、措置入院者についても退院後生活環境相談員の選任が義務化され、医療保護入院の入院期間の法定化や地域援助事業者の紹介義務化、医療保護入院者退院支援委員会の機能・役割の変更等、退院促進措置が強化された。これらの改正事項が施行となる令和6（2024）年4月以降は、退院後生活環境相談員が担う役割や業務の増加が見込まれる。

2. 事業の目的

本協会は、令和5年度障害者総合福祉推進事業を実施し、成果物として『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』（以下、「運用ガイドライン」という。）及び、その運用ガイドラインを用いてのモデル研修プログラムを開発した。

改正法が施行された今年度においては、実際の現場での退院促進措置の運用について有識者の意見も交えながら、退院後生活環境相談員を中心とした医療機関と地域援助事業者及び行政担当者との連携、多職種による退院支援の取り組みを促進する観点から運用ガイドライン及び研修プログラムを改訂し、効果検証のためにモデル研修会を実施する。その成果物を精神科医療機関、自治体職員及び地域援助事業者等に周知するとともに、改訂した研修プログラムに基づく研修会が各自治体等において実施されることにより、改正精神保健福祉法の理念に基づく退院促進措置における退院後生活環境相談員の質の向上及び退院促進措置の普及が図られることを目的とする。

3. 事業実施体制

1）検討会

本事業の実施にあたっては、退院促進措置への知見や実務経験のある精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、地域援助事業者（相談支援専門員・介護支援専門員）などの保健・医療・福祉従事者及び障害当事者、学識者等で構成する検討会を設置し、運用ガイドラインに盛り込むべき項目や研修会の具体的なプログラム内容について検討を行った。

なお、人選にあたっては、本協会では令和5年度に実施した障害者総合福祉推進事業「改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置の有効な実施に関する運用ガイド等の作成」時の検討会構成員の皆様に、継続して就任いただいた。

(1) 検討会構成員

(敬称略、順不同／2025 年 3 月現在)

氏 名	所 属
関山 隆史	公益社団法人日本精神科病院協会 (医療法人松柏会 榎坂病院)
明間 正人	一般社団法人日本精神科看護協会 (医療法人昨雲会 飯塚病院)
香山 明美	一般社団法人日本作業療法士協会 (東北文化学園大学)
五十嵐 信亮	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 (一般財団法人竹田健康財団 竹田綜合病院 こころの医療センター)
能本 守康	一般社団法人日本介護支援専門員協会 (株式会社ケアファクトリー)
岡部 正文	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 (社会福祉法人ソラティオ)
名雪 和美	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
尾形 多佳士 (事業責任者)	公益社団法人日本精神保健福祉士協会副会長 (医療法人五風会 さっぽろ香雪病院)
的場 律子 (事業責任者)	公益社団法人日本精神保健福祉士協会理事 (医療法人社団福寿会 福永病院)
木太 直人 (事業担当者)	公益社団法人日本精神保健福祉士協会常務理事

(2) 開催日程および論点

回数	開催日時	論点・議題
第 1 回	2024 年 7 月 16 日(火) 19:00～21:00	・ 検討会構成員自己紹介 ・ 令和 5 年度障害者総合福祉推進事業の振り返り等報告 ・ 本事業内容の共有及び計画の説明 ・ 下記についての意見交換 ○ 令和 5 年度時のモデル研修受講者を対象としたアンケート及びヒアリング実施案について ○ 令和 5 年度作成の運用ガイドラインの改訂について ○ 今年度モデル研修について 等

第2回	2024年11月28日(木) 18:00～20:00	・アンケート及びヒアリングの結果報告及び意見交換 ・モデル研修実施内容及び静岡県会場での実施報告 ・運用ガイドライン暫定改訂版についての意見交換 ・事業報告書作成に向けてのスケジュール確認
第3回	2025年2月10日(月) 19:00～21:00	・作業部会における進捗状況及び今後の予定についての報告 ・下記についての意見交換 ○退院後生活環境相談員の業務チェックシート案について ○モデル研修及び演習ポイントについて ○運用ガイドライン改訂について

その他メーリングリストにて、適宜情報共有・意見交換を行った。

2) 事業担当者による作業部会

本事業担当者（本協会の構成員）は、昨年度モデル研修修了者へのアンケート及びヒアリング調査実施、運用ガイドライン及び研修プログラムの改訂、またそれを基にしたモデル研修実施等の実働を担った。検討会からの意見等を受け、日常的にメーリングリストを活用して意見交換等を行い、定期的に事業担当者による作業部会を開催して協議し事業を進めた。また、本報告書の作成も担当している。

(1) 事業担当者（作業部会）

(敬称略、順不同／2025年3月現在)

氏 名	所 属
大塚 直子	公益財団法人 井之頭病院／東京都
伊井 統章	アソシアソーシャルサポート／兵庫県
浅沼 充志	独立行政法人国立病院機構 花巻病院／岩手県
木太 直人	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 常務理事／東京都
種田 綾乃	公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科／神奈川県
澤野 文彦	公益財団法人復康会／静岡県

瀬戸口 祐貴	医療法人五風会 さっぽろ香雪病院／北海道
尾形 多佳士 (事業責任者)	医療法人五風会 さっぽろ香雪病院 (本協会副会長) ／北海道
的場 律子 (事業責任者)	医療法人社団福寿会 福永病院 (本協会理事) ／山口県

(2) 開催日程および論点

作業部会

回数	開催日	主な論点・議題
第1回	2024年6月29日(土) ～6月30日(日)	・本事業内容・計画の共有、令和5年度障害者総合福祉推進事業の報告と振り返り ・下記についての協議 ○ヒアリングの実施について ○令和5年度作成の運用ガイドラインの改訂について ○今年度モデル研修について 等
第2回	2024年7月30日(火)	・第1回作業部会の振り返り、第1回検討会の協議内容報告 ・下記についての協議 ○令和5年度モデル研修受講者を対象としたアンケート及びヒアリングの実施について ○運用ガイドライン改訂作業について ○モデル研修の具体的内容について
第3回	2024年9月12日(木)	・第2回作業部会の振り返り ・ヒアリング実施報告と意見交換 ・下記についての協議 ○モデル研修のプログラム詳細及び研修周知方法等について ○運用ガイドライン改訂作業について
第4回	2024年10月14日 (月・祝)	・第3回作業部会の振り返り ・下記についての協議 ○モデル研修の申込状況を受けての協議及びプログラム詳細及び役割分担について ○運用ガイドライン改訂作業について

第 5 回	2024 年 11 月 30 日(土)	・ 第 4 回作業部会の振り返り ・ 下記についての協議 ○モデル研修（静岡県）開催の振り返り ○モデル研修（福岡県）の運営についての確認 ○運用ガイドライン改訂作業について ○事業報告書の作成について
第 6 回	2025 年 1 月 22 日(水)	・ 第 5 回作業部会の振り返り ・ 下記についての協議 ○モデル研修の振り返り及び評価 ○モデル研修の演習実施ポイントについての協議 ○運用ガイドライン改訂作業について ○医療保護入院・措置入院の退院後生活環境相談員の業務に係るチェックリストの検討について ○事業報告書の作成について
第 7 回	2025 年 2 月 20 日(木)	・ 第 6 回作業部会の振り返り ・ 第 3 回検討会の協議内容報告 ・ 下記についての協議 ○医療保護入院・措置入院の退院後生活環境相談員の業務に係るチェックリストの検討について ○事業終結に向けて、最終成果物に関する作業について

上記のほか、日常的にメーリングリストを活用した協議を行った。

3) 事務局体制

本事業の実施において、事務局職員が事務的実務補佐及び経理を担当した。

	氏 名	所 属
事業担当者	植木 晴代	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
事業に係る 経理責任者	坪松 真吾	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
事業に係る 経理担当者	原 浩子	公益社団法人日本精神保健福祉士協会

4. 事業実施内容

- ①退院促進措置への知見や実務経験のある精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、地域援助事業者（相談支援専門員・介護支援専門員）などの保健・医療・福祉従事者及び障害当事者、学識者等で構成する検討委員会を設置し、地域援助事業者及び行政担当者との連携、多職種による退院支援の取り組みの促進の観点から運用ガイドラインにおいて改訂する項目や研修会の具体的なプログラム内容の改訂について検討した。
- ②運用ガイドライン及び研修プログラムの改訂に向けて令和5年度に実施したモデル研修の受講者を対象としたアンケート及びヒアリング調査を実施した。
- ③改正法施行後の具体的な業務の流れ等の検討を行う。また、検討会の下に事業担当者による作業部会を設置し、①及び②の結果を踏まえ、退院後生活環境相談員をはじめ他職種や地域援助事業者・行政担当者も活用することを想定して運用ガイドラインを改訂した。
- ④事業担当者による作業部会を中心に、暫定的に改訂した運用ガイドラインを踏まえた研修プログラムやシラバス及びテキストの改訂、それに基づいたモデル研修を2回（静岡県と福岡県）開催した。また、運用ガイドラインの改訂過程において、精神保健福祉法の改正内容を踏まえた効果的な退院促進措置のあり方について、検討会及び作業部会において協議を行った。これらを踏まえて、効果的な退院促進措置の実施に向けた提言をまとめた。
- ⑤上記③と④のプロセスや結果の分析・考察を踏まえ、検討会における提言内容や実際に改訂した運用ガイドライン、改訂した研修プログラムやシラバス及びテキスト等を取りまとめた事業報告書を作成した。

5. 成果の公表方法

- （1）公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会精神科特別部会、一般社団法人日本公的病院精神科協会、一般社団法人日本精神科看護協会、一般社団法人日本作業療法士協会、全国精神保健福祉センター長会、特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会、一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構、47都道府県の精神保健福祉士協会等、都道府県・政令指定都市障害福祉課等への成果物の配布。
- （2）本協会ウェブサイトへの成果物（PDFデータ）の掲載
- （3）本協会広報媒体（構成員誌、機関誌）への報告記事の掲載
- （4）福祉新聞等新聞社への紹介記事掲載の依頼
- （5）保健医療福祉関係団体の広報媒体への紹介記事掲載の依頼

第2章

運用ガイドライン・研修プログラム改訂に
向けた令和5年度モデル研修受講者への
アンケート調査・ヒアリング調査

1. 令和5年度実施モデル研修受講者へのアンケート及びヒアリング調査の実施概要

1) アンケート調査及びヒアリング調査の目的

『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』及び運用ガイドラインを用いた研修プログラムをより良く改訂するため、以下の情報を得るために行う。

- 運用ガイドラインの活用状況や改訂への意見
- 2023（令和5）年度実施モデル研修を受講しての効果や、プログラムへの意見
- 改正法施行となった2024年4月からの医療機関等での業務の状況

2) 調査①概要：アンケート調査

調査対象

2023年度に同推進事業にて本協会が実施したモデル研修（開催時研修名「退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドラインを用いたモデル研修～」）の受講者118名（修了とならなかった方も含む）。

Eメールでの調査依頼時、「現在業務として退院後生活環境相談員を担っている方」として案内している。

調査方法及び回答方法

- 調査方法：インターネット調査
- 回答方法：回答専用Webフォームからの回答送信

回答期間

2024年8月1日（木）～8月18日（日）23：59

3) 調査②概要：ヒアリング調査

調査対象の選定

①のアンケート調査内で、ヒアリング協力可能な者を募った。

7名が可能と回答あり、経験や地域を考慮し、うち5名をヒアリング依頼対象として選定した。

調査実施方法

以下のヒアリング項目を事前に提示したうえで、Web会議システム「Zoom」を使用したオンライングループヒアリングとした。

<ヒアリング項目>

①令和6年度障害者総合福祉推進事業：モデル研修について

- ・研修の構成や内容についてどのような改良や工夫が必要とお考えですか

②『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』について

- ・ガイドラインの改訂にあたって改良や修正、新たに盛り込むべき内容などがあればお聞かせください

③改正精神保健福祉法の施行後の状況について

- ・地域援助事業者の紹介等での変化
- ・退院支援委員会の開催についての変化
- ・退院支援委員会の開催や入院期間の更新手続き等における工夫
- ・退院後生活環境相談員として業務を遂行するうえで課題と感じられること

④その他ご意見等

ヒアリング実施日及び対象者

- 実施日時：2024年9月5日（木）19時00分～20時30分

- ヒアリング対象者5名：

精神保健福祉士A 退院後生活環境相談員（福島県）

精神保健福祉士B 退院後生活環境相談員（群馬県）

精神保健福祉士C 退院後生活環境相談員（千葉県）

精神保健福祉士D 退院後生活環境相談員（大阪府）

精神保健福祉士E 地域援助事業者（岡山県）

- ヒアリング実施担当者2名：

浅沼充志（事業担当者）

大塚直子（事業担当者）

- オブザーバー：

的場律子（事業責任者）

植木晴代（事務局員／記録）

2. 調査①アンケート調査結果

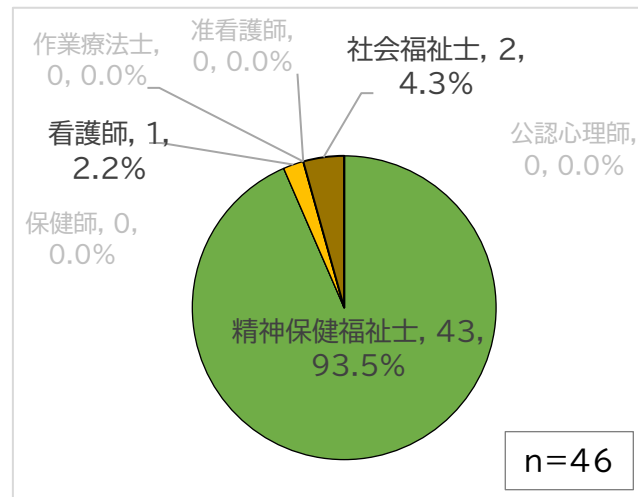
1) 回答数

46人（回答依頼先118人／回答率39.0%）

2) アンケート集計結果

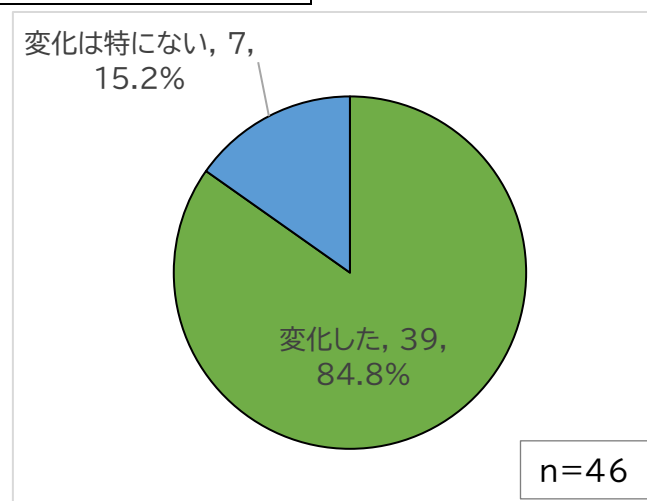
以下、設問ごとの集計結果をグラフ化または一覧表化して示す。自由記述の回答内容については、一部整文化し、要旨のみとしている。また、趣旨が同一であるものはまとめている。

問 1. あなたのご勤務先での主たる職種をお答えください。【必須】



1. 受講いただいた「退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～」について

問 2-1. 本研修を受講する前と後で、退院後生活環境相談員の業務の理解や退院支援についての意識に、変化はありましたか。



問 2-2. 「変化した」と回答した方について、変化した内容をご記載ください。(自由記述)

- 退院後環境相談員の役割や業務の理解が深まった。
- 改めて形骸化せず、意識したかかわりを再認識した。
- モチベーション向上。
- 丁寧に対応を心掛けるようになった。
- 対象者に話してもらう時間を意識的に増やしている。
- 面談のあり方を改めて見直した。
- 選任の挨拶の内容を改めた。より患者さんの権利擁護の視点を大切にしたい関わりに変化した。
- 早めに本人へ入院後に担当である事を伝えていくように意識している。

- 退院後生活環境相談員としての業務をきちんと意識するようになった。
- 相談員として行うべき業務について整理することができ、現在の業務に加えて必要なことを意識的に考えることができた。
- 退院支援委員会に向けての準備や本人・家族の意向を確認しながら支援をすすめていく大切さや心構えを学ぶことができた。
- 法改正により、退院後生活環境相談員に求められていること、退院支援委員会の役割について見直す機会となった。
- 求められていることが明確になった。多職種に対しても、法改正に関して発信することができるようになった。
- 改正の主旨が理解できたため、注意点が明確になった。
- 患者さんが主体と理解していても、ご家族や病院職員を含む支援者側の事情に流されることもあり、今回の研修を受けることで退院後生活環境相談員としての意識を再確認できる大きな機会となった。
- これまで以上に、権利擁護を考え、社会資源に関する最新の情報にアンテナを張るようになった。
- 退院支援について、頭の中だけでなく具体的な状況でのイメージがつかめてきた。
- 自身の業務上において、課題や不十分であったことに気づけた。
- 医療保護入院者に対して、医療保護入院者退院支援委員会の中で、退院は難しくても入院形態を変更できるか否かを検討する機会が増えた。
- 入院時から退院後の生活に向けて支援を検討する機会が増えた。
- 権利擁護の観点から、当たり前前に医療保護入院としていることについて意識改革が必要と感じた。ただし家族の立場から考えるとやむ得ない場合もあり難しい選択。
- 研修内容を職場に持ち帰ることにより、退院後生活環境相談員全体で意識するきっかけになった。
- 改正内容をふまえ、ロールプレイを行ったことで、入院継続が必要との前提の上で退院支援について検討するというのを改めて確認することができた。
- 精神保健福祉法改正を理解し、退院後生活環境相談員の業務の見直しなど病院内で確認しながら業務を遂行することに繋がった。
- 医療保護入院の入院期間が厳密化したことで主治医や他職種の考え方にも良い変化が出てきたように思う。
- 当院では、医療保護入院者の退院支援委員会自体がやや形骸化している部分があった。改めて本人や家族と対話する機会となるよう心がけることで委員会に意味が生じると考えた。
- 改正法に基づく支援を効果的に行うこと、法令遵守が目的にならないようにという意識が高まった。
- 「(退院支援委員会における) やっつけ仕事」をやめようと思った。
- 模擬退院支援委員会等でいただいた同グループ内の意見を意識して日常業務を行っている。
- 職について半年程の新人だったので、全ての講義研修が力となり自信に繋がった。
- 初めて病院から家族の退院支援委員会に出席依頼がきて出席した。研修内容が役立ち障害福祉サービスの従事者としてメンバーの支援時に役に立つと感じている。
- 研修受講後、改正精神保健福祉法を再学習し、退院後生活環境相談員の使命・役割について学び直すことができた。また、所属している団体等にて改正精神保健福祉法に関する学

習会を企画・運営し、専門職及び当事者、家族などの多様な立場の方々とともに学ぶ機会を得ることができた。

問 3. 本研修の参加にあたり、ご自身が設定した習得目標と研修受講による成果についてご記載ください。（自由記述）

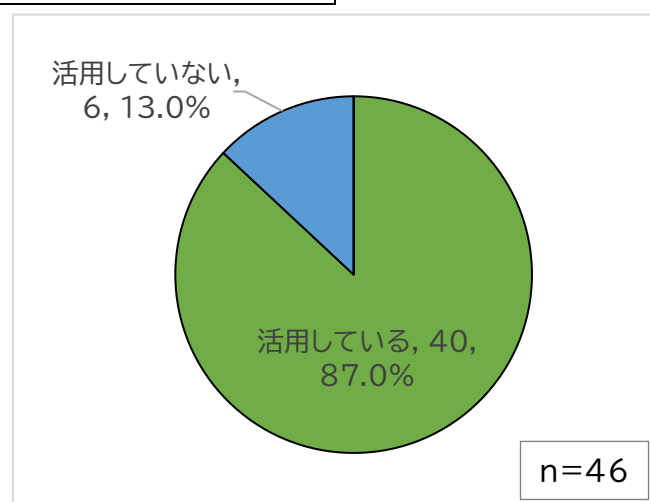
- 退院後生活環境相談員の役割を理解する。
- 法改正で変わった運用について理解する。
- 精神保健福祉法の改正のポイントを理解し、退院後生活環境相談員の役割や業務をまとめることができた。
- 退院支援のフローを学び実践に生かせる準備をするという目標だったが、具体的な場合を想定してイメージできるようになり、そのためにどんなことを準備すべきかがわかるようになってきた。
- 退院後生活環境相談員の役割については十分に再確認できた。法改正における医療保護入院者の同意の更新に必要な手順は概要理解にとどまった。
- 法改正内容を知りたいという目的で参加した。色々な視点で幅広い知識や情報が得られ、改めて法改正の内容が今の社会に求められているのかを確認する機会になった。
- 法改正を意識し、改めての学び直しと法改正の対応に向けた他受講者と情報共有もしたかった。グループワークの時間を活用しそういった情報共有もできてとても有意義だった。
- 今法改正における変更点を学ぶことを目的に参加した。研修では、他機関の退院支援委員会の実施方法や、退院後生活環境相談員の心構えなどを学ぶことができた。
- 改正精神保健福祉法についての理解が中心と思っていたが、他地域の方とのグループワークを通して、状況共有ができたことが成果となった。
- 所属する県の協会や医療機関で法改正後の動きについての研修会がなく、どのように考え、動けばいいかわからなかったが、研修に出たことで、法改正の押さえるべきポイントや退院後生活環境相談員として求められていることが明確になり、それを職場でも共有できた。
- 改正法運用について実務がイメージできるようになることが念頭にあった。研修を受講してみて、運用の複雑さに混乱したが、受講したおかげでそれを現場に持ち帰ることができた。
- 4月から実施された入院者訪問支援事業と地域自立支援協議会に積極的に参加し始めた。
- 法律改正への意識づけが目標。改めて厚生労働省のホームページや、さらに勉強をすすめようと思うきっかけになった。
- 今まで形骸的になされていた医療保護入院者退院支援委員会の中で、処遇改善や退院促進を検討する対話が委員会内でなされることで退院後生活環境相談員の存在意義が今までよりも明確になった。
- 研修参加の一番の目的は法改正への対応だったが、同職種内で内容を共有し改めて MHSW として患者さんの権利と擁護を考えるきっかけとなった。
- 法改定の概要を理解し、本研修で得た情報を基に法改定に向けて事前準備を進めることができた。また、法改定後も研修内容を参考に関連業務について検討することができている。
- 改正の要点の理解、地域の支援者とのチーム支援のあり方を学んだ。
- 手順や他病院の現状が把握できた。
- 実務としての内容が確認できたのがよかった。また、「役割」に「精神保健福祉士としての

意識」を加味できたと思う。

- 法改正に伴う運用の変化に対する不安を解消したくて参加した。これについては解決しなかったが退院支援委員会の可能性について認識を改めることができた。職場で MHSW 全員に書面で報告し、可能な範囲で口伝も行った。
- 病院勤務ではないが、精神障害者の支援にあたることが多く、法改正について知りたいと思い参加した。法改正について、熟知したとは言えないが、少しでも知ることができて、日頃の業務に活かしている。
- 家族や障害福祉サービス（就労・生活）に従事しているメンバーに不利益がないように支援することを習得目標とした。学んだことを還元できると考えている。
- 自身は医療保護入院で入院している方の成年後見人をしている。退院支援委員会にも参加し、退院後生活環境相談員の役割が具体的に見えてきた。
- 自身の職場のやり方しか知らなかったが、他の方と意見交換をしたいと思い参加をした。同じグループの方々やファシリの方の反応を見て、私自身の職場に対する違和感を今後も大切にしていきたいと思うことができた。
- 委員会の進め方など、これで良いのかと迷いながらの部分もあったが研修を受ける中で改善点なども見つけることができた。
- 相談員の職に就いて日が浅かったので、相談員としての役割や他院の相談員の方との違いなど、世間を知りたい気持ちで臨んだ。講義で基本的なことを学び、大きくはズレていないことに安心もしたが、特に模擬退院支援委員会では、本人や家族から意見を言う順番の大切さには納得させられ、そのように改めた。
- 自身が所属する団体等での研修企画の動機付けとなり、専門職だけでなく当事者や家族の思いや願いを受けとめる機会に恵まれた。加えて、精神保健福祉士養成教育における実習・演習授業で改正法に基づき精神保健福祉士（退院後生活環境相談員）が担う役割と当事者の権利擁護の重要性について具体的に伝えることができた。研修開催に感謝している。

2. 『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』の活用について

問 4-1. ガイドラインを活用していますか

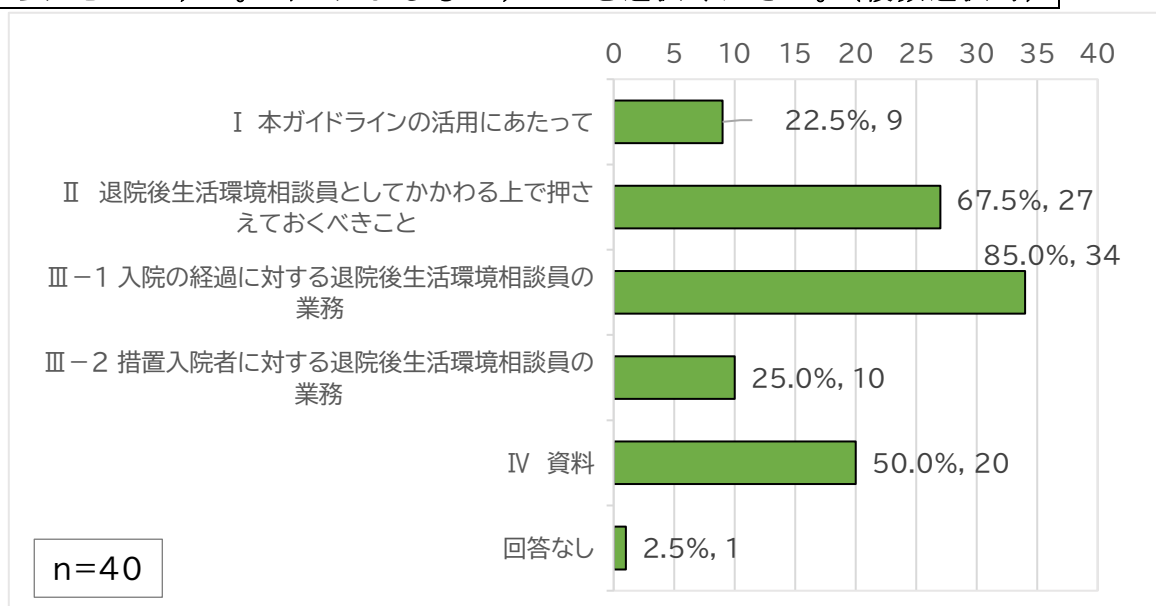


問 4-2. (「活用していない」) 活用していない理由をご記載ください。(自由記述)

(n=6)

- 医療関係との個別課題の情報共有が不十分と感じている。時間が取れない。
- 部署間で話し合っているが、部署間での想定やどの範囲でお互いに連携していくかの情報共有ができていない。
- まだ活用に至っていないため、再度確認して活用できるようにしていきたい。
- ガイドラインは大まかに頭に入れ、流れは作ってはいるが、基本的に一人一人に合わせて細かい調整をしているので、具体的にガイドラインを活用しているかという点とあまり当てはまらないため「活用していない」にチェックを入れたまで。

問 5. (「活用している」) 活用している場合、ガイドラインの中でよく活用しているところはどこですか。当てはまるものすべてを選択ください。(複数選択可)



問 6. (「活用している」) どのような場面で活用していますか。(自由記述)

(n=40)

- 退院後生活環境相談員の業務の確認。
- 退院支援委員会等の進め方・手順の確認。
- 入院時。
- 更新に伴う手続きの流れの確認。
- 医療保護入院の更新前1ヶ月～更新日にかけて、フローチャートを活用している。
- 法改正でのポイントや流れの確認。
- 措置ケースを対応する際。
- 患者との面談やカンファレンス時。
- 医療保護入院の更新について流れや各種様式を調べる際に使用。
- 手順の確認、教育。
- 同職場の退院後生活環境相談員・MHSW、他職種（医者や医事課も含めて）へ内容を共有する時の資料として。相談室内全体での共通認識を確認するためのツールとして。
- 同職種及び多職種に対して、制度の説明や理解を求める場面において活用している。

- 退院後生活環境相談員の選任の通知をする際に、巻末資料を活用している。院内の資料作成の際に内容を引用して使用している。
- 法改正に向けての勉強会で活用し、運営の仕方についても話し合った。
- 院内・部署内の周知や勉強のための資料としての活用が多い。
- 精神保健福祉士協会等での学習会で活用した。また、大学での授業や実習生の巡回指導・帰校日指導等でも副教材として活用している。
- 自分の支援に迷った時。
- 入院後、渡さなければならない書類や、日付の設定などの確認に使用。
- 2024 年 4 月 1 日以降の医療保護入院患者さんの退院支援委員会を開催する時期に当たる 6 月前後には、当局等からの Q & A と共によく活用した。

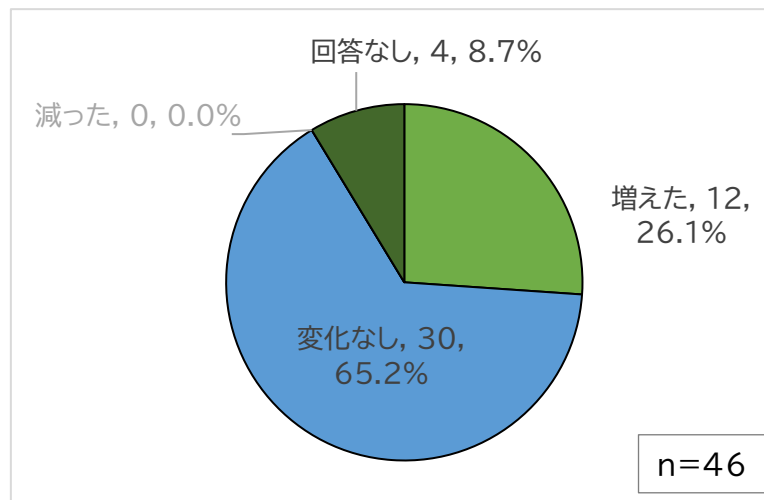
問 7. ガイドラインの改訂にあたって追加してほしい内容、期待するものがあればご記載ください。(自由記述)

- 病棟や対象者別の事例なども掲載してほしい。
- 現状においては事務的な手続きを正しく行うことで精一杯だが、本来は入院継続必要との前提がある中で退院支援に関する検討をどのように効果的に行うべきか学びたい。
- 厚労省からの Q & A がわかりにくい。
- 退院支援委員会の流れ（満了日 1 ヶ月前～更新届の提出期限まで）において、経営者として最低限守るべきポイントを可視化し、示してほしい。入院届や定期病状報告書にあったような、更新届の作成マニュアルがほしい。
- コラムの内容がポイントになっていると感じている。
- ガイドラインを冊子で配布してほしい。
- もう少し先で良いと思うが、新制度で運用してきた結果、新たな解釈や運用が認められる内容が出てくれば、それを追加してほしい。
- もう少し手続き作業の効率化も当局には考えていただかないと、患者さんとの関わる時間を割いてまで手続き作業に時間を費やす値打ちがあるのかというところを、当協会（日本精神保健福祉士協会）として働きかけていただくことを期待している。
- 退院後生活についてのフォローをし合えるケア会議の義務化を制度化してほしい。

3. 改正精神保健福祉法の施行による変化について

①地域援助事業者の紹介について

問 8. 入院者及び家族等への地域援助事業者の紹介の機会



問 9. 地域援助事業者の紹介・連携や自治体との連携に関して、工夫されている点や課題等があればご記載ください。(自由記述)

- 退院後生活環境で、金銭、服薬、衛生（ゴミ）、買物、通院の課題を地元の自立支援協議会の「にも包括」チームで共有する努力をしている。
- 中核支援センターや地域移行支援を利用する、障害福祉課のケースワーカーとの連携、保健所職員との連携を心がけている。
- 自立支援協議会への参画。
- 地域の支援者のリーフレットを作成した。
- お互いに想定するケースが多くなり、今、お互いに想定する状況を設定して話し合っている。他の機関で情報共有していることが共通掲示板等で参照できるようにしてほしい。
- 入院時から退院後に必要な支援について調整を始めること。
- 必要に応じて入院時から退院を見据えた早期の連携を図れるよう心掛けている。
- 退院支援委員会に向けて、各々が何をやるのかを皆が意識するようになった。
- 入院前から地域援助事業者と関わりのあった場合は、入院中も情報共有を行っている。病状改善が不十分である場合、地域援助事業者を紹介する段階に至らない。
- 常日頃から行政や地域援助事業者と顔の見える関係性を保てるように、先方に出向くように意識している。しかしながら、書類や病棟のカンファレンス、他機関との受診・転院業務が忙しく、残業が増えている。
- 地域側の認識や周知は不十分なため、行政に相談して進めている。
- 患者の状態によっては地域援助事業者がどんな人であるかを理解していただくことが難しく、説明の仕方は工夫が必要だと感じている。
- 計画相談の事業者はまだまだ少なく不足している。
- 地域援助事業者の相談支援事業者が、実情としてどこも受け入れができず、委託相談で一時的にお願いしており、ご本人にとって十分な支援が受けられているかが不安。
- 入院時の相談員の案内に記載しているが、急な退院となる機会も多く、具体的な紹介や連

携を望まれない方もいる。

- 地域援助事業者に対応してもらえないケースが一定数ある。病院に求めるのではなく、地域相談事業者や自治体側の整備が必要かと思う。
- 新規相談を受け入れてもらえる相談支援事業所、移動支援事業所が圧倒的に少ない。
- 高齢者の長期療養病棟のため、退院者が少ないままである。
- 紹介のタイミングが課題かと思っている。現実には退院の目途が立ってきてからで、自宅退院の場合がほとんどで、施設退院だと施設側の CM くらいになる。本当は退院に向けての支援段階から紹介や連携が必要かと思うが、それは我々が困っているような困難事例該当者に対してしかできていない。

②医療保護入院者退院支援委員会について

問 10. 医療保護入院者退院支援委員会の運営に関して、工夫されている点や課題等があればご記載ください。(自由記述)

- ご家族や関係者をなるべく参加していただけるように日程を調整している。
- 本人が本当に望む将来像はどのようなものか、言葉で表せなくても、何らかの意思表示をモニタリングすること。
- 期日管理表を作成し、開催もれがないようにしている。
- 本人、本人の希望があれば家族へ、説明を対面で行っている。
- なるべくご本人やご家族が参加して意見を言えるように調整を心掛けている（直接家族の参加が難しければ電話で話をしてもらおうなど）。
- 本人・家族の出席を積極的に促す。
- 法に規定されているからやるということだけではなく、委員会という場面を活用して、退院に向けてご本人や家族、関係者をどうやってエンパワメントするのかなど効果的な委員会の持ち方を考えるようになった。
- 開催頻度も多くなり日程の調整に苦慮している。可能な限り、本人、家族の方には参加してもらうよう努力しているが、なかなか困難を極めている。面会に来ていただいている家族の方は比較的参加率は高いが、あまり来られない家族の参加率は低い。自宅退院を目指している方は地域援助事業者の参加もしてもらっている。
- 家族へも参加を促しているが、なかなか家族の参加ができていない。
- 開催の可否検討や調整期間が2週間と短く、開催時には退院可能な状況となる場合や、家族・地域の参加ができないこともみられる。
- 指定医診察から委員会開催までに間が空きすぎないように調整するのが大変なことがある。通知やお知らせが多く家族にはわかりにくいと思われる。
- 委員会前に地域援助事業者と病棟スタッフとの顔合わせの機会を作ることによって委員会の中に事業者が入れるように工夫しているが、お互いの日程が合わず実現に至っていない。
- 期限が厳密で、他業務もあるなかで、法律順守の上での効率が重視されてしまう。MHSWとして、ダメなことは頭にありつつも、書類業務や期限があるものが多すぎる。
- 高齢者の長期療養病棟での退院支援は困難だと痛感している。
- 対象患者の管理がとても難しい。
- 審議録をそのまま患者本人にお渡しするにあたって、病気の認識がある方ばかりではないので言葉の表現に悩まされる。

③医療保護入院者の入院期間の更新手続きについて

問 11. 入院期間の更新手続きに関して、工夫されている点や課題等があればご記載ください。(自由記述)

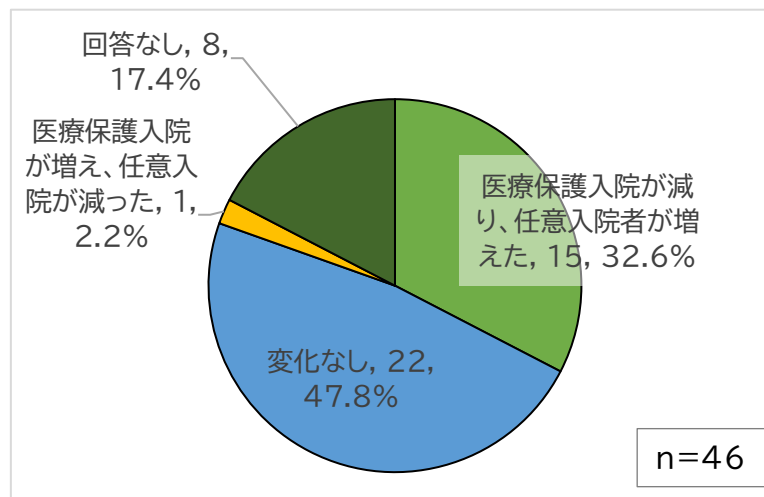
- 早い時期から主治医と今後の治療目処を含め相談し、なるべく同意者同席のもと委員会を開催。更新の同意もいただくようにしている。当日までに必要書類を揃え、当日は委員会後に家族の面会を当て、お待たせする時間を短縮している。
- 医療保護入院を継続することになったとしても、なぜその入院形態継続が必要なのかについて他職種から意見をもらうようにしている。
- スケジュール管理。日頃から家族と対話する機会を作る。
- 医師や医事課と連携をとって手続き漏れがないように管理している。
- スケジュール管理の担当者を設け、手続き漏れのないようにしている。
- 医師や看護師、医療事務とも更新手続きについては密にやり取りをして、抜けがないように努力している。また、問題なく行われているかを毎週一度はチェックするようにしている。
- 漏れがないように月別のリストと病棟別のリストを作成し管理。
- データ管理＋アナログ管理を行っている。ミーティングを活用し、管理担当者と実際の患者さんの担当者が週2～3回更新が必要な方の確認を行っている。入院期間満了日の1ヶ月前の方を全体に周知し、退院支援委員会や指定医診察の実施状況を確認している。
- 指定医の診察、退院支援委員会、更新の通知のお渡し、家族等の同意書への署名依頼、更新のお知らせのお渡しをほぼ同時に行っている。
- 2ヶ月前から病棟に入院期間満了日が近づいていることを掲示して、医師や看護師にも意識してもらえるようにしている。
- 更新期日の管理の効率化が課題となっている。
- 開催漏れのないよう部署内全員で、日付の確認を行っている。10月から始まる法改正以前の入院者の退院支援委員会をどう実施するか悩んでいる。
- お知らせ等の案内事項が増えたため、それらが漏れないようにということで精いっぱいである。
- 更新手続きについて医師とのスケジュールや家族との調整がとても難しい。また医療保護入院者退院支援委員会開催にあたって時間も取り、更新手続きを行うまでかなりの時間を要してしまう。
- 更新期間をできるだけ短くできるようにしているが、ソーシャルワーカーと医師の意見がかみ合わず苦勞している。場合分けしてガイドラインがあるともう少しスムーズに決められると思う。
- 可能な限り電子化しているが、精神保健福祉士の行う連絡調整や事務的な手続きが増え、他の退院支援業務に支障をきたす場面がみられる。
- 当初は慣れない手続きに何度も流れや書類の種類を確認しながら更新手続きを行って大変だった。今後の経過措置で10月以降に手続きが必要な長期入院者の更新が始まるとかなりの仕事量になるため、不安に感じている。
- 手続きをもう少し効率化できないのか疑問に感じている。特に入院期間の更新に関する本人への告知が、(自分の地域では)入院期間満了日の翌日となっており、事前に家族の同意があってもずらせない。診療録に告知したことを記載しないといけないため、その管理

が加わるものが煩雑である。

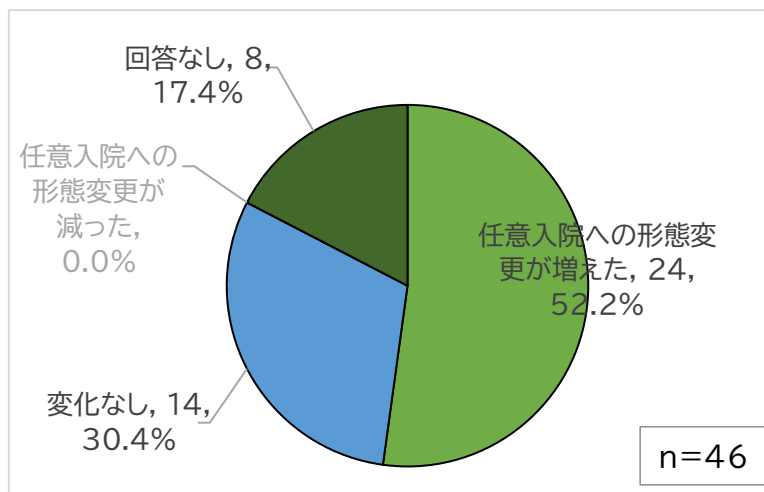
- 課題として事務的作業が経過措置の終了する 10 月以降、圧倒的に増えるため、患者本人への直接支援の時間を削らざるを得ず、結果的に法改正の趣旨と逆行する現象を危惧する。
- 認知症患者については、「病院においてほしい」という家族の意向や、任意入院への切り替えの難しさ等、今回の改正内容を活かすことに課題がある。

④任意入院者の状況について

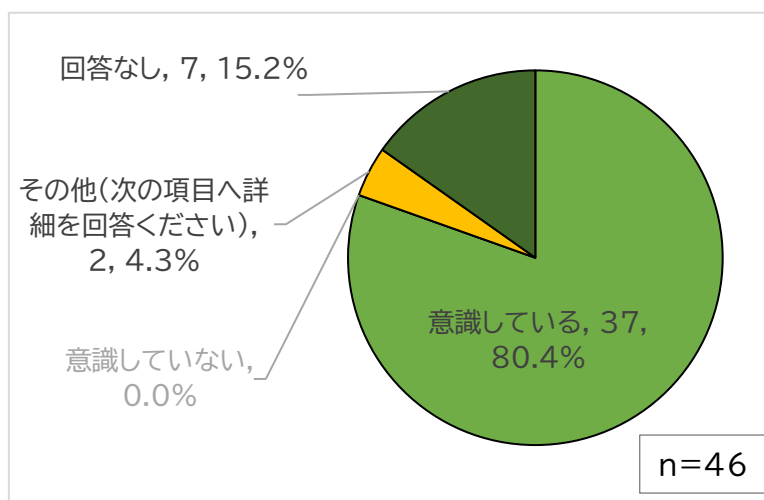
問 12. 改正法施行後、任意入院者数は変化しましたか。



問 13. 医療保護入院者の任意入院への形態変更について変化はありましたか。



問 14. 医療保護入院者の任意入院への変更を意識していますか。



4. ヒアリング協力についてのお伺い

ヒアリングへの協力が可能であり、連絡先情報を提供すると回答した者は、7名であった。

3. 調査②ヒアリング調査結果

1) ヒアリング内容の要約

今回のヒアリングから見てきたことは、以下のとおりである。

運用ガイドライン及び法改正後の業務に関して

- ガイドラインのボリューム（ページ数）は現状維持が望ましい。
- コラムは、精神保健福祉士が大切にしなければならないことが盛り込まれていると重要性が評価されている。
- 旧制度では退院支援委員会開催が義務ではなかった方の委員会を開く時に、悩むことがある。本人・地域援助事業者への声掛け例などの具体的情報がほしい。
- 任意入院へ形態変更となった場合、入院継続とかかわりが希薄化することの危惧がある。
- 「医療保護入院の更新手続きの流れ」の表における、入院期間の更新の告知時期の記載についての修正が必要。
- 本人が家族から虐待を受けていると言った場合等、虐待に係る対応の詳細がほしい。
- 法改正を理由に、家族を巻き込みやすくなり、また、医師の意識も変わってきていると感じる。

研修プログラムに関して

- 法改正による変更や業務内容を習得したく受講したが、結果として、本人主体の退院支援委員会であるということを始めとした、日頃の業務の振り返りの機会となった。
- 模擬退院支援委員会のロールプレイによる、役割・立場の疑似体験での気づきの促進があったこと。他者の会議進行から学びが大きかった。
- 演習はファシリテーターの技量が重要である指摘があった。
- 病院と地域の協働を意識できる方法論を組み込んでほしい。

2) ヒアリングで出た意見詳細

前年度研修受講に関する感想・意見

- ・研修受講動機は法改正後の変更点を理解すること、法令順守であった。講義で更新届等の期限に触れた時に、会場受講者の危機感と不安感が高まった。その危機感でガイドラインを持ち帰り職場で準備することができた。
- ・どのように支援していくのが効果的なのか、退院する、しないの選択肢だけではなく、ご本人了解のもと任意入院で治療を続けていくという視点の幅も広がった。
- ・改めて、退院後生活環境相談員が担当につくということの意味を考えさせられた。セッション3で地域の事業所の活用の話に触れ、病院の中にいると地域と連携しているつもりでできていないことや、どうしても医師主導の治療方針が立てられるが、このセッションで得た視点で患者さんの選択肢が広がる感覚がつかめた。
- ・対面で他の受講者との出会いがあり、意見や気づきを聞くことができたことは大きい。
- ・自身は経験が少なく、退院後生活環境相談員の役割を学んでいるところでの受講だった。病院の中での相談員としての視点や役割の整理ができた。
- ・模擬退院支援委員会で他の受講者の委員会のやり方を見ることができ、話を聞く順番などに感心した（自身の職場は必ず医師から始めていたが、まず本人・家族からの話を聞くことが大事であると思った）。
- ・法改正の内容を学ぶことを目的にしていたが、日々の業務で自分がどう患者さんと向き合うかを改めて考え直す機会になった。
- ・セッション4の模擬退院支援委員会がとても良かった。自身の立ち位置を改めて考えさせられる機会となり、大変意義のある研修だった。
- ・ファシリテーターの力量が重要。経験や退院支援委員会の在り方の理解が求められる。
- ・模擬退院支援委員会で普段と違う役割（地域援助事業者を演じた）を体験することで、新たな気づきが得られた。いきなり委員会に来て話してくださいと言われても色々と考えて話しづらかった。事前に患者さんと会ってもらってから委員会開催とすべきだと感じた。

今後の研修について改良点等の意見

- ・法改正以降、任意入院への形態変更が増えているが、手続き都合での視点があるのではないかと疑問がある。それで本当に長期入院の解消になっていくのか、一歩踏み込んだ

話題もあっても良いかと感じた。

- ・任意入院が手段ではなく目的化しないよう、具体的にどういった地域生活に向けた動きをイメージできているかまで踏み込みたい。病院と地域の協働を意識した、「作戦会議」といった項目を盛り込んでもらえると嬉しい。

『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』について、必要な改良や修正等の意見

- ・「コラム」がとても良いため継続掲載希望。精神保健福祉士にとって大事なことが書かれており、職場の同僚に勧めている。
- ・ガイドラインの全体の分量（ボリューム）は現在と同じくらいのままで持ち歩けるくらいが良い。
- ・任意入院になった方にも医療保護入院者と同じ対応をしていくのは難しい現実はあるだろうが、そこでエネルギーを失わないでいなければならないのが退院後生活環境相談員だというメッセージがあると良いと思った。
- ・これまで退院支援委員会の開催対象ではなかった「重度かつ慢性」に当たる方について、法改正で初めて退院支援委員会を開催する方も出てくるだろう。すごく長く入院されていて、これまで退院という考えが出てこなかった方の会議を、どのようにするのか。開催時の声掛けや、地域援助事業者をどのように呼んだらいいかなど、具体例があると助かると思った。
- ・「医療保護入院者の更新手続きの流れ」の整理表が良いと思っている。付け加えるなら、診療録に記載しなければならないことを忘れがちであるため、法律上必須な事項はこれだと載っていると嬉しい。
- ・運用についてQ & Aが多く出ているが、法律に書かれていることとずれがある。わかりづらいところを保健所等に電話確認すると法律よりも厳しめの回答をされたりする。今後の監査を考えると保健所からの指導通りにしなければならないが、わかりづらいところの運用詳細が定まっていることがあるならばガイドラインに掲載してほしい。県によって地域差があると聞いたりするが。
- ・様式 14「医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ」について、入院患者さんへのお知らせするタイミングが、P. 52 からの表では満了日のところにある。県に問合せたところ、法律上は満了日の翌日の 0 時から 4 週間以内だと回答があった。
- ・業務上困っているのが、ご家族が虐待の加害者である場合の対応。ご本人から入院時に「家族から虐待を受けてたんです」と伺った内容だけで、家族が虐待していたと捉えていいのか曖昧。病院の判断だけでそうして良いのかとても迷うケースがある。この辺りをもう少し詳しく記載してもらえないか。

改正精神保健福祉法の施行後の状況について

- ・退院支援委員会を開催できる期間が、満了日 1 か月前からの 2 週間しかないことがとてもやりづらい。その 2 週間の間でできるだけ多く、家族や地域援助事業者等に来てもらいたいと考ええると、条件が厳しい。もう少し幅を持たせてやれるルールにした方がいいのではないか。色々なところで縛りが強すぎると感じる。

- ・法改正後の実際の地域の声を聞くと、退院支援委員会への声がかかる機会は多くなっているという意見は聞く。実際に開催した際に家族や地域を呼べなかった場合も、「次の開催時はしっかり呼べるよう段取りを組もう」と作戦会議を立ててくれる病院もあった。それは今回の改正の効果だと感じる。
- ・大きな変化はないものの、法律を理由に経過措置だった方の家族等を巻き込みやすくなったと感じる。一方で、定期的に医療保護入院者全員に委員会を開催しなければならないため、スケジュール調整含め主治医は大変になっていると思う。
- ・所属病院でも医師たちの意識が変わってきていることを感じる。任意入院への変更や外泊に行ってみようといった提案が出てきた。また、自分自身、入院が長くなりそうだという方に関しては、地域の方を呼んでみようと思うなど、意識がすごく変わった。
- ・退院支援委員会の開催についても、こちら側がこの患者さんには会議参加は難しいだろうと思う病状だったが、病室でやってみようという医師からの提案で開催してみた。そうしたら、ご本人が「早く退院したい」という意見をはっきりおっしゃったのはとても印象的だった。こちらが勝手に無理だと思っていたのかもしれないと感じる場面であった。
- ・入院形態変更や退院支援委員会をきっかけに、ご本人のことを考えてほしいと医師に意見を言いやすくなった部分がある。
- ・期日管理をしなければならなくなったことから、病棟が違う職員同士でも、課全体で意識するようになった。データ管理だけでなくアナログ管理で、ホワイトボードに入院日や更新期日を全部貼り出すようにしている。全体での工夫をするようになった。
- ・退院支援委員会の開催期間が短いということはあるが、普段から家族や地域援助事業者を呼んで患者さんに会っていただくことはしているので、必死に委員会のその日に人を集めるのではなく、その前から伺っているご意見を委員会の議事録に載せて対応する工夫をしている。

以上

第 3 章

『退院後生活環境相談員のための 退院促進措置運用ガイドライン』 の改訂

1. 運用ガイドラインの改訂経過

運用ガイドラインの改訂に当たっては、改正精神保健福祉法における退院促進措置では、地域援助事業者及び行政担当者と医療機関との連携や医療機関内の多職種による取り組みが重視され基礎となっていることを踏まえ、それらの連携や取り組みを促進する観点から見直すことを念頭に置いた。

運用ガイドラインの改訂に関して本事業の第1回検討会（2024年7月16日開催）において検討会構成員からいただいた意見等は次の通りであった。

【第1回検討会における運用ガイドライン改訂に関する意見】

- 現場で実際に使えるようなチェックリストが作れたらよい。また、運用ガイドラインは自治体担当者にも見せて「こうしたことをしなければならない」と促せるようなものだとよい。
- 介護保険部分の説明がバランス的に薄いと思っている。P.31下では、居宅介護支援事業だけで終わっているの、障害福祉と対になるような仕組みである、介護保険も併記が必要かと思う。
- 運用ガイドラインのお助けツールを掲載しているが、各病院で作り直す手間をかけてしまっていたら良くない。こういったデータをExcelシート等で配布とか、電子カルテでうまくやっているといった病院の情報を収集して（周知するのが良い）。忙しい忙しいと言っているのはキーワードな気がして、そこを改善する方策を考えないと。質の向上をすることはいいのだが業務量がどんどん増えて消耗するのは本末転倒。
- どのタイミングで自治体が入ればいいのか、地域援助事業者はどういったタイミングでの情報提供や会議への参加をすべきかなど話がとても大事になると思う。
- （作業部会で巻末の法改正に関する通知等は縮小整理する案が出ていたことについて）これを読まずにやりやすいところだけ読んで本質を忘れてしまう恐れがある。（条文等に）苦手意識を持っている方も多いため、可能であれば通知類は残した方がよい。

検討会における意見聴取後は、第2章で報告した令和5年度モデル研修受講者へのアンケート調査・ヒアリング調査を経て、事業担当者による作業部会の中で運用ガイドラインで改訂すべき項目や具体的内容等について協議を重ねていった。2024年10月の段階では、2024年11月15日開催の第1回モデル研修に使用するため、以下のような改訂を行うこととした。

- ・ 退院後生活環境相談員だけでなく地域や行政の方にも活用してもらうことを想定して「改正精神保健福祉法の概要」を冒頭に入れる。「3 退院後生活環境相談員に係る令和4年改正の概要」の内容で、重複する部分は削る。
- ・ 「(4) 地域援助事業者の紹介」と「(7) 退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整」を差し替える。(7)については、時系列にまとめ直す。また介護保険サービスに触れることになっていたのを追記する。
- ・ 退院支援委員会についての説明が重複している部分があるため、まとめる。

- ・ コラムで「介護保険サービスの利用について」「医療保護入院者退院支援委員会を形骸化させないために」を追加する。
- ・ 改正された「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」の市町村の地域生活支援における役割に関する記述を記載する。

また、期日管理や業務の確認が手軽にできるようなチェックリストがあると良いという検討会からの意見から、運用ガイドラインの改訂作業と並行して、事業担当者にて検討を進めていった。

モデル研修の開催に向けて暫定的に改訂した運用ガイドラインに関して、第2回検討会（2024年11月28日開催）において構成員から次の意見をいただいた。

【第2回検討会における改訂運用ガイドライン（暫定版）に関する意見】

- わかりやすく、コンパクトにまとまっている。
- 介護保険領域では精神保健福祉法の改正に関して情報提供する場がない。法定研修はあるが障害分野がほとんど入っていないのが課題になっている。障害福祉課等が所管していると思うが、これを介護保険課との横連携で情報を流す仕組みがないと、自分から取りにいかない限り伝わらないことが大きな課題になっている。
- 作業療法士は、むしろ他職種連携する職種として、この法改正とか、退院支援委員会に参加がどのようにできるかを、ここで作業療法士がアセスメントした対象者の能力評価についてどこまで言えるかによって、退院後に使えるサービスが違ってくという認識があるので、そこにどう参画できるかは大きいと思う。
- ガイドラインは非常によくできている。この通りやればすばらしい運用になると思う。
- このガイドラインを実行できる人は、職場の中で一流と言われる人でないとできないだろうという印象がある。能力が高い人だけが実現可能ではなく、残りの8割の職員もこのくらいならできるだろうという状況の構築もすごく大事に思う。
- 退院後生活環境相談員が退院促進の業務の中で、抱え込んでしまう状況を防がないといけない。まず一番大事なことはつなげるということなので、風通しを良くする・スムーズなつながりについて、ガイドラインに厚めに書いてほしい。

2回のモデル研修開催を経て、事業担当者による作業部会において運用ガイドラインの改訂作業を進め、第3回検討会（2025年2月10日）において最終的な改訂案を提示し、検討会構成員から次の通り意見をいただいた。そのうえで、運用ガイドラインの改訂に至った。

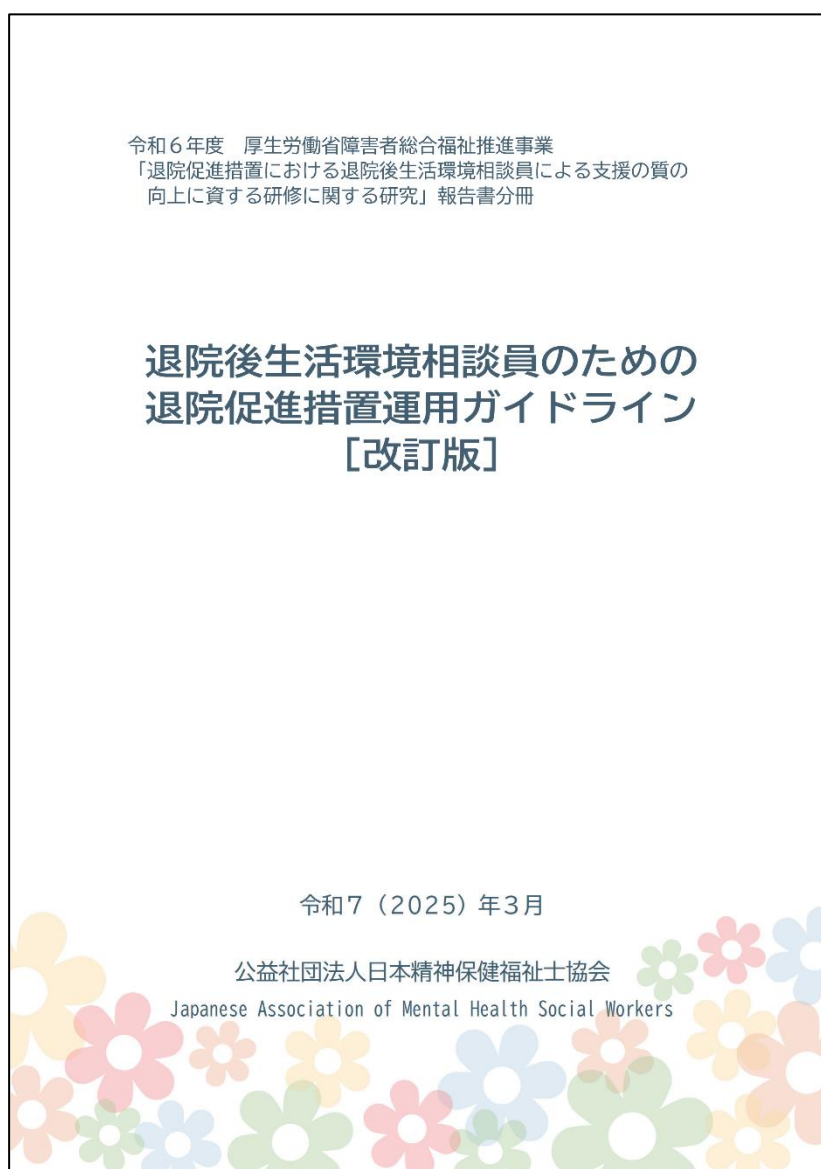
【第3回検討会における運用ガイドライン（改訂案）に対する意見】

- 介護保険サービスの利用についてのコラムは、内容的に問題はないと思う。書いたらキリがないので、もっと介護保険詳細を知りたいときには別資料で学ぶよう誘導する、また地域差があるので、そこについては各地域で現状を調べてもらうことが重要だと思う。

- とてもいいガイドができたと思う。このガイドラインを今後いかに活用していけるか、研修の仕組みとして今回できたものをどう汎化させていくかが、今後の課題だと思う。
- すごくいいものができた。看護師の立場から見ても、これをしっかりと順序立てて読んでいけばついていけるのだろうと思った。
- ガイドラインもざっと読み、これが本当に実装されていればいいと思う。（今後は）職員が患者さんに寄り添えるゆとりを創り出し、目の前の仕事をこなしていただくの、誰にとっても嬉しくない状況から脱せればと思っている。

2. 【改訂版】退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン

完成した改訂版運用ガイドラインを付す。



退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン[改訂版]

目 次

I	本ガイドラインの活用にあたって.....	1
■ 1	はじめに	1
■ 2	本ガイドラインの見方と留意点	3
II	改正精神保健福祉法の概要	5
■ 1	法改正の概要（一部）	5
■ 2	退院後生活環境相談員に係る改正内容.....	7
III	退院後生活環境相談員としてかかわる上で押さえておくべきこと	8
■ 1	退院後生活環境相談員の目的・役割.....	8
■ 2	退院後生活環境相談員として大切な視点	10
	コラム よりよい援助関係の構築のために	13
■ 3	法改正に伴う医療保護入院手続きについて【解説】	15
	（1）医療保護入院とは.....	15
	（2）医療保護入院に係る家族等の同意	16
	（3）医療保護入院の入院期間の更新手続きについて	18
IV	入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務	22
IV-1	医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務.....	22
■ 1	選任後、速やかに行う支援.....	24
	（1）本人・家族等へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明等	24
	（2）退院請求、精神科病院内の虐待等に関する相談体制、虐待通報窓口等の案内..	26
	（3）地域援助事業者の情報把握と連携	27
	コラム 面接（かかわり）とアセスメント.....	28
■ 2	退院に向けた支援	30
	（1）本人の意向を尊重した相談の実施	30
	（2）退院への意思の確認.....	31
	コラム チームでかかわる：院内の多職種連携.....	32
	（3）希望する退院後の生活についての聴取	33
	（4）地域援助事業者の紹介	33
	（5）入院者訪問支援事業の紹介（都道府県等実施の場合）	36
	（6）退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整.....	38
	（6-1）入院早期からの取り組み.....	38
	（6-2）入院中～退院に向けての取り組み	39
	（6-3）日頃からの取り組み	41

コラム 介護保険サービスの利用について	43
コラム 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの活用.....	44
■3 医療保護入院者退院支援委員会	45
(1) 医療保護入院者退院支援委員会開催の通知.....	47
(2) 本人への開催日時・開催趣旨の丁寧な説明.....	47
(3) 院内外の関係者の医療保護入院者退院支援委員会参加調整	48
(4) 本人、出席した家族等・地域援助事業者等への審議結果の通知.....	49
コラム 長期入院者への働きかけや退院支援委員会の持ち方.....	51
■4 入院期間の更新.....	52
(1) 更新届の「退院に向けた取組の状況」の記載.....	52
コラム 医療保護入院者退院支援委員会を形骸化させないために	55
IV-2 措置入院者に対する退院後生活環境相談員の業務.....	56
■1 選任後、速やかに行う支援.....	56
(1) 本人・家族へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明等.....	56
■2 地方公共団体による退院後支援計画の作成対象者である場合の業務.....	57
■3 定期病状報告の退院に向けた取組の状況欄の記載.....	58
コラム 任意入院後も可能な限り早期の退院支援の継続を	59
V 資 料.....	60
1 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（全文）	61
2 様式9 医療保護入院に際してのお知らせ.....	69
3 様式8 医療保護入院に関する家族等同意書.....	71
4 様式1 市町村長医療保護入院同意依頼書.....	72
5 様式10 医療保護入院者の入院届.....	73
6 別添様式1 医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ	76
7 別添様式2 医療保護入院者退院支援委員会審議記録.....	77
8 様式12-1・12-2 医療保護入院の入院期間の更新に関する通知.....	78
9 様式13 医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書.....	82
10 様式14 医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ	83
11 様式15 医療保護入院者の入院期間更新届	85
12 様式16 医療保護入院者の退院届	88
13 様式23 措置入院者の定期病状報告書	89
14 改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A（別添の一部抜粋）【令和6年4月施行関係】	92
15 【参考資料】退院後生活環境相談員の紹介文書（医療保護入院）	97
16 【参考資料】退院後生活環境相談員の紹介文書（措置入院）	98

I 本ガイドラインの活用にあたって

1 はじめに

令和4(2022)年12月に「精神保健福祉法」が約10年ぶりに改正され、令和5(2023)年4月からはその一部が、令和6(2024)年4月からは全面的に施行されました。同年10月からは、法改正以前から入院されている医療保護入院者の更新の手続き、いわゆる「経過措置」の運用が開始されています。医療現場からは、慣れない期日管理や書類管理に追われる日々には苦戦しているとの情報が届いている一方、これまで長年に渡って漫然と入院が継続されていた方や、退院することは難しいとされていた方であっても、法改正を契機に入院の必要性や退院するための方策をあらためて他職種・他機関と共に吟味・検討したことにより、任意入院への形態変更や実際に退院された例も数多く散見されているようです。みなさんの現場では、今般の法改正によってどのような変化が起きているでしょうか？

さて、公益社団法人日本精神保健福祉士協会では、退院後生活環境相談員を中心的に担う精神保健福祉士の実践や重視すべき視点を示した「精神保健福祉士のための退院後生活環境相談員ガイドライン」を平成28年(2016)年6月に作成(ver.1)し、平成31年(2019)年3月に改訂(ver.1.1)、さらに令和5(2023)年には精神保健福祉士を対象としていた当該ガイドラインをすべての退院後生活環境相談員が活用できるものへとブラッシュアップさせ、かつ退院後生活環境相談員がこの複雑な改正法に即座に対応していくための実践に即したガイドラインへバージョンアップさせました。

そして、本年は、そのガイドラインをさらにパワーアップさせる目的から、地域援助事業者でもある介護支援専門員や行政機関との一層の連携、退院促進措置には欠かせない手法である院内多職種連携等に関するコラム、また、退院後生活環境相談員がより重視しなければいけない視点等を追加しました。さらに、重複していた文言の整理、読みやすいレイアウトへの整形など、今まで以上に実践において活用しやすい内容へと改訂しました。

昨年度のガイドラインでも記したように、本ガイドラインは退院後生活環境相談員の「業務マニュアル」ではなく、また、現場での業務の「効率化」を追求するためのガイドでもありません。病院と地域が一丸となって入院患者の「権利擁護」をより適切に遂行していくために、そして、退院後生活環境相談員がその役割と責務を果たし、改正法を今よりさらに賢く活用するための有効な足がかりを得られるようにとの願いを込めて作成しました。行政機関の担当者や地域援助事業者の方々にとっても有益な情報が詰まっているばかりか、

退院後生活環境相談員にとっては自分の業務の点検、入院患者の退院促進措置の進捗が確認できるツールとなっています。ぜひ、本ガイドラインを機能的に活用し、一人ひとりの入院患者の権利の擁護と能動的な退院支援、それに付随した院内外の強固なネットワークの構築に役立てていただければ幸いです。

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

副会長 尾形 多佳士

2 本ガイドラインの見方と留意点

●本書の構成及びガイドカラー

・本書は、以下Ⅰ～Ⅴで構成され、それぞれガイドカラーを設定している。

柱 及び ガイドカラー	掲載内容
Ⅰ 本ガイドラインの活用にあたって ➡1 頁～	1 はじめに 2 本ガイドラインの見方と留意点
Ⅱ  改正精神保健福祉法の概要 ➡5 頁～	1 法改正の概要(一部) 2 退院後生活環境相談員に係る改正内容
Ⅲ  退院後生活環境相談員としてかわる上で押さえておくべきこと ➡8 頁～	1 退院後生活環境相談員の目的・役割 2 退院後生活環境相談員として大切な視点 3 法改正に伴う医療保護入院手続きについて【解説】
Ⅳ  入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務 ➡22 頁～	Ⅳ－1 医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務 1 選任後、速やかに行う支援 2 退院に向けた支援 3 医療保護入院者退院支援委員会 4 入院期間の更新 Ⅳ－2 措置入院者に対する退院後生活環境相談員の業務 1 選任後、速やかに行う支援 2 地方公共団体による退院後支援計画の作成対象者である場合の業務 3 定期病状報告の退院に向けた取組の状況欄の記載
Ⅴ  資料 ➡60 頁～	【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知】 【パブリックツール】 → 各種様式 【改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&A】 【参考資料】

●22～23頁:退院後生活環境相談員の業務

- ・22～23頁の表は、医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務について掲載している。
- ・22～23頁の表に掲載している「退院後生活環境相談員の業務」「パブリックツール等」については、具体的に記載・掲載している頁番号を記載しているので参照されたい。

●用語等について

【本人】

本文では対象となる医療保護入院者や措置入院者(患者)について、「本人」又は「入院者本人」と表現している。ただし、資料編についてはこの限りでない。

【医療保護入院者退院支援委員会】

見出しにおいては常に「医療保護入院者退院支援委員会」と表示している。ただし、【 】や●の単位において繰り返し出てくる場合、1回目は「医療保護入院者退院支援委員会」、2回目以降は「委員会」と省略して掲載している。

【和暦・西暦】

本書では、「はじめに」は和暦(西暦)の表記、「はじめに」以外では和暦表記で統一している。

Ⅱ 改正精神保健福祉法の概要

1 法改正の概要(一部)

我が国の精神保健福祉施策は様々な変遷をたどり、平成7年の精神保健法改正において法律名が『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、精神保健福祉法)』へと変更された。この時点で、我が国の精神病床数は36万床に達していた。

その後、平成16年9月に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が示され、「入院医療中心から地域生活中心へ」というその基本的な方策を10年間で推し進めていくこととなった。そして平成23年の改正において、医療保護入院者に対し退院後生活環境相談員の選任と退院支援委員会の開催が義務付けられることとなり、平成26年に施行された。

令和4年12月16日に『精神保健福祉法』が改正され、一部は令和5年4月から、そして令和6年4月1日から全面施行された。今般の改正は、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものである。そのため、本改正において、第1条の「目的規定」の中に『この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ～』という文言が追記された。そして、措置や医療保護入院といった非自発的入院の人権を擁護し、地域の支援者と共に、早期から、本人の意向に添った退院に向けた取り組みを行う、という役割がより明確にされた。このように本改正において、精神障害者の権利の擁護が盛り込まれたことの意義は大きく、実践においてその役割をしっかりと果たしていく必要がある。

医療保護入院の期日管理等、日々の業務が煩雑になったことは否めないが、誰のために、何のために行っているかを見失うことなく、日々の実践を積み重ね、次の改正につなげていきたい。

●医療保護入院期間の上限設定と更新制 ⇒ 本書 15、20 頁～参照

- ・医療保護入院の入院期間は、医療保護入院日から6か月を経過するまでは3か月以内とし、6か月を経過した後は6か月以内とする。
- ・医療保護入院期間に上限設定がされたこと、入院期間の更新における条件が定められたことの意義は大きい。

●医療保護入院の市町村長同意要件の見直し ⇒ 本書 17 頁～参照

精神保健指定医の診察の結果、医療保護入院が必要と認められた場合に、以下の要件に該当する場合には、市町村長同意が検討できる。

- ・家族等がいずれもない
- ・家族等の全員がその意思を表示することができない
- ・家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない
- ・家族等が患者との関わりを明確に拒否している

●地域生活への移行促進措置の強化 ⇒ 本書 33 頁～参照

措置入院者への退院後生活環境相談員の選任、また措置や医療保護入院者への地域援助事業者の紹介が義務化された。これにより、精神科病院側だけでなく、地域援助事業者側の両者が入院早期から連携した退院への取り組みが期待される。さらに、地域生活を支える支援システムの構築は、再入院の予防や再入院となった場合の入院の長期化の防止にもつながっていくことが期待される。

●入院者訪問支援事業 ⇒ 本書 36 頁～参照

市町村長同意による医療保護入院者等を対象として、訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴き、生活に関する相談や必要な情報提供等を行う。医療機関以外のスタッフとの面会交流の機会をつくり、本人の権利擁護を図ることを目的とした新たな制度である。本事業の実施主体は都道府県、政令指定都市で任意事業である。

訪問支援員は、資格等の制限はなく、国で標準化された研修を受講し都道府県等が任命した者(当事者や保健医療福祉従事者、弁護士、市民等)が担うことができるとされている。

●精神科医療機関における虐待防止措置の義務化 ⇒ 本書 26 頁 参照

精神科医療機関での虐待事件が後を絶たず、社会問題として取り上げられる中、本改正(第40条の2)において、精神科病院の管理者は、虐待防止に関する意識向上のための措置、虐待防止のための研修の実施及び啓発、虐待に関する相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置、その他「当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するための必要な措置」を講ずるものとする、と規定された。そして、精神科病院の業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが通報しなければならない、と通報が義務化された。

【参考】日本精神保健福祉士協会誌 通巻 138 号 VOL.55/No.3 2024 P243～P247、P253～P257

2 退院後生活環境相談員に係る改正内容

●措置入院者への対応

- ・措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することが義務化された(法第29条の6)。

●退院後生活環境相談員として有すべき資格

- ・退院後生活環境相談員として有すべき資格は以下のとおりであり、新たに、公認心理師が追加された。

- ①精神保健福祉士
- ②保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士又は公認心理師として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者
- ③精神障害者やその家族等の退院後の生活環境についての相談及び指導に3年以上従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了した者(令和6年度以降、新たな研修の予定はなし)

●医療保護入院者退院支援委員会

- ・精神科病院の管理者は、法第33条第1項又は第2項の規定により定めた入院期間(2回目以降の更新については、更新された入院期間)が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会を開催しなければならない。
- ・委員会には、当該医療保護入院者の主治医が出席する(別に精神保健指定医の出席は不要)。
- ・委員会は、医療保護入院者の入院期間満了日の1か月前から開催することができる。

Ⅲ 退院後生活環境相談員としてかかわる上で押さえておくべきこと

1 退院後生活環境相談員の目的・役割

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に責務や役割が記載されているため、以下に紹介する。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知



【第1 退院促進措置に関する措置の趣旨】

措置入院及び医療保護入院者の退院促進に関する措置は、措置入院及び医療保護入院者が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。

【第2 退院後生活環境相談員の選任】

1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1)退院後生活環境相談員は、入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2)退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関、地域援助事業者、その他地域生活支援にかかわる機関との調整に努めること。
- (3)入院者の支援に当たっては、本人の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4)以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

4 業務内容（前文）

退院後生活環境相談員は、精神科病院内の多職種による支援チームの一員として、入院者が退院にむけた取組や入院に関することについて最初に相談することができる窓口の役割を担っており、その具体的な業務は以下のとおりとする。

以上、期待されていることは形だけのことなく、非自発的入院をされた人に対し、話を聞き、受けとめ、本人の意向に沿った支援を行う。また、退院に向けた取り組みとして院内多職種チームの中心的役割を果たし、関係機関との窓口、調整等の役割を果たすように期待されている。さらに、その業務に必要な技術や知識を得て、資質の向上を図るように求められている。

2 退院後生活環境相談員として大切な視点

退院後生活環境相談員は、退院後の本人が希望する生活の実現に向けて、入院者本人の希望に寄り添いかかわりをもつことで、少しずつ安心感を育み、信頼関係を構築していく。そのためにも入院早期からの本人との継続したかかわりが重要となる。

かかわりや支援の展開において、本人を地域で暮らす一人の「生活者」として支援し、リカバリーの過程に寄り添うこと、ストレングスの視点を基盤とし、本人を主体とした権利の回復・尊重を重視し、権利擁護のために働きかけること、当事者との協働を支援の基本におくことは特に大切な視点である。ここでは、「精神保健福祉士業務指針(第3版)」を踏まえながら、退院後生活環境相談員として大切な視点について確認していく。

●「生活者」の視点をもつ

我が国の精神保健医療福祉は、制度上の資源不足や福祉サービスの脆弱さが目立つ分野であり、長らく病的診断を重視し、治療による回復や病状の安定を中心とした援助(医学モデル)が行われてきた歴史がある。2001年にWHO総会で採択されたICF(国際生活機能分類)は、人の生活機能を「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三要素で構成し、それらの生活機能に支障が生じている状態を「障害」としている。そして、障害は個人的な要因や健康状態のみならず、家庭や職場、社会などのその人を取り巻く環境との相互関係の中で生じることを示している。退院後生活環境相談員は、様々な人や場面とのつながりにおいて自らの生活を創造する生活者として捉える視点(生活モデル)に立ち、対象者を生活の全体像から捉えることが大切である。

また、入院者一人ひとりがどのライフサイクルに位置し、どのような人間関係や社会関係を経験し、どのような人生観やライフスタイルをもっているのかを理解することが重要である。このことは、重い病気や障害を抱えていても、人が暮らす拠点は地域であるという認識をもち、地域における生活の連続性や人々とのつながりを保障していくものである。

●リカバリーの過程に寄り添う

リカバリーとは、精神疾患等や疾患に伴う生活上の困難・障壁を越えて自分自身の人生の目標、夢や希望に向けて歩む、自分らしい生き方への道のりのことをいう。単に病気の治癒や症状の改善といった医学的な回復(臨床的リカバリー)を意味するのではなく、病気や障害によって失われたその人らしい生活を再構築し、新たな人生の意味や目的を見出すこと(パーソナル・リカバリー)をも含んでいる。退院後生活環境相談員は、リカバリーの視点を重視し、入

院者本人が希望や生きがいを感じられる生活を目指す過程に寄り添い、支援することが求められる。

●その人やその人を取り巻く環境の「強み」を活かす（ストレングス）

すべての人が、力や可能性をもちリカバリーできる存在である。また、すべての環境には、資源や人材や機会が潜んでいる。対象者が主体性を取り戻し、自分らしい生き方を取り戻していく上で、その中にある潜在的な力や可能性を見出し、個人的な価値を探し出す「ストレングス」の視点が欠かせない。

退院後生活環境相談員は、入院者本人の障害を「問題」として注視するのではなく、本人や本人を取り巻く環境のもつ「強み」に焦点を当て、それらを最大限に活かした働きが求められる。また、本人の希望を重視し、その希望に向かうその人自身の力や周囲の力を資源として支援を行うことが重要である。

●主体性を回復・尊重する（エンパワメント）

すべての人が、自分のことは、他者に強制されるのではなく、自分の考える方針・方法で日常生活や将来の生き方を決めることを欲し、また、決定できる存在である。社会的な制約や抑圧・制限、ネガティブな評価等により、自己決定の機会が失われたり、自身や他者への不信感・無力感などを抱えて本来の自分の力を発揮することができない状態（パワーレスな状態）に陥っている入院者も少なくない。退院後生活環境相談員は入院者本人が自己決定できなかった環境や状況を改善し、本人の有する力や潜在的な力を引き出すことをとおして、主体性を回復・尊重することを重視する。

●権利を擁護するために働きかける（アドボカシー）

障害の有無にかかわらず、すべての一人ひとりの命・生活が尊重されること、自分で自分の生き方を選択すること、健康的な生活を送ること、自分の居場所を自分で決めること、すべての人に保障された人として生まれながらに有する基本的な権利（基本的人権）である。

退院後生活環境相談員は、入院者本人の基本的人権を認識し、それが侵害されるような事態を的確に捉え、働きかける。本人のもつ権利を擁護するために、入院者自身が声をあげるプロセスに寄り添いエンパワメントするとともに、障害に伴う困難の中で権利を行使ができない状況にある入院者においては、その自己決定を尊重し、意思決定を支援し、権利行使を実現するためのかわりを行う。

●当事者との協働を基本におく（パートナーシップ）

上記の視点を具体的な支援につなげるために不可欠なのが、当事者との協働である。入院者を単に援助の対象として捉えるのではなく、自分の人生を歩み生活問題を解決しようとする主体として認識することが重要である。

退院後生活環境相談員は生活主体者である入院者本人との協働を支援の基本におき、パートナーシップを形成することが大切である。

【参考】公益社団法人日本精神保健福祉士協会（2020）、『精神保健福祉士業務指針第3版』

※『精神保健福祉士業務指針第3版』には、上記の視点などと合わせて精神保健福祉士の価値と理念を具体化する業務指針等が示されている。全文は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会のホームページよりダウンロードできる。

<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/20201031-gyoumu3/all-gyoumu3.pdf>



コラム よりよい援助関係の構築のために

退院後生活環境相談員は、入院者本人との良好な援助関係を築いていくための適切な行動原理・技法・基本的原則を身につけ、実践していくことが求められる。

アメリカの社会福祉学者であるバイステック(Biestek,F.P.)は、著書『ケースワークの原則(The Casework Relationship)』において、ソーシャルワーカーとクライアント(援助を必要とする人、何かしらのサービスを利用する人)との間に望ましい援助関係を築くための行動原理「バイステックの7原則」を示した。以下にバイステックの提唱した7原則を紹介し、入院者と良好な援助関係を築くためのポイントを示す。



【バイステックの7原則】

1 個別化(クライアントを個人として捉える)

入院者本人は一人ひとり異なる独自の存在であり、尊厳を持ったひとりの人である。「精神障害者」「病者」などと一括りにせず、ひとりの人として理解する姿勢が大切となる。診断や判定等で一律の支援を行うのではなく、悩みや課題はあくまでも本人が個別に抱えているものとして捉え、理解する必要がある。

2 意図的な感情表出(クライアントの感情表現を大切にする)

退院後生活環境相談員は、入院者本人が自由に本音や感情を表出できるように言語的、非言語的コミュニケーションを図ることが大切である。本人の中で抑制された感情を吐露することは援助関係の形成において重要である。本人の感情表現を否定したり制御するのではなく、表出された感情を大切に読み取り、理解する必要がある。

3 統制された情緒的関与(援助者は自分の感情を自覚して吟味する)

退院後生活環境相談員は、援助という目的を意識しながら、入院者本人の感情に適切な形で対応する必要がある。退院後生活環境相談員自身が、本人とのかかわりの中で、自らにわき起こる感情を自覚し、自分の感情を適切にコントロールして対応することが大切である。

4 受容(クライアントを受けとめる)

その人のあるがままの姿を把握し、ありのままに受けとめる姿勢はパートナーシップを構築する上での第一歩となる。退院後生活環境相談員は、入院者の表出したどのような感情に対しても、良し悪しの判断は入れず、この人はこのような人なのだとなり、ありのままを受けとめることが大切である。それにより、本人は安全感を獲得しはじめ、自分を表現したり、ありのままの自分を見つめることができるようになる。

5 非審判的態度(クライアントを一方向的に非難しない)

入院者本人の行動に対して、一方向的に否定や非難をしない態度は援助関係を形成する上で重要である。退院後生活環境相談員は、本人の言動や状況に対して良し悪しの判断や安易な決めつけをするのではなく、本人に関心をもち、理解しようとする姿勢が求められる。

6 自己決定(クライアントの自己決定を促して尊重する)

退院後生活環境相談員は、入院者自身がどうしたいのか、どのように生きたいのかという希望に寄り添い、入院者自身の中にある潜在的な自己決定の力を活性化しながら、本人の自己決定を尊重する。特に、病状等により一時的に自己決定が難しい状況にある場合には、かわりをおして自己決定を支援していくプロセスが大切である。

7 秘密保持(秘密を保持して信頼感を醸成する)

援助関係の過程で、入院者本人が隠しておきたいことや知られたくないことを打ち明けることがある。自分の秘密や個人情報が守られていると感じなければ、安心して退院後生活環境相談員の支援を受けることができない。退院後生活環境相談員は、知りえた秘密の情報をきちんと保持することが大切である。入院者の秘密を保持することは倫理的な義務であるとともに、信頼関係構築の基本となる。

3 法改正に伴う医療保護入院手続きについて【解説】

令和4年の法改正により、精神保健福祉法の目的として、精神障害者の権利擁護を図ることが明確にされたことにより、非自発的入院である医療保護入院について、より本人の権利擁護の視点をもった適正な手続きで実施することが必要である。

(1) 医療保護入院とは-----

●対象と要件等

- ・対 象：精神障害者であり、医療及び保護のために入院が必要であって、任意入院を行う状態にない者
- ・要件等：精神保健指定医(又は特定医師)の診察及び家族等のうちいずれかの者の同意が必要(特定医師による診察の場合は12時間まで)

POINT

- ・医療保護入院時、3か月以内の入院期間を定める必要がある。

参 考



▼任意入院

【対 象】入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者

【要件等】精神保健指定医の診察は不要

▼措置入院／緊急措置入院

【対 象】入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

【要件等】精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置(緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りるが、入院期間は72時間以内に制限される)。

▼応急入院

【対 象】入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態になく、急速を要し、家族等の同意が得られない者

【要件等】精神保健指定医(又は特定医師)の診察が必要であり、入院期間は72時間以内に制限される(特定医師による診察の場合は12時間まで)。

(2) 医療保護入院に係る家族等の同意-----

●医療保護入院のお知らせ

- ・本人、家族等に対して医療保護入院のお知らせを説明し、書面を渡す。(病院管理者)
- ・その際に入院理由についても本人、家族等へ説明をする。

●家族等の同意の確認及び同意書の記載 (第33条)

- ・家族等(配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人)のいずれかの者の同意。
- ・精神障害者が未成年(18歳未満)である場合は、原則として父母双方からの同意を要する。
- ・「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。(法第5条第2項) ただし、下記の各号のいずれかに該当する者を除く。
 - 1 行方の知れない者
 - 2 当該精神障害者に対しては訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - 3 家庭裁判所で免じられた法定代理人、保佐人、補助人
 - 4 当該精神障害者に対して配偶者らからの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行った配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でないものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 5 心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 6 未成年者

POINT

- ・同意について家族等の間で不一致を把握した場合、家族等の意見の調整が図られるよう、医療保護入院の必要性について説明を行う。
- ・原則として診察の際に付き添う家族等から同意を得る。その際には、可能な範囲で運転免許証や各種保険者証等の提示による本人確認を行うことが望ましい。
- ・後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。
- ・後見人又は保佐人の意見は十分に配慮されるべきものと解する。

- ・同意者が後見人又は保佐人、選任された扶養義務者である場合は審判書若しくは登記事項証明書を添付する。
- ・医療保護入院後に、入院に反対の意思を有する家族等を把握した場合、入院医療の必要性や手続きの適法性について説明する。その上で、依然として反対の意思を有する時は、都道府県知事(精神医療審査会)に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

●市町村長による医療保護入院の同意（第33条第2項）

- ・精神科病院の管理者は、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない、若しくは同意又は不同意の意思表示を行わない場合に該当すればその者の居住地の市町村長の同意により入院させることができる。
- ・市町村長同意による入院以後、本人に後見人等が選任された場合等新たに家族等ができた場合は、当該家族等に更新の同意を求める必要がある。

POINT

- ・家族等の存在を把握しているが、連絡先を把握できず、連絡をとる手段がない場合等により同意を得ることができない場合は、「行方の知れない者」として扱い市町村長同意による医療保護入院を行って差し支えない。ただし、家族等がいるが旅行等により一時的に連絡がとることができない場合は、当該「家族」は「行方の知れない者」には当たらないため、この場合は応急入院を行い、その間に家族等と連絡を取って医療保護入院の同意を得ることが必要である。
- ・市町村長が医療保護入院に同意をした場合、当該市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えることとされている。退院後生活環境相談員を中心とする病院職員は、市町村の担当者が同意後面会し、本人の状況を把握しているかを確認の上、必要に応じて市町村に連絡すること。
- ・直系血族及び兄弟姉妹がいないが、3親等以内の親族がいる場合、3親等以内の親族は扶養義務者の審判を受けない限り、第5条第2項に規定する家族等に該当しない。

●家族が虐待の加害者である場合の対応

- ・医療保護入院の同意や退院請求を行うことのできる「家族等」から家庭内暴力(DV)や虐待の加害者を除く。
- ・市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- ・当該家族が唯一の家族である場合、関係機関は市町村長同意の依頼ができる。

●家族が更新の同意又は不同意の意思表示を行わない場合の取り扱い

- ・入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族の負担軽減から家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない場合(家族が「同意又は不同意の意思表示を行わない」旨を明示していることが必要)についても市町村長同意の依頼をすることができる。

(3) 医療保護入院の入院期間の更新手続きについて-----

●精神保健指定医の診察

- ・精神保健指定医による診察により、本人の同意に基づく入院(任意入院)が行われる状態になく、引き続き入院治療が必要と判断した場合は、入院期間の更新を行うこととなる。

●医療保護入院者退院支援委員会の開催

- ・入院期間(2回目以降の更新については、更新された入院期間)が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会を開催しなければならない。(詳細は45頁～「医療保護入院者退院支援委員会」を参照)

●家族等の同意

- ・入院期間を更新する場合についても家族等の同意が必要。医療保護入院に同意した家族等(2回目以降の更新の場合、直前の更新に同意した家族等)に対し、通知をする必要がある。(後述参照)
- ・家族等の同意については、入院期間満了日の1か月～2週間前に入院期間の更新にかかる同意の通知を行う(やむを得ない場合(※)を除く)。通知を受けた家族等の回答期限を、通知から2週間確保している必要がある。

※更新の同意を求める通知をした家族等が死亡したこと等により、それ以外の家族等に通知した場合や退院予定であった入院者が入院期間満了日の直前に病状が悪化したため、入院期間の更新の手続が必要となった場合等が考えられる。

- ・一定の要件を満たした場合(POINT 参照)、提示期限(通知日の翌日から2週間を経過した日)までにその家族等のいずれかの者からも入院期間について不同意の意思表示を受けなかった時は、家族等の同意があったものとみなすことができる(法第33条第8項)。

【家族等の同意について】

家族等の意思	同意する	同意しない	不同意の意思表示がない (通知後2週間経過)	同意又は不同意の 意思表示を行わない※2	同意者なし ※3
医療保護 入院	○	×	みなし同意※1	市町村長同意	市町村長同意

※1 みなし同意：詳細は19～20頁の記載を参照。

※2 同意又は不同意の意思表示を行わない：詳細は18頁の記載を参照。また、これ以外の家族等がある場合は、市町村長同意の依頼はできない。

※3 同意者なし：家族等がない、DV加害者である。

●医療保護入院者の家族等への通知事項(第33条第8項／様式12-1・12-2)

・入院期間の更新の同意を求めるべき家族等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 1 指定医の診察の結果、なお医療保護入院の要件に該当する旨及びその理由
- 2 委員会において地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと
- 3 入院の期間を更新した後の入院期間
- 4 (一定の要件が満たされ)提示期限までに不同意の意思表示を受けなかった時は同意を得たものとみなす場合にはその旨及び当該提示期限(通知日の翌日から2週間を経過した日)

●医療保護入院期間を更新した場合

- ・本人、家族等に対して医療保護入院の更新のお知らせを説明し、書面を渡す(第33条の3)。
- ・「医療保護入院者の入院期間更新届」を都道府県等に提出する(第33条の2／様式15)。

POINT

- ・入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び医療保護入院者退院支援委員会の審議が可能。
- ・指定医による診察の結果、入院の継続が必要な場合で、本人の同意による入院が可能な場合は任意入院を検討する。
- ・任意入院が行われる状態になく、引き続き医療保護入院が必要との審議結果に至った場合、医療保護入院に同意した家族等(2回目以降の更新の場合、直前の更新に同意した家族等(※1))に対し、入院期間更新の同意を求める通知をする。

※1 当該家族等が死亡した場合などは、それ以外の家族等に同意を求めることができる。この場合、家族等の同意を得たものとみなすことはできないことに留意が必要。

- ・家族等への通知は、医療保護入院者の入院期間満了日の1か月前から2週間前までに行うものとする(※2)。ただし、当該医療保護入院者の入院期間満了日の2週間前から入院期間満了日までの間に、入院期間の更新が必要となった場合は、可能な限り速やかに行うものとする(※3)。

※2 入院期間の更新の判断は、可能な限り入院期間満了日に近い日の本人の病状に基づき行われることが望ましい一方で、家族等が更新に同意するかどうか検討するための時間を確保する必要がある。

※3のただし書きの場合、家族等の同意を得たものとみなすことはできないことに留意が必要。

- ・①家族等からの同意があった場合、②一定の要件に該当する場合であって、通知日の翌日から2週間を経過した日までの間に家族等から不同意の意思表示がなかった時に同意があったものとみなす場合(後述参照)、③市町村に依頼した場合は、市町村から同意があった場合に3か月以内の期間を定め、入院期間を更新することができる(※4及び後述【医療保護入院期間更新の考え方の例】参照)。

※4 入院期間の更新により、通算の入院期間が6か月以上である場合は、6か月以内の期間を定め、入院期間を更新することができる。

- ・家族等の同意があったものとみなす場合は、次のいずれの要件も満たす必要がある。

- ✓ 入院期間中に病院と(通知先の)家族等が2回以上連絡が取れていること。
- ✓ 医療保護入院に同意した家族等(2回目以降の更新の場合、直前の更新を同意した家族等)に対し更新の同意を求める場合。
- ✓ 通知を受けた家族等の回答期限を、通知から2週間(14日間)確保できていること。

- ・電話等で家族等の同意の意向確認を行った場合であっても、更新届に家族等の同意書を添付したものを10日以内に都道府県知事に届け出る必要がある(※5)ことを踏まえ、速やかに、通知事項の書面を家族等に郵送することが適当である。

※5 家族等の同意があったものとみなす場合は同意書は不要であり、その旨を更新届に記載する。

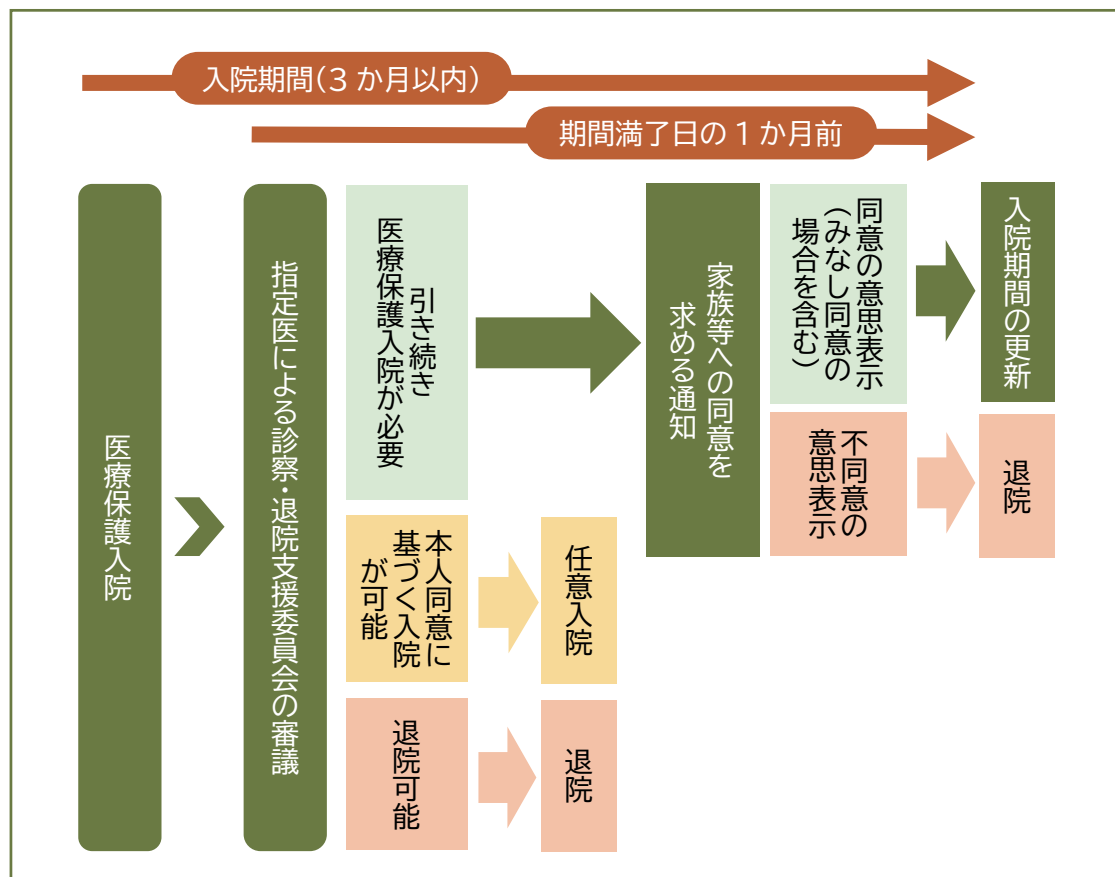
●市町村長同意について

- ・市町村長同意に関しては、みなし同意の規定は適用されないので、必ず市町村長の同意を得る必要がある。
- ・更新時においても、市町村の担当者においては、同意後、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝える必要がある。

【医療保護入院期間更新の考え方の例】

月数	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	6 か月以降				
例 1											
	初回:3か月			1 回目更新:3か月			2回目更新:上限6か月				
例 2											
	初回:2か月		1 回目更新:2か月		2回目更新:2か月		3回目更新:上限6か月				
例 3											
	初回:2か月		1 回目更新:3か月			2回目:3か月		3 回目更新:上限6か月			

【医療保護入院期間についてのフロー図】



【資料】厚生労働省

IV 入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務

IV-1 医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務

	入院時	選任後、速やかに行う支援	退院に向けた支援
医療保護入院の 手続き等	・入院の告知(指定医) ・同意者の要件(管理者)	・退院後生活環境相談員の選任(管理者) ※入院後7日以内に実施	
退院後生活環境相談員の 業務		(1)本人・家族等へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明等⇒24 頁 (2)退院請求、精神科病院内の虐待等に関する相談体制、虐待通報窓口等の案内⇒26 頁 (3)地域援助事業者の情報把握と連携⇒27 頁	(1)本人の意向を尊重した相談の実施⇒30 頁 (2)退院への意思の確認⇒31 頁 (3)希望する退院後の生活についての聴取⇒33 頁 (4)地域援助事業者の紹介⇒33 頁 (5)入院者訪問支援事業の紹介(都道府県等実施の場合)⇒36 頁 (6)退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整⇒38 頁
パブリック ツール等 (各種様式)	【様式9】医療保護入院に際してのお知らせ⇒69 頁 【様式8】医療保護入院に関する家族等同意書⇒71 頁 【様式1】市町村長医療保護入院同意依頼書⇒72 頁	【様式10】医療保護入院者の入院届⇒73 頁 【参考資料】退院後生活環境相談員の紹介文書⇒97～98 頁	
相談員の 心構え	入院のきっかけ、入院前の生活環境、本人・家族の今後の希望、生活歴等をしっかり聴き、アセスメントしましょう 本人・家族の揺らぎに寄り添いながら退院に向けた支援を行いましょう。 医・居・食・職・住・仲間などの調整を確認しましょう。		

入院期間の更新の検討が必要な場合

医療保護入院者退院支援委員会 ➡45 頁～

開催前

- ・指定医による診察
- ・家族等への通知(管理者)

- (1)医療保護入院者退院支援委員会開催の通知➡47頁
- (2)本人への開催日時・開催趣旨の丁寧な説明➡47頁
- (3)院内外の関係者の医療保護入院者退院支援委員会参加調整➡48頁

【別添様式 1】医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ➡76 頁

開催後

- ・医療保護入院者退院支援委員会の開催
- ・審議記録に署名(管理者)

- (4)本人、出席した家族等・地域援助事業者等への審議結果の通知➡49頁

【別添様式2】医療保護入院者退院支援委員会審議記録➡77 頁

【様式 12-1】医療保護入院の入院期間の更新に関する通知(法施行規則第 15 条の15各号に該当しない場合)➡78 頁

【様式 12-2】医療保護入院の入院期間の更新に関する通知➡80 頁

入院期間の更新

- ・本人・家族等への入院期間更新等の書面による告知(管理者)
- ・入院期間更新届の提出

- (1)更新届の「退院に向けた取組の状況」の記載➡52頁

【様式13】医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書➡82 頁

【様式 14】医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ➡83 頁

【様式15】医療保護入院者の入院期間更新届➡85 頁

日常的なかかわりを踏まえ、情報を共有しましょう

継続してかかわりましょう

1 選任後、速やかに行う支援



退院後生活環境相談員が担う具体的な業務

- (1) 本人・家族等へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明等
- (2) 退院請求、精神科病院内の虐待等に関する相談体制、虐待通報窓口等の案内
- (3) 地域援助事業者の情報把握と連携



パブリックツール等

【様式 10】 医療保護入院者の入院届 ➡73 頁

【参考資料】退院後生活環境相談員の紹介文書 ➡97～98 頁

(1) 本人・家族等へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明等-----

- ・選任された退院後生活環境相談員は、速やかに当該入院者及びその家族等に対して説明を行う。

【説明する内容】

- ・退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割。
- ・退院に向けて、入院者及びその家族等からの相談に応じること。
- ・退院等の請求、精神科病院内の虐待に関する相談体制、都道府県の虐待通報窓口等について案内すること。
- ・本人及び家族等が希望する場合、地域援助事業者を紹介すること。
- ・市町村長同意による医療保護入院者の場合、市町村の担当者の面会が速やかに行われるように、入院者本人への説明及び市町村担当者との連絡調整を行うこと。
- ・医療保護入院者退院支援委員会について、以下を掲げること。
 - ✓ 委員会の趣旨
 - ✓ 委員会には本人が出席できること又は出席せずに事前に口頭や書面で意見を述べるができること。
 - ✓ 退院後の生活環境にかかわる者に委員会への出席の要請を行うことができること。

視 点

●業務遂行の基本的留意点

- ・退院後生活環境相談員は、入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の入院者の退院支援のための取り組みにおいて中心的役割を果たすことが求められる。
- ・退院に向けての取り組みにあたっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図るとともに、行政機関、障害福祉サービス等事業者をはじめとする地域援助事業者その他、地域生活支援にかかわる機関との調整に努める。
- ・入院者の支援にあたっては、本人の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意する。
- ・単に退院を目的とするのではなく、本人が自らの希望に基づいた暮らしができるよう、入院当初からできるだけ早期に生活者の視点及びストレングスの視点に基づいた情報の収集・整理を行い、これまでの生活課題とその後の生活を視野に入れ、入院医療サービスの提供を通じて、生活の連続性を保障するよう心がけ、時に生活の再構築の機会となるよう検討する必要がある。

●退院後生活環境相談員が早期に介入する必要性

- ・入院時より退院を見据え、退院時には再入院につながりうる要因(本人の困りごと)を解決する必要がある。
- ・今回なぜ入院に至ったのか、病状悪化に影響しうる生活環境、生活背景が必ずある。それが何かを知り、(本人の了解のもと)院内外の関係職種に発信する。
- ・家族の不安やストレスを理解し配慮した上で、法制度について十分な説明を行い、家族の持つ力(ストレングス)に着目し、家族も主体的に問題解決に向けて取り組めるようにする。
- ・アセスメントの過程から支援が始まっており、“人となり”や“全体の状況”を細やかに把握でき、本人の思いに寄り添い、一緒に退院後の生活を考えることができる。
- ・より速やかな退院や地域移行に向けて、早期介入が再発予防、長期入院の予防につながる。

(2) 退院請求、精神科病院内の虐待等に関する相談体制、虐待通報窓口等の案内-----

【説明する内容】

- ・退院等の請求、精神科病院内の虐待等に関する相談体制、都道府県の虐待通報窓口等について案内すること。

視 点

●権利擁護

- ・権利侵害の状況に関する点検を行うとともに、クライアントが有する権利を適切に行使できるよう支援する。
- ・すべての人が【基本的人権】を有し、すべての人がその権利を行使する主体であることを認識する【当事者主体】【権利擁護】【エンパワメント】。
- ・クライアントに対する、法制度や社会資源の情報提供の不備は、権利侵害につながることを意識する【権利擁護】。
- ・サービスや社会資源の活用が、クライアント不在で進められていないかを常に確認する。権利擁護における支援者のパターンリズムに注意を払う【自己決定】【当事者主体】。
- ・権利行使の支援を【人と環境の相互作用】の視点から捉え、一方の権利行使が他方の権利侵害になっていないか留意する。

【引用】上記の権利擁護については、公益社団法人日本精神保健福祉士協会(2020)、『精神保健福祉士業務指針第3版』、P61を引用している

(3) 地域援助事業者の情報把握と連携-----

- ・日常的に地域援助事業者等と連絡を取り合うことを意識する。
- ・障害福祉サービスや地域援助事業者等の役割や機能を理解する。

視 点

●支援関係者同士の顔の見える関係づくり

- ・支援関係者同士が相互の役割や機能についての相互理解をもって協働する。
- ・普段から院内多職種と地域援助事業者等が相互に交わる機会を確保し、地域援助事業者等が入院中から本人にかかわれる土壌づくりを行う(例:院内多職種カンファレンスや地域援助事業者等を交えたケア会議及び担当者会議を開催し、情報共有を図りながら、退院に向けた取り組みについて話し合う)。
- ・地域自立支援協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステム等の協議の場に参画する。
- ・行政担当者との連携については、令和5年11月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」にて、市町村の業務として以下のように記載があることを踏まえて、相互連携を図る。

2 地域生活支援

精神障害者等の希望に応じ、精神障害の状態、地域生活の促進に必要な支援等を勘案し、最も適切な福祉サービス等の利用ができるよう相談に応じ、障害福祉サービス等の申請方法についての周知及び必要な情報提供を積極的に行うこと。さらに、精神障害者や医療機関からの求めがあった場合は、福祉サービス等の利用について調整を行うこと。

保健所や精神科病院等から地域移行を希望する入院患者についての相談がある場合、保健所及び退院後生活環境相談員等との連携を図り、速やかに相談支援やサービス等の利用の調整を行う。また、精神科病院から要請があった場合には、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会への出席も検討すること。

面接（かかわり）

・面接とは、退院後生活環境相談員の目的に沿った意図的な会話である。利用者の波長に合わせ、希望やニーズを理解し、その実現に向けて利用者との協働をするために、生活場面（ベッドサイド、敷地内散歩、外出の機会）のほか、クローズな環境の部屋を使用した面接等がある。その中で様々な面接技術を活用する。

- ✓ 場面構成
- ✓ 促し、受けとめ、支持、繰り返し、言い換え
- ✓ 質問、具体性の確認
- ✓ 感情反映
- ✓ 内容反映
- ✓ 情報提供、提案、助言
- ✓ 感情伝達と即時性
- ✓ 対決（直面化）
- ✓ 自己開示



▼入院早期に面接で顔を合わせ、退院後生活環境相談員の役割を説明する

・入院早期に本人及びその家族等と面接を行う。退院後生活環境相談員は、本人、家族の話を聞くことを第一としながらも、以下のような内容を伝える。

- ✓ 「入院中や退院後の心配事の相談をお受けします」
- ✓ 「生活に関する様々な相談にのり、一緒に考える役割です」
- ✓ 「生活を支援する制度を紹介できます」
- ✓ 「退院後、生活上の様々な相談を受け、支援してくれる事業所等を紹介することができます」

・退院後生活環境相談員に選任されたこと及びその役割を、口頭だけでなくパンフレット（ツール）などを活用しながら、本人が理解できる言葉で説明する。

・可能な限り早期に本人や家族等を交え、主治医、看護職員、退院後生活環境相談員が参加したカンファレンスやケア会議、面接を行えると、様々なことがわかり、方針が立てやすい。

▼入院早期に「かかわりの機会」を確保する

・入院早期より本人のところに行き話をする、「かかわり」を持つ、「かかわりの機会」を確保する。入院して間もない時期でも、まずは会いに行き話をする。

・面接の機会を確保するとともに、場所、時間、空間を考慮する。（面接の工夫）

・面接は退院後生活環境相談員の目的に沿った意図的な会話であるため、それを重視する。

・用件だけの面接にならないよう、その人の「人となり」、「希望する生活」等も意識する。

アセスメント

▼入院前の生活環境や退院後の生活に関する希望を聞きとる

- ・入院当初に本人や家族等からすべての情報を聞くことはできない。入院診察時や入院時の家族への説明、少し病状が安定した際の本人との面接、家族からの聞き取り等の機会を活用して情報収集を行う。
- ・なぜ入院することになったのか、原因になったことについての本人なりの思い、考えを確認する。

✓ 入院前の生活環境について

居住形態
家族の状況 同居、単身、key person の設定
受療状況 治療に対する考え、アドヒアランス
経済状況 本人の収入、家族の収入、入院で生じる経済的問題
年金状況 受給している場合は年金の状況
就労状況、職場環境
障害者手帳の有無
障害福祉サービス/介護保険の利用状況
公的機関の利用状況



- ✓ 本人の退院後の生活への希望、将来的な夢や希望、願い
- ✓ 家族の心配事、希望、願い

▼生育歴や生活歴、得意なこと、大事にしていること等の情報を収集する

- ・診療録やその他記録から支援に必要な情報を読みとる。確認できない場合は、どのような環境で育ってきたか、生活の拠り所としてきたこと、これまで、今後の生活で望んでいること(家族と暮らしたい、一人暮らしがしたい等)、仕事は何をしてきたのか、好きなこと、趣味・特技等にも時間をかけながら丁寧に聴取する。これらのことは、本人の理解やその人らしさを知るための大事なかわりである。

▼入院前から関係のある人や機関へ連絡する

- ・本人及び家族等の同意のもと、必要に応じて入院前から関係のある人や機関と連絡をとり、状況等を聴取することは、支援する上で大切な「その人と本人を取り巻く環境」を知る機会となる。

面接(かかわり)とアセスメントの視点

- ・常に変化する可能性をもった利用者とその環境を扱う継続的・多角的プロセスである。
- ・常に流動的に現象を捉え、柔軟性を保つことが必要である。
 - ✓ 本人のニーズ及び問題特性(何が生じているのか、緊急性はどの程度か)
 - ✓ 本人に関する医学的、心理・情緒的・社会的状況
 - ✓ 本人を取り巻く環境(家族や集団、地域、社会に関する情報)

2 退院に向けた支援



退院後生活環境相談員が担う具体的な業務

- (1) 本人の意向を尊重した相談の実施
- (2) 退院への意思の確認
- (3) 希望する退院後の生活についての聴取
- (4) 地域援助事業者の紹介
- (5) 入院者訪問支援事業の紹介(都道府県等実施の場合)
- (6) 退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整

(1) 本人の意向を尊重した相談の実施-----

- ・本人の思いに寄り添い、本人の意向を尊重する。
- ・必要な情報をわかりやすく伝えるなど、本人に配慮したかかわりを行い、自己決定ができるよう支援する。

視 点

●本人及び家族等との対話と関係づくり

- ・本人及び家族等との面接の機会を設け、意向の確認やニーズ把握に努める。
- ・電話及び手紙のほか、ビデオ通話等の情報通信機器の手段を用いて、家族等との相談の機会を確保する。
- ・かかわりの機会を確保し、本人の意向をエンパワメントできる環境を提供する。

(2) 退院への意思の確認-----

【長期入院の課題を理解する】

- ・長期入院により、退院を諦めたり、退院への不安を抱える場合があることを理解する。
- ・退院に向けた課題とともに、本人の強み(ストレングス)にも着目しながら、退院に向けた取り組みを計画的に実施する。
- ・本人の気持ちの揺れや動きに配慮しながら、継続的なかわりを行う。
- ・気持ちの揺れが起きるのは自然なことであり、気持ちの揺れに丁寧に寄り添いながら、対話を続けていくことが大切である。

【本人を取り巻く環境を捉える】

- ・生活環境と症状が相互に影響を与え合うこと、つまり生活環境と症状には相関関係があることを理解する。
- ・生活環境は、物理的環境のみならず、対人関係や経済的基盤なども含まれる。

視 点

●退院促進に向けた取り組みの工夫

- ・ピアサポートを活用する。
- ・集団プログラム(グループワークやSST、認知行動療法等)によるグループダイナミクスを活用する。
- ・地域や社会を知る機会(社会資源講座や外出プログラム等の実施)を提供する。

●生活環境のアセスメントとアプローチ

- ・入院前の生活環境を把握し、退院後の生活に関する情報をアセスメントする。
- ・退院後の生活を具体的に検討するために、退院前訪問を実施し、生活環境(居住環境、療養環境、日中活動の場等)の把握に努める。可能な限り多職種による複数訪問を実施し、多角的な視点からアセスメントを行う。退院前訪問は、入院後の早い段階から実施することが望ましい。
- ・退院後の支援の必要性や本人を取り巻く環境(居住環境、家族関係等)へのアプローチを検討していく。
- ・本人を取り巻く環境に課題がある場合は、その課題解決に向けた取り組みを多職種で行う。

院内多職種と地域援助事業者が退院支援における「チーム」となっ てかかわる意義

- ・退院支援において、医師や看護師、精神保健福祉士のみならず、心理士や作業療法士、薬剤師、栄養士などの多職種からの情報が有用となる。
- ・医師や看護師からの本人の疾病や障害の理解に関する情報は重要である。看護師は病棟での日々の生活を最も観察しているため、生活面における情報も知ることができる。また、症状悪化の注意サインや対処方法を整理したクライシスプランは、再発予防につながる手がかりとなる。
- ・心理士からの本人のパーソナリティ特性や思考及び認知の傾向などの情報は重要である。また、本人へかかわる際の留意点などの情報は、地域援助事業者が本人とかわり、関係構築を図る上で重要となる。
- ・作業療法士からの作業療法の場面で見せる本人の強みや苦手なこと、趣味や興味関心などの情報は重要である。例えば、本人の意向を踏まえ、退院後の日中活動を考える際には、こうした本人の情報をもとに、地域にある社会資源とのマッチングを図る上での具体的なイメージにつなげることができる。

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 例) 細かい作業が得意 | → 細かい仕事を提供している就労継続支援事業所。 |
| 体を動かす活動が好き | → 体を動かす活動をしている生活介護事業所。 |
| 病院の調理実習に積極的に参加 | → ヘルパーに本人の調理の能力を奪わないような支援を依頼する。 |



多職種連携のポイント

- ・本人や本人を取り巻く環境のストレングス(強み)にフォーカスした視点は、本人及び多職種双方において退院に向けて前向きに取り組める強力な手段となり得る。(退院意欲・退院支援意欲の喚起)。
- ・院内多職種が見出したストレングスの情報は、退院後に活用できる具体的な社会資源につながる。
- ・院内多職種のみならず、本人にかかわる地域援助事業者等を含む多職種チームによって、本人を多角的に理解し退院に向けた取り組みを行う。
- ・多職種連携の取り組みの積み重ねが、他の入院者の退院支援にもつながっていく。

(3) 希望する退院後の生活についての聴取-----

- ・本人と会って対話する。
- ・かかわりの機会を確保し、面接の場所の工夫や生活場面での会話を大切にする。
- ・本人が希望する退院後の地域生活について丁寧に聴取する。

視 点

●誰にでも生活に対する希望があることを前提としてかかわる

- ・退院後の生活についてのイメージが持てない場合は、現在の生活における希望を聴取する。
- ・「どのような生活をしたいか」という漠然とした問いにとどまらず、本人の人となりや踏まえた具体的かつ身近な問いかけ(趣味趣向、これまでの生活のこと等)を心がける。

(4) 地域援助事業者の紹介-----

- ・精神科病院の管理者には、本人又はその家族等の求めがあった場合や退院による地域生活への移行促進が必要と認められる場合には地域援助事業者を紹介することが想定されるが、そのためには、日頃から、市町村や地域援助事業者等と連携しておくことが重要である。
- ・本人が地域援助事業者の紹介を希望しなかった場合においても、本人が希望する地域生活について聴取するとともに、障害福祉サービス等の利用について、丁寧な説明を継続して行い、後に本人がその利用を希望した場合や紹介する必要性が生じた場合には、速やかに紹介等を行うことができるよう連携調整に努めること。

【地域援助事業者とは】

- ・本人又は家族等が、地域で利用可能な障害福祉サービス等の内容や申請方法を理解し、入院中から事業者との関係を築くことができるようにすることを目的に、法第29条の7(法第33条の4において準用する場合を含む)においては、障害者総合支援法に規定される一般相談支援事業、特定相談支援事業、すべての障害福祉サービス事業及び市町村の地域生活支援事業並びに介護保険法(平成9年法律第123号)に規定される居宅介護支援事業を行う者が地域援助事業者として定められている。

- ✓ 指定一般相談支援事業者（地域移行支援・地域定着支援）
- ✓ 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）
- ✓ 市町村の障害者相談支援事業（委託相談事業所）や地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う機関等
- ✓ 障害者総合支援法における障害福祉サービス事業者
- ✓ 居宅介護支援事業者及び介護支援専門員が人員配置基準に入っている、又は実際に介護支援専門員を有している介護保険サービス事業者

・なお、本人が障害福祉サービス等を入院前に利用していた場合(※)等については、当該事業者との連絡調整が必要になることが想定されることから、施行規則において、相談支援を行う事業者以外の事業者についても幅広く地域援助事業者に含まれるものとして定められている。

※「本人が障害福祉サービス等を入院前に利用していた場合等」とは、入院前に本人が生活していた共同生活援助(グループホーム)や通っていた就労継続支援B型事業所等があった場合に、当該事業所の職員が本人にとって身近で安心できる、関係性のある支援者であることも想定されることから、必要時に退院後生活環境相談員から連絡を取りやすくなるよう今回定められている。

【地域援助事業者の説明】

- ・本人にとって、わかりやすい言葉や口調を用いる。
- ・言葉や口調の例
 - ✓ 「あなたの退院を一緒に手伝ってくれる、病院スタッフ以外の支援スタッフがいます」
 - ✓ 「退院後の生活を一緒に考えてくれる、地域の支援者がいます」
 - ✓ 「退院のお手伝いをしてくれる人がいます」

【パンフレット（ツール等）の工夫】

- ・紹介を行う時、事業所のパンフレット(ツール等)を使用する。
- ・適切なツールを用いて、わかりやすい方法(表現)で伝える。
- ・その説明で、本人が理解できているかを確認する。
- ・上記に留意し、本人が理解し、選択できるよう情報提供するよう努める。
- ・行政や事業所とも協力し、パンフレットの作成段階からかわり、本人にわかりやすい説明文の表現の工夫も行う。
- ・イメージがより具体的に湧くように、絵や写真を用いて行うことが望ましい。

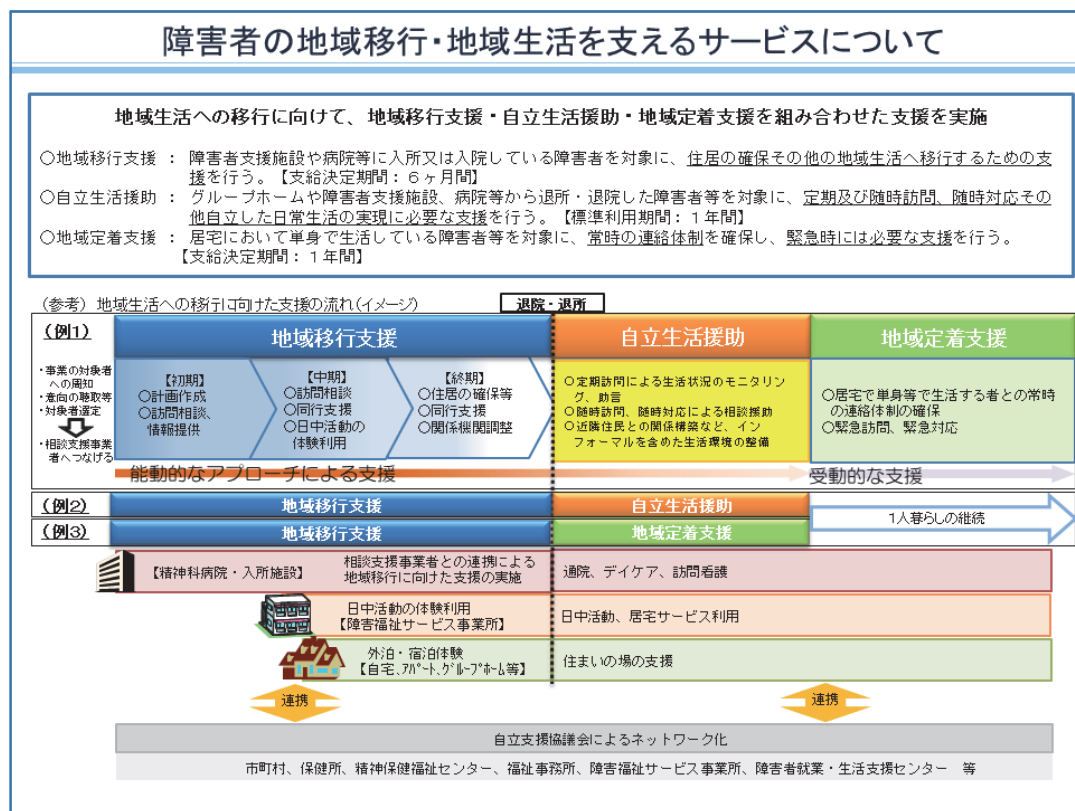
【地域援助事業者となる各機関の機能や役割を説明できる】

- ・地域移行支援・地域定着支援、計画相談支援、市町村の障害者相談支援事業所(委託相談)、基幹相談支援センター、地域包括支援センター等の機能や役割を本人や院内他職種に説明できるようにすること。

【参考】田村綾子(2020)、『障害者の地域移行・地域生活支援に関するサービス活用のためのガイドブック』(令和元年度厚生労働省科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業))



【地域生活への移行に向けた支援の流れ】



【資料】厚生労働省

【サービス内容や仕組みを説明できる】

- ・本人の希望する生活や、早期の退院支援や再入院の予防を意識する中で、地域移行支援、地域定着支援等のサービス内容や仕組みを説明できるようにすること。
- ・地域移行支援や地域定着支援等の利用の検討が必要な場合があることに留意すること。

視 点

●紹介にあたっての留意点

- ・措置入院者若しくは医療保護入院者又はその家族等から地域援助事業者の紹介の希望があった場合や、当該入院者との相談の内容から紹介すべき場合等には、地域援助事業者を紹介しなければならない。
- ・常に地域援助事業者等の地域資源の情報を把握し、収集した情報の整理に努めること。
- ・地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に加え、面会(オンラインによるものを含む。)による紹介やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、本人が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫する。
- ・紹介を行う事業者については、必要に応じて本人の退院先又はその候補となる市町村への照会を行うこと。居住の場の確保や、退院後の生活環境に係る調整にあたっては、市町村等との協働により、地域移行支援・地域定着支援の利用に努めること。また、精神保健福祉センター及び保健所等も知見を有していることから、必要に応じてこれらの行政機関にも相談すること。
- ・定期的な訪問支援や見守りを必要とする場合は、自立生活援助や地域定着支援といった障害福祉サービスを、訪問による医療の提供が必要な場合は、訪問看護ステーションや薬剤師訪問などの医療系のサービスを活用して地域生活を支えることも可能である。

(5) 入院者訪問支援事業の紹介(都道府県等実施の場合) -----

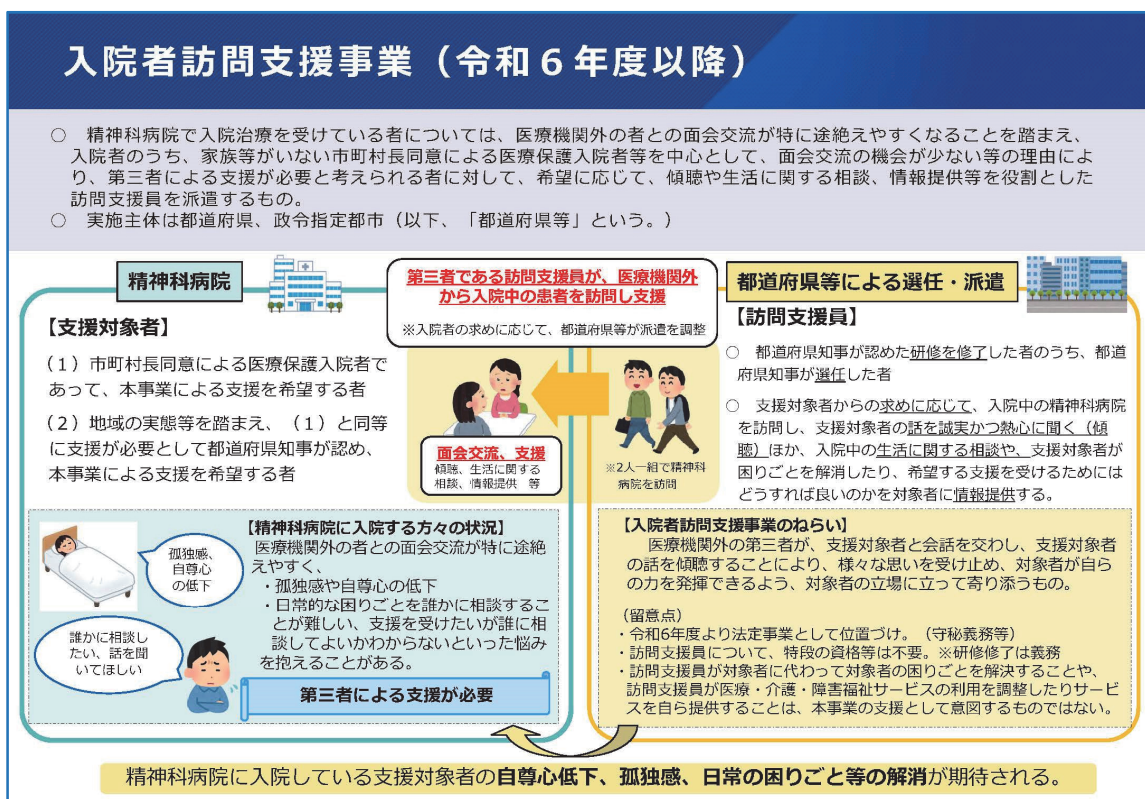
【入院者訪問支援事業とは】

- ・令和6年4月の改正精神保健福祉法施行において、新たに創設された都道府県(指定都市)の事業である。
- ・これは市町村長同意の医療保護入院者や都道府県が必要と認めた者に対し、研修を受けた「訪問支援員」が入院者に面会に行く事業である。特に市町村長同意で医療保護入院をするということは、それだけ生活課題が多く、また、孤独、孤立していることが考えられ、援助や支援が受けられていない可能性がある。
- ・非自発的入院にもかかわらず、家族等や支援者と相談することができず、入院治療に不安や心配を抱いている人も多い。
- ・そのため、入院している病院以外の人が本人の申し出により、話を聞き、入院中の生活に関する相談や、困りごとの解消、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを情報提供する「訪問支援員」を派遣する制度がつけられた。

【本人への説明】

- ・市町村長同意の場合、市町村の担当課に本人に面会に来て、入院者訪問支援事業の説明をしてもらう。
- ・退院後生活環境相談員も積極的にこの事業を説明する。
- ・病院内、病棟内で面会ができるように各所への働きかけと連絡調整が必要である。
- ・話しやすい環境をつくるために、個室を用意すること。

【入院者訪問支援事業の経緯と目的】



【資料】厚生労働省

視 点

- ・本事業の訪問支援員の役割は、本人の話を傾聴すること、生活相談、必要な情報提供を行うことである。
- ・本人に伝えられる情報は、希望する支援を受けることにつながると理解することが大切である。
- ・市町村担当課が面会に来ることが当然となる働きかけも必要である。

（６）退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整---

（６－１）入院早期からの取り組み

【地域援助事業者との連携の意義_なぜ地域移行が必要なのか】

- ・入院早期から地域援助事業者と連携することで、入院の長期化を防ぐ。
- ・退院後も連携することで、再入院の予防や再入院する必要があってもその後の長期入院の予防につながる。
- ・地域援助事業者との連携は、措置入院や医療保護入院だけでなく、長期入院者の地域生活への移行や任意入院者の支援にも有効である。

※地域生活への移行に向けた支援の流れは、35頁「地域生活への移行に向けた支援の流れ」の図を参照

【地域援助事業者を紹介する上での注意点】

- ・本人の希望に留まらず、相談内容から紹介すべきと判断した場合も含まれる。
 - ✓ 地域生活を意図した本人とのかかわりの中で見えた支援の必要性に基づいて、速やかに地域援助事業者につなぐこと
- ・本人の退院先となる地域の相談窓口や相談支援体制を把握する。
- ・紹介する地域援助事業者については、入院前の本人の地域援助事業者とのかかわりの有無で異なる。

【紹介する地域援助事業者】

	入院前のかかわり「あり」	入院前のかかわり「なし」
障害福祉サービス利用	・地域移行支援・地域定着支援 ・計画相談支援 ・入院前に本人がかかわっていた事業所	・障害者相談支援事業所(委託相談)等
介護保険サービス利用	・居宅介護支援事業者	・地域包括支援センター

視 点

●本人の退院後の生活環境又は療養環境にかかわる者とも協働する

- ・本人の地域生活に役立つ、あらゆる社会資源の活用を考慮すること。

●障害福祉サービスは、支給決定までに時間を要する

- ・障害福祉サービスは、支給決定までに時間を要することに留意した上で支援を進める。
- ・申請から利用開始までの手続きについては、支給決定事務上の時間を要するとともに、市町村ごとにスピードが異なるため事前に確認が必要である。

（６－２）入院中～退院に向けての取り組み

【地域援助事業者とともに退院支援を考える

—どのような場合に支援をつないでいくのか】

- ・病院だけでは解決できない複合的な生活課題を抱える人の場合
- ・退院後の生活において、自立生活援助や居宅介護（以下、ヘルパー等）、就労支援、グループホーム等の利用を検討する場合
- ・障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する場合

【障害福祉サービス等の利用に向けた調整】

- ・退院に向けて、本人が希望する退院後の地域生活について丁寧に聴取すること。
- ・本人の希望を踏まえ、地域援助事業者等と連携により居住の場の確保等、退院後の環境調整を行うとともに、地域生活の維持に必要な障害福祉サービス等の利用に向けて調整する等、円滑な地域生活への移行を図る。
- ・障害福祉サービスのほか、65歳以上及び40歳～64歳の特定疾病の人は、介護保険サービスの利用が優先されるため、介護保険担当者との連携が必要となる。
- ・サービスの利用調整にあたっては、本人の治療状況や症状について、地域援助事業者と情報を共有することが大切である。そのほか、本人が混乱したり不安になった場合の対処方法や、病状悪化した際の対応などの共有も重要となる。

【介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整】

- ・障害福祉サービス利用者が65歳に到達した場合等は、基本的に介護保険制度の利用が優先される。しかし、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、市町村は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとされている。よって退院後生活環境相談員は、担当する入院者本人の退院後の利用サービスについて障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を想定して市町村の障害福祉担当者や介護保険担当者と連携しておく必要がある。

- ・サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- ・障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

【地域援助事業者と共に行うこと】

- ・早期から共に考え、協働する（相談するタイミングは早ければ、早いほどいい）。
- ・退院に向けて地域援助事業者の協力が必要かどうかをアセスメントした上で、地域援助事業者と連携し、協働する。
- ・地域援助事業者と密に連絡を取り、必要に応じて本人及び地域援助事業者と退院調整の進捗状況の共有や支援内容の調整を図るためのケア会議を設定する。

視 点

●「つなぐ」ことを意識したかわり__情報提供の注意点

- ・地域援助事業者のみならず、本人の退院後の生活環境にかかわる者等との情報共有は不可欠である。退院を考える時期や退院前にはケア会議を開催し、以下のような点を伝えるとともに、本人を含めて共有する機会となることが望ましい。
 - ✓ 本人の「人となり」やストレングス（性格・性質、技能・才能、興味・関心・環境）を知る。
 - ✓ 生活に影響しうる病状（今回入院のきっかけになったこと、これまでの病状悪化パターン等）を確認する。
 - ✓ 入院中に行った治療やリハビリテーション等、各職種の取り組みを共有する。
 - ✓ 事業者側の考え、見立て等の確認を病院内スタッフで共有する。
 - ✓ 本人が想う退院後の生活の希望を聴き、それを含めた計画を立てる。
 - ✓ 不調時の対応・対処方法について確認する。

（６－３）日頃からの取り組み

【地域自立支援協議会を活用し、地域の支援体制を整える__日頃から市町村や地域援助事業者との連携】

- ・本人への支援で解決困難な課題は、地域自立支援協議会を活用する。
- ・一つの事例から抽出された解決困難な課題を官民協働で協議する場として活用する。
- ・ケア会議等で残された課題が、解決困難な課題となる。

【解決困難な課題の例】

- ・入院早期からの介入を地域に求めても、「今じゃない」と断られてしまう。
- ・計画相談担当事業所が見つからず、退院が先延ばしになる。
- ・指定一般相談支援事業所(地域移行・地域定着)の指定は受けているが、実際には稼働していないという理由で、利用したい入院者がいても利用できない。
- ・体験宿泊や日中活動の場、住居の確保など、社会資源が整っていない。

【普段からの地域への働きかけ】

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける保健、医療、福祉における協議の場に働きかけていき、上記にあげたような地域の課題を共有した上で、解決方法を検討していく。
- ・協議の場が整っていない場合は、協議の場の設置を市町村や地域自立支援協議会に働きかけていく。
- ・退院後生活環境相談員として個別支援のみならず、地域づくりの視点を持つ。

視 点

●地域自立支援協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の活用等

- ・地域自立支援協議会における部会(例：地域移行部会等)の情報を把握し、積極的に参画していく中で、顔の見える関係性を構築し連携を図っていく。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当者等の関係者間の顔の見える関係を構築する。

●実践例

- ✓ 長期入院者に地域の情報を届けるためのリーフレット作成
- ✓ 高齢精神障害者の地域移行を推進し、分野を越えた横断的なチームを形成するための、保健・医療・障害・介護分野の支援者による事例検討会
- ✓ 長期入院者の意向や状況を把握するための調査や面会
- ・長期入院の解消と予防は、病院だけでなく、地域援助事業者や市町村と一体となって実践する。(市町村ごとの協議の場への参画)
- ・地域自立支援協議会の地域移行部会を病院と連携して院内で開催。その際に院内の見学会等も実施。
- ・他地域の実践を参考にしながら、地域の実情や課題に応じた地域自立支援協議会の取り組みを進める。

65歳を過ぎた方(40～64歳の第2号被保険者で特定疾病に該当された方も含む)については、介護を要する状態にあると判断される場合には要介護認定を受け、介護保険サービスが利用できる準備を整えておく必要がある。そして、要介護認定の結果を踏まえ、本人を中心に、家族や居宅介護支援事業者等を交え、退院後の生活に必要なサービスについての検討を進めていく。

介護保険で利用できるサービスには、要介護1～5と認定された方が利用できるサービス(介護給付)と要支援1～2と認定された方が利用できるサービス(予防給付)があり、大きく分けると次のようなサービスを受けることができる。

- 介護サービスの利用にかかる相談、ケアプランの作成
- 自宅で利用できる家事援助等のサービス
- 施設などに出かけて日帰りで利用できるサービス
- 施設などで生活(宿泊)しながら、長期間又は短期間利用できるサービス
- 訪問・通い・宿泊を組み合わせるサービス
- 福祉用具の利用にかかるサービス(※)



※ 厚生労働省:介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/>

在宅での生活を検討する際はケアマネジャーに介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらうこととなるため、ケアマネジャー等とも一緒に退院に向けた検討を行うこととなる。在宅での生活が困難な場合には、施設入所についても検討が必要となるが、施設には介護保険による施設とそれ以外の施設とがあり、本人の状態を勘案した検討が求められる。

いずれにしても、退院後生活環境相談員が介護保険制度やサービス内容をすべて理解しておくことは困難だが、どこの・誰に相談するとよいのかを把握しておくことで、必要時に速やかにサービス利用の検討につなげることが可能となる。

状態によっては、障害福祉サービス、介護保険サービス両方の検討が必要となるため、市町村の担当課等と連携し、居宅介護支援事業者と協議する場を設けることも必要である。このような機会を通して、様々な意見や助言が得られ、知見が広がり、よりよい支援の提供につながっていく。

【地元の『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下、「にも包括」という。)』に関する情報を収集し、可能な限りその取り組みにコミットしていく】

- ・「にも包括」は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステムであることを正しく理解する。
- ・高齢者の「地域包括ケアシステム」と同様に市町村を中心として構築を進めることが期待されていることを認識し、市町村とのより強い連携(官民協働)を普段の業務のなかで意識する。
- ・「にも包括」では、現在それぞれの市町村で行っている母子保健、自殺対策、依存症対策、生活困窮者自立支援、障害者総合支援法に基づく支援、介護保険サービス、保健事業、又はかかりつけ医や救急医療保健医療福祉等の取り組みの中に、これまで別枠で捉えられることの多かった精神障害を含めたメンタルヘルス不調への支援「にも」目を向ける。
- ・地元の「にも包括」の「構築推進事業」の取り組み状況を把握し、組織として協力できることを部署内で模索し、可能な限り現場での実践に移していく。
- ・地元あるいは国の「にも包括」の「構築支援事業」の取り組み状況を把握し、都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市において「にも包括」の「構築支援事業」を活用している場合においては、「都道府県等密着アドバイザー」や「構築推進サポーター」、「広域アドバイザー」と適宜連携していく。
- ・「精神保健福祉資料(通称:630調査)」や「地域精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD:リムラッド)」、「障害福祉計画(障害者プラン)」や「医療計画」等も参照しながら、自圏域や地元の精神保健医療福祉にかかる情報を把握し、ミクロ・メゾ・マクロの領域にかかる実践においてその情報を役立てていく。

【構築推進事業(地域生活支援促進事業)を活用する】(①～⑧は令和5年度の構築推進事業)

- ①精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- ②普及啓発に係る事業
- ③住まいの確保と居住支援に係る事業
- ④当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- ⑤精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- ⑥精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- ⑦地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- ⑧その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



以上、8つの指定された事業の中から、現在自圏域で取り組んでいる事業には積極的に参画し、まだ取り組んでいない事業については、早期に実践を展開していくために何が必要かを考え、職能団体と連動してのソーシャルアクションにつなげていく。

3 医療保護入院者退院支援委員会



退院後生活環境相談員が担う具体的な業務

- (1)医療保護入院者退院支援委員会開催の通知
- (2)本人への開催日時・開催趣旨の丁寧な説明
- (3)院内外の関係者の医療保護入院者退院支援委員会参加調整
- (4)本人、出席した家族等・地域援助事業者等への審議結果の通知



パブリックツール

- 【別添様式 1】 医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ ➡76 頁
- 【別添様式 2】 医療保護入院者退院支援委員会審議記録 ➡77 頁
- 【様式 12-1】 医療保護入院の入院期間の更新に関する通知(法施行規則第15条の15各号に該当しない場合) ➡78 頁
- 【様式 12-2】 医療保護入院の入院期間の更新に関する通知 ➡80 頁

【医療保護入院者退院支援委員会とは】

- ・精神科病院の管理者は、法第33条第1項又は第2項の規定により定めた入院期間(2回目以降の更新については、更新された入院期間)が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会を開催しなければならない。

●趣旨と目的

- ・医療保護入院者本人が退院後の希望する地域生活が円滑にできるように、出席者(48頁を参照)が一堂に会し審議することにより、更新の必要性及び退院に向けた取り組みの方向性について、認識を共有し、退院後の生活環境を調整すること。
- ・医療保護入院者退院支援委員会の審議に基づき、退院に向けた取り組みを推進するための体制を整備すること。
- ・委員会では、本人の希望を丁寧に聴き、医療保護入院者の退院後の地域生活を支える、家族等や地域援助事業者をはじめとする関係者の調整を行うことが重要である。

●医療保護入院者退院支援委員会の審議の対象者

- ・入院時又は更新時に定める入院期間の更新が必要となる医療保護入院者。

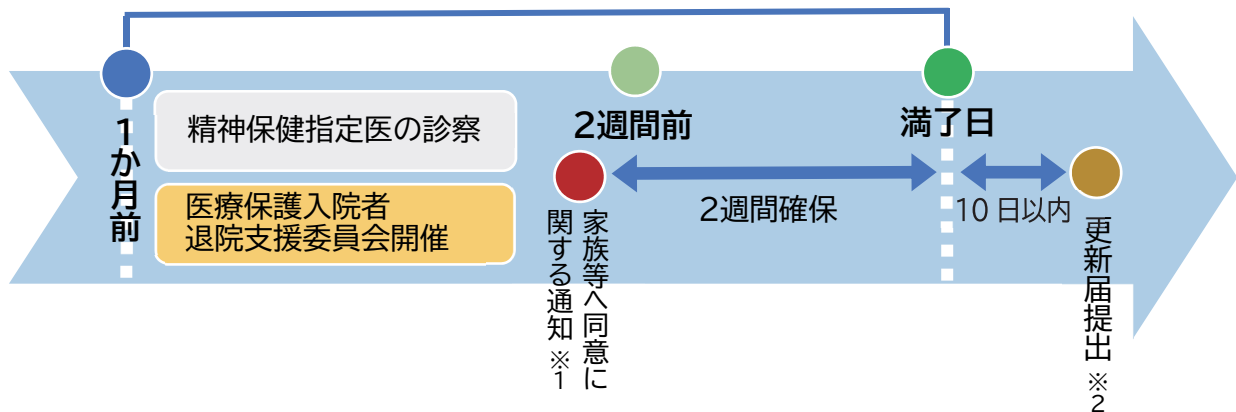
●開催時期

- ・当該入院期間満了日の、1か月前～満了日までに行うことができる。

●期間更新の手順

- ・指定医の診察(医療保護入院期間更新の要否判断)–
- ・医療保護入院者退院支援委員会の開催
- ・家族等に医療保護入院期間更新を通知
- ・家族等から期間満了日までの日付で同意書が届く(又は、通知から2週間経過し「みなし同意」の成立)
- ・医療保護入院期間更新のお知らせ(本人・家族等への告知)
- ・医療保護入院の入院期間更新届の提出(10 日以内)

【医療保護入院者の更新手続きの流れ】



※1 医療保護入院の入院期間更新に関する通知(様式 12-1 又は 12-2)

※2 医療保護入院者の入院期間更新届(様式 15)

●審議内容

- 1 医療保護入院者の入院期間の更新の必要性の有無とその理由
- 2 任意入院への変更の可能性や、入院治療を継続することの必要性とその理由
- 3 医療保護入院の入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間
- 4 3の入院期間における退院に向けた取組

（１）医療保護入院者退院支援委員会開催の通知-----

- ・開催にあたっては、十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者本人に「医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ」により通知する。
- ・当該通知に基づき、出席者の中で(3)6及び7に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合、希望があった者に対し、以下を通知する。
 - ✓ 委員会の開催日時及び開催場所
 - ✓ 医療保護入院者本人からの出席要請の希望があったこと
 - ✓ 出席が可能であれば委員会に出席されたいこと
 - ✓ 文書による意見提出も可能であること

視 点

- ・退院後生活環境相談員は、退院に向けた取り組みについて、医療保護入院者のニーズをもとに十分な審議ができるよう、本人とかわかり、院内調整、院外の地域援助事業者等とも連携をはかり、医療保護入院者退院支援委員会の準備を行う。

（２）本人への開催日時・開催趣旨の丁寧な説明-----

- ・医療保護入院者本人にわかりやすい言葉遣いや資料等を用いて、医療保護入院者退院支援委員会の趣旨を説明する。
- ・委員会では、本人の意向に基づき、退院を支援してくれる人(支援者等)が集まり、一緒に審議する場であることを伝える。
- ・本人が委員会に出席するのは、本人が出席を希望する場合であるが、本人の退院後の生活環境について調整することが委員会の趣旨であることに鑑み、委員会への出席希望について本人の意向をよく聞きとることが重要である。

視 点

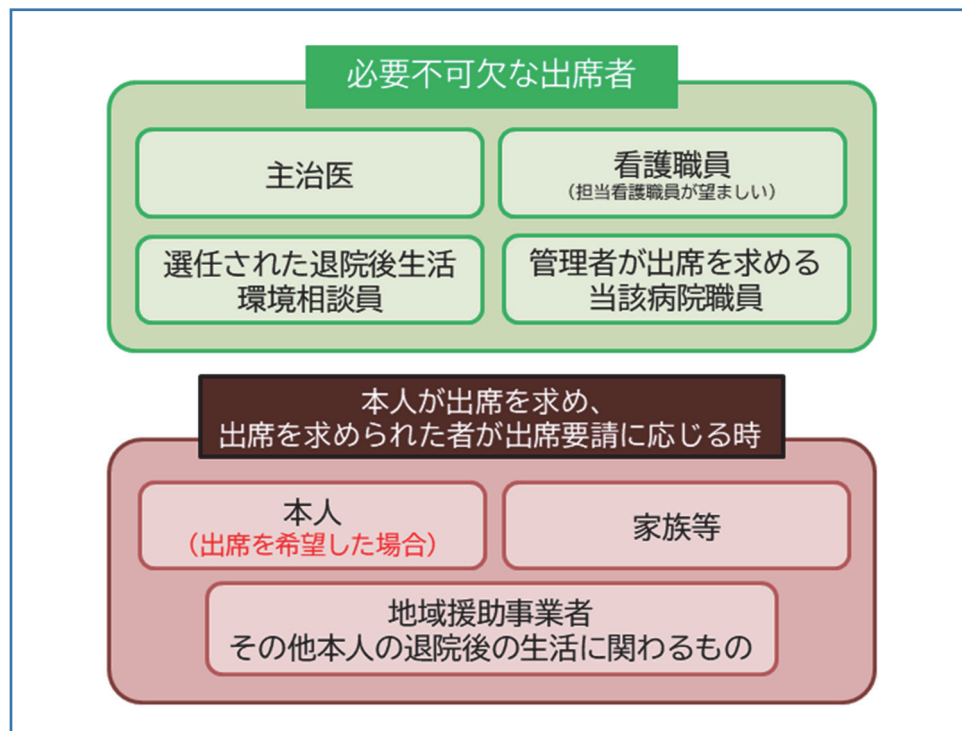
- ・医療保護入院者退院支援委員会には、可能な限り本人が参加でき、意向が伝えられるよう調整する。
- ・委員会は、退院に向けた取り組みと、それにかかる期間等を審議する場であることを、再確認する。
- ・今回の法改正まで、審議の対象とされていなかった医療保護入院者は、退院後生活環境相談員等があらためて、本人の希望や本人・環境のストレングスの視点をもって、退院への取り組みを審議することが大切である。(51 頁コラム参照)

(3) 院内外の関係者の医療保護入院者退院支援委員会参加調整-----

・開催にあたっては、以下の院内外の関係者の参加を調整する。

- 1 医療保護入院者の主治医
- 2 看護職員(担当する看護職員の出席が望ましい)
- 3 選任された退院後生活環境相談員
- 4 1～3以外の病院の管理者が出席を求める当該病院職員
- 5 当該医療保護入院者本人(本人が出席を希望した場合)
- 6 医療保護入院者の家族等(本人が出席を求め、出席を求められた者が出席要請に応じる時)
- 7 地域援助事業者、その他の当該精神障害者の退院後の生活環境にかかわる者

【医療保護入院者退院支援委員会の出席者】



・本人の家族等、地域援助事業者、その他の当該精神障害者の退院後の生活環境の調整にかかわる者の医療保護入院者退院支援委員会の出席は、医療保護入院者本人が出席を求めた場合である。

・出席に関しては、本人の了解が得られる場合には、オンライン会議等、情報通信機器の使用による出席も可能としている。

視 点

- ・本人のニーズが、支援の出発点であり、本人が医療保護入院者退院支援委員会へ出席ができるよう場所や参加方法を検討する。
- ・委員会は、医療保護入院者本人の退院に向けた取り組みを審議する場であり、本人の希望に沿った生活の実現に向け、様々な立場からのアセスメント、支援内容等を立案する。

(4) 本人、出席した家族等・地域援助事業者等への審議結果の通知---

- ・医療保護入院者退院支援委員会審議記録(以下「審議記録」)を作成する。
- ・病院の管理者は審議状況を確認し、審議記録に署名する。
- ・審議終了後できる限り速やかに、審議の結果を本人並びに当該委員会への出席要請を行った出席者の中の(3)6及び7に掲げる者に対して審議記録の写しによって通知する。
- ・入院の必要性が認められない場合は、速やかに退院に向けた手続きをとる。
- ・入院期間が更新される場合は、該当する審議記録を更新届に添付する。

視 点

●医療保護入院者退院支援委員会の開催に向けた計画的な準備

- ・本人の生活環境や希望、気持ちを知っておく。
- ・本人の希望する生活環境の調整に必要な、地域社会資源情報を収集しておく。
- ・院内の支援チーム(医師、担当看護師等)が治療方針を確認し、共有された役割分担がされている。

●退院支援委員会の趣旨の共有

- ・医療保護入院者退院支援委員会は、本人が希望する退院後の生活環境について調整を図り、早期の退院に向けた取り組みを、出席者が一堂に会し、協議する場であることを共有する。
- ・本人の参加は、本人の希望によるが、退院後生活環境相談員は本人の参加ができるよう、病状や身体状況に応じた開催場所や方法等を検討する。
- ・退院に向けて、本人が希望する退院後の地域生活について、丁寧に聴取する。
- ・医療保護入院者が家族等や地域援助事業者、市町村職員等の委員会への参加を希望した場合は、それらの者に対して積極的に出席を求める等の調整を図る。

- ・委員会の開催に当たり、退院後生活環境相談員は開催に向けた調整や運営の中心的役割を果たし、充実した審議が行われるように努める。

●早期の退院に向けた具体的な取り組み

- ・早期の退院に向けた支援として、日頃から市町村との連絡調整を行い、地域援助事業者等の情報を把握し、社会資源を有効活用し、地域援助事業者等の紹介を行う。
- ・円滑な地域生活への移行を見据え、本人の希望を踏まえ、地域援助事業者と連携により、居住の確保等、退院後の環境にかかわる調整や、地域生活の維持に必要な障害福祉サービス等の利用に向けて調整する。
- ・入院期間が更新される医療保護入院者について、医療保護入院者退院支援委員会の審議の結果、退院後の地域生活への移行の調整に課題があることが明らかになった場合には、本人の同意を得た上で速やかに市町村や地域援助事業者と連絡し、障害福祉サービス等との連携について、検討・調整を行う。その際には、更新に同意した家族等とも適切に連携する。

●入院形態の変更による治療継続の可能性の検討

- ・医療保護入院から任意入院への変更の可能性や入院治療の継続についても協議する。

●家族等の意向等の把握

- ・医療保護入院者退院支援委員会においては本人の意向を踏まえ、家族等の意向やその世帯の状況、生活環境等、全体の理解に努め、退院に向けた調整を図る。

これまで医療保護入院者退院支援委員会の対象ではなかった、平成26年3月31日以前の入院者は、ケア会議や家族との面談は経験したことがあっただろうが、「退院支援委員会」という自分の退院のことについて考える機会はなかっただろう。

病気やその後遺症で現実世界を諦め、妄想等の世界に浸っている人も少なくないだろう。退院について、地域での生活について考えつかない人もいるだろう。

そのような状況で、いきなり「退院支援委員会って言ってね、会議をやらないとなくなりました、入ってもらえますか」なんて話したところで、「なんのこっちゃ」となるのは目に見える。私たちは知っていても、相手にはそんな情報が伝わっていないのが常である。そのため、長期に入院している方々への働きかけの仕方を例示する。

- ① 目の前の患者さんと付き合ってみる。どんなことが好きなのか等を知る
- ② そのうち、どんな生活をしてみたいか尋ねる。あるいは夢や希望はある？と聞いてみる
- ③ 2がすぐに出てこなかったら、日を空けて何度でも聞いてみる。そのうち考えてもらえるようになる。
- ④ どんな生活、夢や希望が何でもいいから出てきたら、肯定する
- ⑤ そのためにはどうするのか、より小さなステップを次々考える
- ⑥ 一番取り組めそうな目の前のことになったら、それから始める

事例

- ◆ 50 歳代の男性が、あまり他の人との交流もなく、入院中の一人部屋で独り言を言う時間が長い。なかなか働きかけても上の空な感じがあった。何度か、「夢や希望は何？」と尋ねても、「ないな～」と返事がくる。
- ◆ ある日、同じように聞いてみたところ「テレビ見ながらご飯食べたいな～」と話してくれた。私は「そっか、入院中はできないな～、自分は毎日そうしているけど」と引っかかることができた。「それはいいね、ではそのためにはどうしようか？」「退院する」「そのためにはどうするか？」「アパート探す」「そのためには・・・」と目の前のことにつながっていく。
- ◆ 「それを一緒に考えたり手伝ったりするために、いろんな人に手伝ってもらうのはどうだろう、作戦会議をしない？」という誘い方をして、院内多職種に話し、調整しながら、市や相談支援事業所に声をかけ、一度訪問、その後、退院支援委員会につながった。

長期にケア会議や退院支援委員会に参加したことのない人に対しては、たくさんの事前準備が必要になる。ただし、すごいことを行うわけではなく、日頃私たちが行っている働きかけの延長上にあると考えていいだろう。

用事がある時だけ会っていませんか？用事がなくても声をかけ、話のきっかけをつくり、その人がどのようなことを考えているか等、知る機会を多くつくりましょう。そのために本人と日常的な会話や散歩、外出等で有意義な時間を共有しましょう。

4 入院期間の更新



退院後生活環境相談員が担う具体的な業務

(1)更新届の「退院に向けた取組の状況」の記載



パブリックツール

【様式13】 医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書 ➡82 頁

【様式14】 医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ ➡83 頁

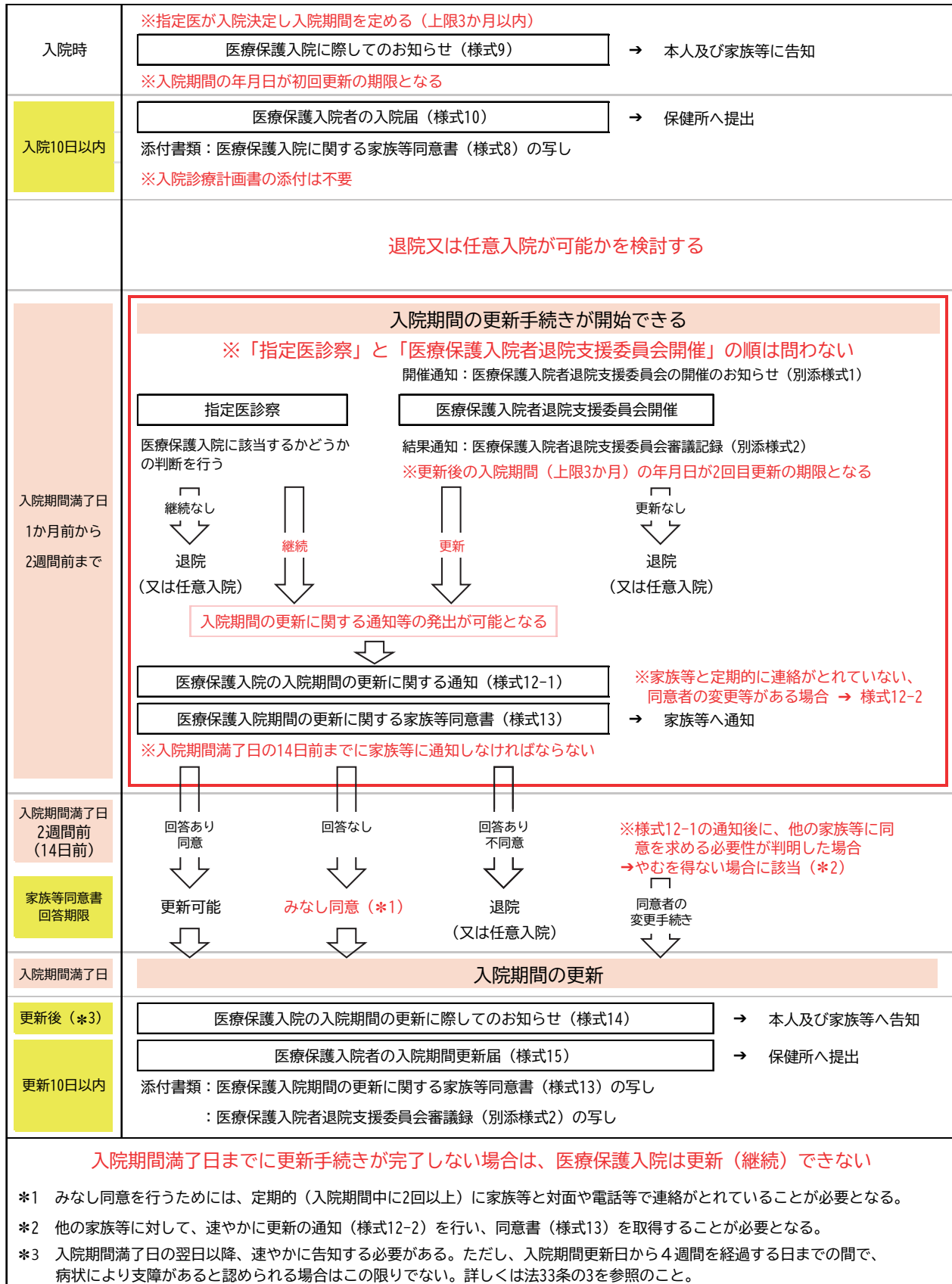
【様式15】 医療保護入院者の入院期間更新届 ➡85 頁

(1) 更新届の「退院に向けた取組の状況」の記載-----

・この欄は、相談状況等を踏まえて、以下の内容を退院後生活環境相談員が記載することが望ましい。

- ✓ 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
- ✓ 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
- ✓ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等
- ✓ 選任された退院後生活環境相談員の氏名等

【医療保護入院の更新手続きの流れ】(初回の入院期間 3 か月の場合)



【医療保護入院の更新手続きの流れの例示】
(入院日:令和6年8月31日 初回の入院期間:3か月)

入院時 令和6年8月31日	※指定医が入院決定し入院期間を定める（上限3か月以内） 医療保護入院に際してのお知らせ（様式9） → 本人及び家族等に告知 ※入院期間の年月日が初回更新の期限となる
入院10日以内 令和6年9月10日	医療保護入院者の入院届（様式10） → 保健所へ提出 添付書類：医療保護入院に関する家族等同意書（様式8）の写し ※入院診療計画書の添付は不要
	退院又は任意入院が可能かを検討する
入院期間満了日 1か月前から 2週間前まで 令和6年10月31日 ～ 令和6年11月15日	入院期間の更新手続きが開始できる ※「指定医診察」と「医療保護入院者退院支援委員会開催」の順は問わない 開催通知：医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ（別添様式1） 指定医診察 医療保護入院に該当するかどうかの判断を行う 継続なし ↓ 退院 (又は任意入院) 医療保護入院者退院支援委員会開催 結果通知：医療保護入院者退院支援委員会審議記録（別添様式2） ※更新後の入院期間（上限3か月）の年月日が2回目更新の期限となる 更新 ↓ 更新 ↓ 入院期間の更新に関する通知等の発出が可能となる 更新なし ↓ 退院 (又は任意入院) ↓ 医療保護入院の入院期間の更新に関する通知（様式12-1） ※家族等と定期的に連絡がとれていない、同意者の変更等がある場合 → 様式12-2 医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書（様式13） → 家族等へ通知 ※入院期間満了日の14日前までに家族等に通知しなければならない
入院期間満了日 2週間前 令和6年11月16日	回答あり 同意 ↓ 更新可能 ↓ 回答なし ↓ みなし同意（※1） ↓ 回答あり 不同意 ↓ 退院 (又は任意入院) ↓ ※様式12-1の通知後に、他の家族等に同意を求める必要性が判明した場合 →やむを得ない場合に該当（※2） 同意者の変更手続き
入院期間満了日 令和6年11月30日	入院期間の更新
更新後（※3）	医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ（様式14） → 本人及び家族等へ告知
更新10日以内 令和6年12月10日	医療保護入院者の入院期間更新届（様式15） → 保健所へ提出 添付書類：医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書（様式13）の写し ：医療保護入院者退院支援委員会審議記録（別添様式2）の写し
入院期間満了日までに更新手続きが完了しない場合は、医療保護入院は更新（継続）できない ※1 みなし同意を行うためには、定期的（入院期間中に2回以上）に家族等と対面や電話等で連絡がとれていることが必要となる。 ※2 他の家族等に対して、速やかに更新の通知（様式12-2）を行い、同意書（様式13）を取得することが必要となる。 ※3 入院期間満了日の翌日以降、速やかに告知する必要がある。ただし、入院期間更新日から4週間を経過する日までの間で、病状により支障があると認められる場合はこの限りでない。詳しくは法33条の3を参照のこと。	

医療保護入院者退院支援委員会(以下、「委員会」という。)においては、本人の退院後の生活環境について調整することが委員会の趣旨であることに鑑み、本人には開催日時及びその趣旨について事前に丁寧に説明し、委員会の出席希望について本人の意向をよく聞き取ることが求められている。本人への参加を促し、委員会の場において意見を表明していただくことは重要であり、また、本人が出席を拒否した(参加を希望しない)場合においても、事前に本人の意向を十分に聞き取り、委員会にて本人の声を代弁する(意思表示支援)ことが大切である。

「自己決定(意思決定支援、意思形成・意思表示支援を含む)」は13～14頁に示した「バステックの7原則」にもあるように、これはソーシャルワークの基本原則であるが、すべての退院後生活環境相談員が遵守すべき重要な概念でもある。また、任意入院への形態変更や早期の退院を目指すことでそもそも委員会の開催は不要となる以上、退院後生活環境相談員は委員会を開催しないで済むにはどうすべきかを考え、そのような意識を持ちながら方々へ「働きかけ」をしていくことが重要である。医療保護入院は本人の同意を得ることなく強制的に入院させられる制度であるから、その運用には格別の慎重さが求められると同時に、できるだけ本人の同意を得るように努めていかなければならないことは言うまでもない。

現場では、医療保護入院の更新の期限管理やそれに付随する様々な調整業務、書類対応などに追われ、本人と「かかわり」をもつ機会が減っているという声が聞こえてくる。委員会の開催についても、強制入院継続のための機械的なルーティンワークになっていないだろうか？もしかすると、病棟毎にあるいは主治医毎にまとめて同日に日程を調整することや、1回あたり5分～10分程度の時間で終えて、とにかく数をこなしていくことに終始している病院はないだろうか。このように「効率化」ばかりが強調され、委員会の本来の目的や意義が失われている病院があるとすれば本末転倒である。

委員会の開催ありきで淡々と業務を進めていくということは、医療保護入院(強制入院)の継続を無意識に承認していることとイコールであり、知らず知らずのうちに本人の権利侵害の片棒を担いでいる可能性も否めない。

常に退院の可能性を探り、任意入院への切り替えを意識し、それを他職種や他機関と一緒に(チーム)で検討する。また、この機会を本人の意向を尊重した本人主体のケア会議の場と捉え、退院後生活環境相談員が率先して非自発的入院の必要性の有無を再考する契機とすることが重要である。今一度、自分の病院、圏域の病院で行われている委員会のあり様を見つめ直していただきたい。

IV-2 措置入院者に対する退院後生活環境相談員の業務

1 選任後、速やかに行う支援



退院後生活環境相談員が担う具体的な業務

(1) 本人・家族へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明等



パブリックツール

【様式23】 措置入院者の定期病状報告書 ➡89 頁

(1) 本人・家族へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明等-----

・選任された退院後生活環境相談員は、速やかに当該入院者及びその家族等に対して説明を行う。

【説明する内容】

- ・退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割。
- ・退院に向けて、入院者及びその家族等からの相談に応じること。
- ・退院等の請求、精神科病院内の虐待に関する相談体制、都道府県の虐待通報窓口等について案内すること。
- ・本人及び家族等が希望する場合、病院は地域援助事業者を紹介すること。

2 地方公共団体による退院後支援計画の作成対象者である場合の業務

- ・措置入院者が地方公共団体(以下、「自治体」という。)による退院後支援計画の作成対象者である場合は、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」(平成30年3月27日、障害保健福祉部長通知)において、退院後生活環境相談担当者(※)が行うことが望ましい業務が示されていることに留意する。

※「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」は改正前の法律に基づき作成されたものであり、「退院後生活環境相談担当者」と表記されている。

退院後支援の対象者に対して退院後生活環境相談担当者が行うことが望ましい業務
「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」から一部抜粋

〈退院に向けた相談支援業務〉

- ・本人及び家族その他の支援者からの相談に応じる。
- ・入院当初より、退院後の支援ニーズに関係する情報を積極的に把握する。
- ・本人及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録する。
- ・退院に向けた相談支援を行うに当たっては、主治医の指導を受けるとともに、本人の治療にかかわる者との連携を図る。
- ・本人及び家族その他の支援者の意向を踏まえて、必要に応じた経済的支援制度の紹介及び申請等の支援、退院後の障害福祉サービス、介護サービス等の紹介及び利用の申請支援等、各種社会資源を活用するための支援を行う。

〈計画に関する業務〉

- ・症状が一定程度落ち着いた段階で、本人に、入院中から、本人及び家族その他の支援者とともに、自治体と連携して退院後の支援について検討を行う旨の説明を行う。
- ・自治体が作成する計画が適切なものとなるよう、他の職種と協働して退院後支援のニーズに関するアセスメントを実施し、自治体と協力して計画作成のために必要な情報収集、連絡調整を行う。

- ・入院後早期から本人との信頼関係の構築に努め、計画に関して本人が意見を表明できるよう支援する。
- ・本人の退院後の生活を想定して、自治体と協力し、入院中から通院先医療機関、行政関係者、地域援助事業者等による支援体制を形成していくための調整を行う。
- ・自治体が開催する会議への参加、院内の関係者への連絡調整を行う。

〈退院調整に関する業務〉

- ・退院に向け、自治体や支援関係者と必要に応じて連絡調整を行うこと等により、地域生活への円滑な移行を図る。
- ・他院に転院となる場合は、本人の希望や意向を十分に確認しながら、転院先病院への情報提供、転院調整等を行う。

以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談担当者は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ることが望ましい。

3 定期病状報告の退院に向けた取組の状況欄の記載

- ・措置入院者の定期病状報告書の報告事項として「選任された退院後生活環境相談員の氏名」と「退院に向けた取組の状況」が追加されていることに留意する。
- ・この欄は、相談状況等を踏まえて、以下の内容を退院後生活環境相談員が記載することが望ましい。
 - ✓ 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ✓ 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ✓ 措置入院者が地方公共団体による退院後支援計画の作成対象者である場合は、退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施状況、通院先医療機関、行政関係者、地域援助事業者等による支援体制形成のための調整状況、計画作成に向けた会議の開催状況等
 - ✓ 選任された退院後生活環境相談員の氏名等

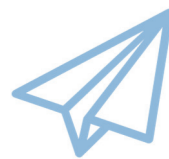
退院後生活環境相談員は、平成26年の精神保健福祉法改正で、退院後を考えて生活環境等を整えるための相談員として設けられた。その対象は、医療保護入院者だったが、令和6年の精神保健福祉法改正では、措置入院者もその対象となった。

一方で退院後生活環境相談員は、入院形態にかかわらず、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期の退院を図るために、地域の支援者とのネットワークづくり等を行い、退院後を考えた環境整備をすすめる役割がある。

令和6年の精神保健福祉法改正には、非自発的入院者を対象とし、様々な退院促進措置が盛り込まれたが、現場ではそれらに必要な書類や期限管理等に忙殺されてしまい、本人とかかわる時間が減ってしまう等のジレンマを抱えている現実もある。ゆえに、任意入院に変更となった場合は、その煩雑さや緊張感から解放され、ほっと一息といったところもあるが、退院支援は継続して行うところに大きな意味がある。地域援助事業者の紹介が義務になったことをきっかけに、管轄を調べたり、退院支援委員会に参加を促したり、あるいはあまり積極的ではない支援者等とも協議を重ね、つながりをつくりだす等をしたのではないかな。また、院内では早期の退院を目指し、それぞれの専門性を活かした支援と医療チーム内での協議、工夫を重ねたのではないかな。

任意入院に変更された後も、これらの院内外でできたつながりを活かし、本人の希望に沿った退院後の生活を実現するために、環境を整えていく重要な支援の連続である。

退院後生活環境相談員は、退院後を考えて生活環境等を整えるための相談員である。そして退院の意味は、精神科病院からの退院であることを常に心に留め、支援を継続することが必要である。



【参考資料】厚生労働省「令和3年度障害者総合福祉推進事業 退院後生活環境相談員の業務と退院支援委員会の開催等の実態に関する全国調査 報告書」P33

V 資料

【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知】 (掲載頁)

1 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 全文	61
----------------------------	----

【パブリックツール】

2 【様式9】医療保護入院に際してのお知らせ	69
3 【様式8】医療保護入院に関する家族等同意書	71
4 【様式1】市町村長医療保護入院同意依頼書	72
5 【様式10】医療保護入院者の入院届	73
6 【別添様式1】医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ	76
7 【別添様式2】医療保護入院者退院支援委員会審議記録	77
8 【様式12-1】医療保護入院の入院期間の更新に関する通知 (法施行規則第15条の15各号に該当しない場合)	78
【様式12-2】医療保護入院の入院期間の更新に関する通知	80
9 【様式13】医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書	82
10 【様式14】医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ	83
11 【様式15】医療保護入院者の入院期間更新届	85
12 【様式16】医療保護入院者の退院届	88
13 【様式23】措置入院者の定期病状報告書	89

【改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&A】

14 改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&A (別添の一部抜粋)【令和6年4月施行関係】	92
--	----

【参考資料】

15 【参考資料】退院後生活環境相談員の紹介文書(医療保護入院)	97
16 【参考資料】退院後生活環境相談員の紹介文書(措置入院)	98

1 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（全文）

障 発 1127 第 7 号

令和 5 年 11 月 27 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（公 印 省 略）

措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 144 号。以下「整備省令」という。）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「施行規則」という。）が、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、医療保護入院者の退院促進措置とともに、今般新たに定められた措置入院者の退院促進措置についても推進していくものである。当該措置の具体的な運用の在り方については下記のとおりであるので、適切な実施に努められるとともに、貴管下市町村並びに関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、平成 26 年 1 月 24 日付障発 0124 第 2 号「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止し、本通知は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

記

第 1 退院促進に関する措置の趣旨

措置入院者及び医療保護入院者（以下第 5 を除き「入院者」という。）の退院促進に関する措置は、措置入院及び医療保護入院が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。

第 2 退院後生活環境相談員の選任

1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1) 退院後生活環境相談員は、入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2) 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関、地域援助事業者（入院者が、退院後に利用する障害福祉サービス等について、入院中から相談することにより、円滑に地域生活に移行することができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者等の事業者を総称するものをいう。以下同じ。地域援助事業者の詳細は第 3 を確認すること。）その他地域生活支援にかかわる機関との調整に努めること。
- (3) 入院者の支援に当たっては、本人の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4) 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

2 選任及び配置

- (1) 退院に向けた相談を行うに当たっては、退院後生活環境相談員と入院者及びその家族等との間の信頼関係が構築されることが重要であることから、その選任に当たっては、入院者及び家族等の意向に配慮すること。
- (2) 配置の目安としては、退院後生活環境相談員 1 人につき、概ね 50 人以下の入院者を担当すること（常勤換算としての目安）とし、入院者 1 人につき 1 人の退院後生活環境相談員を入院後 7 日以内に選任すること。兼務の場合等については、この目安を踏まえ、担当する入院者の人数を決めること。また、選任された退院後生活環境相談員の一覧を作成すること。
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日から、新たに、措置入院者についても退院後生活環境相談員の選任が義務化される。これに基づき、当該時点で既に入院している措置入院者についても退院後生活環境相談員を選任する必要がある、可能な限り速やかに、退院後生活環境相談員として選任された旨を担当する措置入院者及びその家族等に説明すること。

3 資格

退院後生活環境相談員として有すべき資格は、

- ① 精神保健福祉士
- ② 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士又は公認心理師として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者
- ③ 精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境についての相談及び指導に関する業務に 3 年以上従事した経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者

のいずれかに該当すること。

4 業務内容

退院後生活環境相談員は、精神科病院内の多職種による支援チームの一員として、入院者が退院に向けた取組や入院に関することについて最初に相談することができる窓口の役割を担っており、その具体的な業務は以下のとおりとする。

(1) 入院時の業務

新たに措置入院又は医療保護入院により入院した者に対して、入院後7日以内に退院後生活環境相談員を選任し、選任された退院後生活環境相談員は速やかに当該入院者及びその家族等に対して以下についての説明を行うこと。

- ・ 退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割
- ・ 退院に向けて、入院者及びその家族等からの相談に応じること
- ・ 地域援助事業者の趣旨並びに本人及び家族等が希望する場合、病院は地域援助事業者を紹介すること
- ・ 退院等の請求、都道府県の虐待通報窓口等
- ・ 市町村長同意による医療保護入院者の場合、市町村の担当者との面会が速やかに行われるように、入院者本人への説明および市町村担当者との連絡調整を行うこと
- ・ 医療保護入院者の場合、医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）について、以下に掲げること

ア 委員会の趣旨

イ 委員会には本人が出席できること又は出席せずに書面により意見を述べるができること

ウ 退院後の生活環境に関わる者に委員会への出席の要請を行うことができること

(2) 退院に向けた支援業務

ア 退院後生活環境相談員は、入院者及びその家族等からの相談に応じるほか、退院に向けた意欲の喚起や具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、本人の意向を尊重した退院促進に努めること。

イ 入院者及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録をすること。

ウ 退院に向けた支援を行うに当たっては、主治医の指導を受けるとともに、その他当該入院者の治療に関わる者との連携を図ること。

エ 日頃から、市町村との連絡調整を行うことにより、地域援助事業者を中心とする地域資源の情報を把握し、当該情報を有効に活用できるよう努めること。

また、地域援助事業者に限らず、入院者の退院後の生活環境に関わる者等の紹介や、これらの者との連絡調整について、入院早期から行い、退院後の環境調整に努めること。

(3) 医療保護入院者退院支援委員会に関する業務

ア 委員会の開催に当たって、開催に向けた調整や運営の中心的役割を果たすこととし、充実した審議が行われるよう努めること。

イ 医療保護入院者が家族等や地域援助事業者、市町村職員等の委員会への参加を希望した場合は、それらの者に対して積極的に出席を求める等の調整を図ること。

ウ 入院期間が更新される医療保護入院者について、委員会の審議の結果、退院後の地域生活への移行の調整に課題があることが明らかとなった場合には、速やかに市町村又は地域援助事業者に連絡し、当該入院者に係る障害福祉サービス等との連携について検討・調整を行うこと。その際、入院又は入院期間の更新に同意した家族等とも適切に連携すること。

(4) 退院調整に関する業務

ア 入院者の退院に向けて、本人が希望する退院後の地域生活について丁寧に聴取すること。

イ 入院者の希望を踏まえ、地域援助事業者等との連携により居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整を行うとともに、地域生活の維持に必要な障害福祉サービス等の利用に向けて調整する等、円滑な地域生活への移行を図ること。

5 その他

(1) 入院者が引き続き任意入院により当該病院に入院するときは、当該入院者が地域生活へ移行するまでは、継続して退院促進のための取組を行うことが望ましいこと。

(2) 都道府県が入院者訪問支援事業を実施している場合においては、当該事業の実施状況も踏まえつつ、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、当該事業を紹介した上で、その利用に係る希望の有無を確認すること。

第3 地域援助事業者の紹介及び地域援助事業者による相談援助

1 地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

(1) 入院者又は家族等が、地域で利用可能な障害福祉サービス等の内容や申請方法を理解し、入院中から当該障害福祉サービス等を提供する事業者との関係を築くことができるようにすることを目的に、法第29条の7（法第33条の4において準用する場合を含む。）においては、障害者総合支援法に規定される一般相談支援事業、特定相談支援事業又は市町村の地域生活支援事業若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）に規定される居宅介護支援事業を行う者が地域援助事業者として定められている。

さらに、入院者が個別の障害福祉サービス等を入院前に利用していた場合等については、当該事業者との連絡調整が必要になることが想定されることがから、施行規則において、相談支援を行う事業者以外の事業者についても幅広く地域援助事業者に含まれるものとして定められている。

(2) 精神科病院の管理者には、入院者又はその家族等の求めに応じて地域援助事業者を紹介することが義務付けられている。実務においては、退院後生活環境相談員が、入院者又はその家族等に地域援助事業者を紹介することが想定されるが、そのためには、日頃から、市町村や地域援助事業者等と連携することが重要である。

- (3) 入院者から地域援助事業者の紹介の希望がない場合においても、当該入院者が希望する地域生活について聴取するとともに、障害福祉サービス等の利用について、丁寧な説明を継続して行い、後に当該入院者がその利用を希望した場合には、速やかに紹介等を行うことができるよう連絡調整に努めること。

2 紹介の方法

- (1) 地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に加え、面会（オンラインによるものを含む。）による紹介やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、入院者が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫されたいこと。
- (2) どの地域援助事業者を紹介するかについては、必要に応じて入院者の退院先又はその候補となる市町村への照会を行うこと。居住の場の確保や、退院後の生活環境に係る調整に当たっては、市町村等との協働により、地域相談支援の利用に努めること。また、精神保健福祉センター及び保健所等の知見も活用すること。

3 紹介後の対応

地域援助事業者の紹介を行った場合においては、退院後生活環境相談員を中心として、入院者と当該地域援助事業者の相談状況を把握し、連絡調整に努めること。

4 地域援助事業者による相談援助

- (1) 地域援助事業者は、入院者が障害福祉サービス等を退院後円滑に利用できるよう、相談援助を行うこと。
- (2) 入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連絡調整等、連携を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有等に努めること。

第4 医療保護入院者退院支援委員会の開催

1 医療保護入院者退院支援委員会の趣旨・目的

委員会の趣旨は、医療保護入院者が退院後に希望する地域生活が円滑にできるよう、3に定める出席者が一堂に会し審議することにより、更新の必要性及び退院に向けた取組の方向性について、認識を共有し、退院後の生活環境を調整することである。

委員会においては、施行規則第15条の11の規定に基づき、医療保護入院者の入院期間の更新が必要と認められる場合には、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。当該委員会の審議は、医療保護入院の期間の更新に際して必要な条件となり、これは、委員会の審議に基づき、退院に向けた取組を推進するための体制を整備することを目的とするものである。

したがって、委員会においては、本人の希望を丁寧に聴き、医療保護入院者の退院後の地域生活を支える、家族等や地域援助事業者をはじめとする関係者の調整を行うことが重要である。

2 対象者及び開催時期

委員会の審議の対象者は、入院時又は更新時に定める入院期間の更新が必要となる医療保護入院者である。

その開催時期は、入院期間の更新に際して、可能な限り、入院期間満了日に近い日の病状を踏まえ審議をすることが求められることから、当該入院期間満了日の1か月前から当日までの間に行うこととする。ただし、入院期間の更新の同意を求める家族等に対しては、施行規則第15条の10の規定に基づき、やむを得ない場合を除き、1か月前から2週間前に入院期間の更新に係る同意に関する通知を行うこととされていることに加え、法第33条第8項及び施行規則第15条の14の規定に基づき、当該家族等の同意を得たものとみなす場合には、当該通知を発した日から2週間以上の期間が必要であることに留意が必要である。入院期間の更新に係る詳細については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）」（障発1127第1号令和5年11月27日障害保健福祉部長通知）を参照すること。

3 出席者

委員会の出席者は、以下のとおりとすること。

- ① 医療保護入院者の主治医
- ② 看護職員（当該医療保護入院者を担当する看護職員が出席することが望ましい）
- ③ 当該医療保護入院者について選任された退院後生活環境相談員
- ④ ①～③以外の病院の管理者が出席を求める病院職員
- ⑤ 当該医療保護入院者
- ⑥ 当該医療保護入院者の家族等
- ⑦ 地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

①から④までは参加が必須である。⑤が委員会に出席するのは、本人が出席を希望する場合であるが、本人の退院後の生活環境について調整することが委員会の趣旨であることに鑑み、本人には開催日時及びその趣旨について事前に丁寧に説明し、委員会の出席希望について本人の意向をよく聞き取ること。また、参加希望の有無にかかわらず審議の結果は通知すること。

⑥及び⑦は、⑤が出席を求め、かつ、当該出席を求められた者が出席要請に応じるときに限り出席するものとする。また、出席に際しては、⑤の了解が得られる場合には、オンライン会議等、情報通信機器の使用による出席も可能とすること。

なお、入院期間の更新の手続において、⑤が引き続き入院が必要であって法

第 20 条に基づく任意入院が行われる状態にないかを判定する観点から、別途、指定医の診察が必要であることに鑑みて、①については、⑤の病状及び退院促進措置等の現状に最も詳しい主治医が参加することを求めるものであり、必ずしも指定医である必要はないものとする。ただし、その場合には、①から④までは、委員会開催前に審議事項について指定医とよく相談すること。

また、③が②にも該当する場合は、その双方を兼ねることも可能であるが、その場合には、④であって⑤に関わるものを出席させることが望ましいこと。

⑦として、地域援助事業者以外には、入院前に⑤が通院していた又は退院後に⑤が診療を受けることを予定する医療機関等も想定される。

4 開催方法

開催に当たっては、十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者に別添様式 1（医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ）の例により通知すること。当該通知に基づき 3 ⑥及び⑦に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合には、当該希望があった者に対し、以下の内容を通知すること。

- ・ 委員会の開催日時及び開催場所
- ・ 医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
- ・ 出席が可能であれば委員会に出席されたいこと
- ・ 文書による意見提出も可能であること

5 審議内容

委員会においては、以下の 2 点その他必要な事項を審議すること。

- ① 医療保護入院者の入院期間の更新の必要性の有無及びその理由
- ② 入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における退院に向けた具体的な取組

6 審議結果

- (1) 委員会における審議の結果については、別添様式 2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」（以下「審議記録」という。）により作成すること。なお、(3) のとおり、当該審議記録は本人及び委員会出席者に通知することから、病院の業務従事者以外にもわかりやすい記載となるように配慮をすること。
- (2) 病院の管理者（大学病院等においては、精神科診療部門の責任者）は、委員会の審議状況を確認し、審議記録に署名すること。また、審議状況に不十分な点がみられる場合には、適切な指導を行うこと。
- (3) 審議終了後できる限り速やかに、審議の結果を本人並びに委員会に出席した 3 ⑥及び⑦に対して審議記録の写しにより通知すること。
- (4) 委員会における審議の結果、入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続をとること。
- (5) 入院期間の更新の際には、当該更新に係る委員会の審議記録を更新届に添付し、提出すること。

7 経過措置

令和6年4月1日以降に入院する医療保護入院者について、入院期間の上限が設けられることとなり、その入院期間の更新に際しては、委員会の開催が必須となる。令和6年3月31日以前に医療保護入院した者については、整備省令第5条の規定に基づき、法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかについて指定医に診察させなければならない、当該診察の結果、当該者を引き続き入院させることとする場合に必要な委員会の開催等の手続に関する経過措置が設けられているため、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）」（障発 1127 第1号令和5年11月27日障害保健福祉部長通知）を参照すること。

第5 その他

本措置について、法令上は、第2及び第3については措置入院者及び医療保護入院者、第4については医療保護入院者のみを対象として講じる義務が課されているものであるが、その他の入院形態の入院患者の早期退院のためにも有効な措置であることから、同様の措置を講じることにより退院促進に努められたいこと。

2 様式9 医療保護入院に際してのお知らせ

様式9

医療保護入院に際してのお知らせ

(医療保護入院者の氏名) 殿

年 月 日

【医療保護入院について】

医療保護入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族等の同意を得て、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める範囲内（医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎるまでは3ヶ月以内、医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎてからは6ヶ月以内）の期間を定めて入院していただく制度です。ただし、入院を続けることが必要とされた場合には、改めてご家族等の同意を得て、入院期間が更新されます。

あなたは、(□精神保健指定医・□特定医師)の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、年 月 日(□午前・□午後 時 分)、入院されました。

あなたの入院は、法第33条[□①第1項、□②第2項、□③第3項後段]の規定による医療保護入院です。①又は②に該当する場合、あなたの入院の期間は、入院日から3ヶ月を超えない年 月 日までです。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。

- ☐ ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ☐ ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ☐ ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ☐ ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ☐ ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ☐ ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ☐ ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ☐ ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ☐ ⑨その他（)

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- ☐ 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- ☐ あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- ☐ その他（)

裏面へ続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
2. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
6. 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
7. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
8. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

9. あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

自治体の虐待通報に関する連絡先（電話番号を含む。）

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指定医・特定医師の氏名

主 治 医 の 氏 名（※）

（※）指定医等とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

3 様式8 医療保護入院に関する家族等同意書

様式8

医療保護入院に関する家族等同意書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
本人との関係		
1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ （選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日）		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者		

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〔（同意者の氏名）〕
（同意者の氏名（親権者が両親の場合））

4 様式 1 市町村長医療保護入院同意依頼書

様式 1

年 月 日

医療保護入院同意依頼書

市町村長 殿

病 院 名

所 在 地

病院管理者氏名

下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に家族等がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項により貴職による同意をお願い致します。

記

1. 居住地（又は現在地）
2. 氏名
3. 生年月日・性別
4. 本籍地
5. 病状
6. 診察した指定医の氏名
7. 家族構成及び連絡先
8. その他参考となる事項
（過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する。）

（以下、患者に対する家族等からの虐待等が疑われる等の場合に記載）
9. 患者に対する虐待・DV 等に係る家族等の氏名
10. 患者への虐待・DV 等が疑われる場合、通報状況（通報内容、通報窓口の連絡先）
11. 患者が一時保護等の措置を受けている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先
12. 患者からの DV 等支援措置の適用に係る申し出の有無

5 様式 10 医療保護入院者の入院届

様式 10

医療保護入院者の入院届

令和
年
月
日

○ ○ 知事 殿

病院名
所在地
管理者名

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 9 項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	明・大 昭・平 令	年	月	日生 （満 歳）		
	氏名	(男・女)							
	住所	都道府県	郡市区	町村区					
家族等の同意により入院した年月日	令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
今回の医療保護入院の入院期間	令和	年	月	日まで	入院形態				
第34条による移送の有無	有り なし								
病名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症				
	ICD カテゴリー ()		ICD カテゴリー ()						
生活歴及び現病歴	推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。) (陳述者氏名 続柄)								
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
初回から前回までの入院回数	計 回								

<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()				
<その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()				
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)					
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名				
選任された退院後生活環境相談員の氏名					
同意をした家族等	氏 名	(男・女)	続 柄	生年 月 日	明・大 昭・平・令 年 月 日生
		(男・女)	続 柄		明・大 昭・平・令 年 月 日生
	住 所	都道府県 郡市区 町村区			
		都道府県 郡市区 町村区			
1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日) 8 市町村長					

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 ☐ 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
ただし、第 34 条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 6 第 2 項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から 3 月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 5 平成 20 年 3 月 31 日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として 2 人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に 2 つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

6 別添様式1 医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ

別添様式1

医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

令和 年 月 日

1. あなたの医療保護入院期間が令和 年 月 日までのため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第6項第2号に関する医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）を令和 年 月 日に で開催いたします。
2. 委員会では、
 - ① 入院期間の更新の必要性の有無及びその理由
 - ② 入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における退院に向けた具体的な取組について審議を行います。
3. 委員会には、主治医、看護職員、退院後生活環境相談員その他のあなたの診療に関わる方が出席するほか、あなた自身も出席することができます。出席を希望する場合は、あなたを担当する退院後生活環境相談員に伝えて下さい。なお、あなたが出席をしない場合も、委員会の審議の結果はお知らせいたします。
4. また、あなたのご家族、後見人又は保佐人がいる場合は後見人又は保佐人の方、あなたが退院後の生活について相談している地域援助事業者の方や入院前に通っていた診療所の方等のあなたの地域での暮らしに関わる方に、委員会への出席の要請をすることができますので、委員会への出席の要請を希望する場合は、退院後生活環境相談員に伝えて下さい。ただし、要請を行った場合でも、都合がつかない等の事情により出席できない場合もあります。
5. 御不明な点などがありましたら、あなたを担当する退院後生活環境相談員にお尋ね下さい。

病院名

管理者の氏名

退院後生活環境相談員の氏名

7 別添様式2 医療保護入院者退院支援委員会審議記録

別添様式2

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日 年 月 日

患者氏名		生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日
退院後生活環境 相談員の氏名				
現在の入院期間	年 月 日から 年 月 日まで			
出席者	主治医 () 看護職員 () 退院後生活環境相談員 () 本人(出席・欠席)、家族等 () (続柄) その他 ()			
本人及び家族等の意見				
・入院期間の更新の必要性の有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組	有 ・ 無			
更新後の入院期間 ※入院から6ヶ月経過までは3か月以内、6か月経過後は6ヶ月以内の期間。	年 月 日まで			
その他				

〔病院管理者の署名： 〕

〔記録者の署名： 〕

8 様式 12-1・12-2 医療保護入院の入院期間の更新に関する通知

様式 12-1

医療保護入院の入院期間の更新に関する通知 (法施行規則第 15 条の 15 各号に該当しない場合)

(医療保護入院者の家族等の氏名) 殿

年 月 日

【医療保護入院の入院期間の更新について】

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族等の同意を得て、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める範囲内（医療保護入院開始から 6 ヶ月が過ぎるまでは 3 ヶ月以内、医療保護入院開始から 6 ヶ月が過ぎてからは 6 ヶ月以内）の期間を定めて入院していただく制度です。ただし、入院を続けることが必要とされた場合には、ご家族等の同意を得て、入院期間が更新されます。

今回、入院中の（医療保護入院者の氏名）様（以下「本人」という。）の入院期間の更新が必要な理由、更新後の入院期間及び同意に関する取扱いは以下のとおりとなります。

1. 現在医療保護入院中の本人は、以下の理由・目的により、法第 33 条第 6 項の規定に基づき、入院を続けることが必要であると認められます。

<入院を続けることが必要な理由について>

(1) 診察の結果、本人は以下の状態にあると判定されました。

- ☐ ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ☐ ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ☐ ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ☐ ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ☐ ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ☐ ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ☐ ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ☐ ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ☐ ⑨その他（)

(2) 本人は、以下の理由により入院を続けることが必要とされました。

- ☐ 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- ☐ 本人の安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- ☐ その他（)

裏面へ続く

2. 医療保護入院者退院支援委員会において、地域における生活への移行を促進するために審議が行われました。
3. 更新後の入院期間は、 年 月 日までとなります。
4. 今回の更新に同意いただける場合は、別添の同意書に必要事項を記載の上、病院へ送付してください。（電話等、同意書によらない方法で病院に回答することも可能ですが、その場合でも、後日同意書を提出する必要があります。）
5. 今回の更新に同意いただけない場合は、不同意の意思を電話等で必ず病院にお知らせください。
6. 今回の更新に同意も不同意もしないことを希望される場合は、その旨を電話等で病院にお知らせください。
7. ただし、このお知らせを受けてから、 年 月 日（現在の医療保護入院の満了日前であって、医療保護入院の入院期間の更新に関して病院が通知を出した日（電話等の口頭での説明も含む。）から2週間を経過した日）までに、上記4から6までのいずれの回答もなかった場合には、法第33条第8項の規定により、同意を得たものとして入院期間の更新手続が行われます。なお、この場合、新たに同意書等を提出する必要はありません。

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指 定 医 の 氏 名

主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

医療保護入院の入院期間の更新に関する通知

(医療保護入院者の家族等の氏名) 殿

年 月 日

【医療保護入院の入院期間の更新について】

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族等の同意を得て、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める範囲内（医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎるまでは3ヶ月以内、医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎてからは6ヶ月以内）の期間を定めて入院していただく制度です。ただし、入院を続けることが必要とされた場合には、ご家族等の同意を得て、入院期間が更新されます。

今回、入院中の（医療保護入院者の氏名）様（以下「本人」という。）の入院期間の更新が必要な理由、更新後の入院期間及び同意に関する取扱いは以下のとおりとなります。

1. 現在医療保護入院中の本人は、以下の理由・目的により、法第33条第6項の規定に基づき、入院を続けることが必要であると認められます。

<入院を続けることが必要な理由について>

(1) 診察の結果、本人は以下の状態にあると判定されました。

- ☐ ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ☐ ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ☐ ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ☐ ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ☐ ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ☐ ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ☐ ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ☐ ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ☐ ⑨その他（ ）

(2) 本人は、以下の理由により入院を続けることが必要とされました。

- ☐ 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- ☐ ご本人様の安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- ☐ その他（ ）

裏面へ続く

2. 医療保護入院者退院支援委員会において、地域における生活への移行を促進するために審議が行われました。
3. 更新後の入院期限は、 年 月 日となります。
4. 今回の更新に同意いただける場合は、別添の同意書に必要事項を記載の上、病院へ送付してください。（電話等、同意書によらない方法で病院に回答することも可能ですが、その場合でも、後日同意書を提出する必要があります。）
5. 今回の更新に同意いただけない場合は、不同意の意思を電話等で必ず病院に回答してください。
6. 今回の更新に同意も不同意もしないことを希望される場合、その旨を電話等で病院にお知らせください。

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指 定 医 の 氏 名

主 治 医 の 氏 名（※）

（※）指定医とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

9 様式 13 医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書

様式 13

医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書

1. 医療保護入院期間の更新に関する同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

2. 医療保護入院期間の更新に関する同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
本人との関係		
1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ （選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日） なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者		

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者について貴病院における入院の期間を更新させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〔（同意者の氏名）〕
 （同意者の氏名（親権者が両親の場合））

10 様式 14 医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ

様式 14

医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ

(医療保護入院者の氏名) 殿

年 月 日

【医療保護入院の入院期間の更新について】

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族等の同意を得て、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める範囲内（医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎるまでは3ヶ月以内、医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎてからは6ヶ月以内）の期間を定めて入院していただく制度です。ただし、入院を続けることが必要とされた場合には、ご家族などの同意を得て入院期間が更新されます。

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、以下の理由・目的により、入院を続けることが必要であると判定され、医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた上で、医療保護入院の期間が更新されました。

あなたの入院は、法第33条[□①第1項、□②第2項]の規定による医療保護入院であり、更新後の入院期間は、法第33条第6項の規定に基づき、 年 月 日までとなります。

【入院を続けることが必要な理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。

- ☐ ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ☐ ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ☐ ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ☐ ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ☐ ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ☐ ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ☐ ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ☐ ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ☐ ⑨その他（ ）

2. あなたは、以下の理由により入院を続けることが必要とされました。

- ☐ 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- ☐ あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- ☐ その他（ ）

裏面へ続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で扱うことがあります。
2. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
6. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話しください。
7. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせください。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

8. あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

自治体の虐待通報に関する連絡先（電話番号を含む。）

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指 定 医 の 氏 名

主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

11 様式 15 医療保護入院者の入院期間更新届

様式 15

医療保護入院者の入院期間更新届

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病 院 名
所 在 地
管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 9 項の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ		生 年 月 日	明・大 年 月 日生 昭・平 (満 歳) 令
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区
医 療 保 護 入 院 年 月 日 (第 33 条第 1 項・第 2 項 に よ る 入 院)	昭和 年 月 日 平成 令和	今 回 の 入 院 年 月 日	昭和 年 月 日 平成 令和	
		入 院 形 態		
入 院 届 又 は 前回の入院期間更新届での 入 院 期 間	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	本更新後の 入 院 期 間	令和 年 月 日まで	
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()		
入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る 病 状 また は 状 態 像 の 経 過 の 概 要)				
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			
＜現在の精神症状＞	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()			
＜その他の重要な症状＞	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()			
＜問題行動等＞	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()			

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 ☐ 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 6 第 2 項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から 6 月を経過するまでの間は 3 月、入院から 6 月を経過した後は 6 月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和 5 年 11 月 27 日付障発 1127 第 7 号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式 2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
 - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
 - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
 - ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載すること。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として 2 人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に 2 つ目を記載すること。
- 9 法第 33 条第 8 項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第 33 条第 8 項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第 33 条第 6 項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ① 法第 5 条第 2 項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - ② 死亡したとき
 - ③ 意思を表示できないときのいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近 2 件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近 2 回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近 2 回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第 33 条第 8 項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

12 様式 16 医療保護入院者の退院届

様式16

医療保護入院者の退院届

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病 院 名
所 在 地
管理者名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ		生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日 生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
入 院 年 月 日 (医 療 保 護 入 院)	昭和 平成 令和 年 月 日				
退 院 年 月 日	令和 年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()		3 身体合併症
退 院 後 の 処 置	1 入院継続 (任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ()				
退 院 後 の 帰 住 先	1 自宅 (i 家族と同居、 ii 単身) 2 施設 3 その他 ()				
帰 住 先 の 住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
訪 問 支 援 等 に 関 す る 意 見					
障害福祉サービス等 の活用に関する意見					
主 治 医 氏 名					

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第2項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

13 様式 23 措置入院者の定期病状報告書

様式 23

措置入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病 院 名
所 在 地
管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 1 項の規定により報告します。

措 置 入 院 者	フリガナ			生年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
措 置 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日	今回の入 院年月日	昭和 平成 令和 年 月 日		
			入院形態		
前回の定期報告年月日	令和 年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()		3 身体合併症
過去 6 か月間（措置入院 後 3 か月の場合は 3 か月 間）の仮退院の実績	計 回 延日数 日				
過去 6 か月間（措置入院 後 3 か月の場合は過去 3 か月間）の治療の内容と その結果 〔問題行動を中心として〕 記載すること。					
今後の治療方針（再発防 止への対応含む）					
処遇、看護及び指導の現 状	隔 離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注 意 必 要 度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日 常 生 活 の 介 助 指 導 必 要 性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()			
退院に向けた取組の状況 （選任された退院後生活 環境相談員との相談状 況、地域援助事業者の紹 介状況等について）	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()				

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 ☐ 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 6 第 2 項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成 20 年 3 月 31 日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

14 改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A（別添の一部抜粋）【令和6年4月施行関係】

（事務連絡）

令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

3 医療保護入院の入院期間の更新手続について

問3-1 3か月間医療保護入院している患者がいるが、当該患者は過去にも同一病院での入院歴があり、当該入院期間と通算すれば6か月を経過することになる。そのため、更新後の入院期間を6か月以内で設定してよいか。

（答）

- ・ 入院期間の設定は、当該医療保護入院の期間により判断するものであり、過去の医療保護入院の期間を通算することはできません。この場合、更新後の入院期間は3か月以内の期間を定める必要があります。
- ・ なお、医療保護入院の入院期間の設定例は、以下のとおりです。

例）入院日：令和6年4月7日

→入院期間の上限（3か月以内）：令和6年7月7日まで

→入院期間を更新した場合の入院期間の上限（3か月以内）：令和6年10月7日まで

→更に入院期間を更新した場合の入院期間の上限（6か月以内）：令和7年4月7日まで

問3-2 市町村長同意による入院患者の入院期間の更新の同意については、引き続き、市町村長に依頼すればよいか。

（答）

- ・ 当該患者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合に該当すれば、市町村長に同意を依頼することが可能です。
- ・ 市町村長同意による入院以後、当該患者に後見人等が選任された場合等新たに家族等ができた場合は、当該家族等に更新の同意を求める必要があります。

問3-3 令和6年4月1日から、医療保護入院や入院期間の更新の同意を市町村長に依頼することができるようになる。家族等が、同意又は不同意の意思表示を行わない場合は、どのような場合か。

（答）

- ・ 家族等が、同意又は不同意の意思表示を行わないとの意思を明確に表示している場合のほか、家族等が当該患者との関わりを拒否する意思を明確に示している場合も含まれます。「同意しない」との意思表示がある場合は、市町村長同意の対象にはなりません。
- ・ そのため、医療保護入院の手続の際、家族等が患者との関わりを拒否しており、それ以外の家族等がない場合について、医療保護入院の同意を市町村長に依頼することができます。
- ・ ただし、入院期間の更新をする場合、あらためて、入院期間を更新することについて当該家族等の意向を確認する必要があります。

問３－４ 法第 33 条第 8 項に基づく通知の前に、医療保護入院に同意した家族等が離婚又は死亡等によりいないことや、当該患者の入院期間の更新について同意又は不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていること等を病院が把握している場合、それ以外の家族等に対し、更新の同意を求める通知をしてもよい。

(答)

- ・ 医療保護入院に同意した家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求める通知をすることは可能です。
- ・ この場合、法第33条第8項の規定によるみなし同意の対象とはならないことに留意してください。

問３－５ (問３－４の場合) それ以外の家族等が存在しない場合は、市町村長同意をすることは可能か。

(答)

- ・ 病院から市町村長に対し、同意の依頼をすることは可能です。なお、市町村長に関しては、法第33条第8項の規定に基づくみなし同意の規定は適用されませんので、必ず市町村長から同意又は不同意を得る必要があります。
- ・ 同意後、市町村の担当者においては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」(昭和63年6月22日厚生省保健医療局長通知)の「五同意後の事務」のとおり、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝える必要があります。

問３－６ 令和6年4月1日の施行日時点で長期入院している患者について、当該患者の医療保護入院について同意した家族等の記録が残されていない場合は、いずれかの家族等に更新の同意を依頼してもよい。

(答)

- ・ 令和6年3月31日までに入院している患者(施行日時点入院者)については、当該患者のいずれかの家族等に同意を求めることが可能です。

問３－７ 医療保護入院に同意した家族等と連絡が取れなくなったため、それ以外の家族等に更新の同意を求めてもよい。

(答)

- ・ 連絡をとる手段がない等によりその同意を得ることができない場合は、当該家族等は「行方の知れない者」として扱い、それ以外の家族等に更新の同意を求めることとして差し支えありません。その場合、法第33条第8項の規定によるみなし同意の対象にはならないことに留意してください。

問３－８ 日頃から、医療保護入院に同意した家族等以外の家族等と連絡を取ることは差し支えないか。

(答)

- ・ 医療保護入院者に対する医療やその後の社会復帰には、家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院に同意した家族等以外の多くの家族等に対しても十分な説明やその合意の確保をすることは望ましく、こうした連絡を妨げる趣旨はありません。

問３－９ 法第 33 条第 8 項の規定に基づく通知は、必ず書面で行わなければならないのか。

(答)

- ・ 法第33条第8項の規定に基づく通知は、入院期間の更新の同意を求めるべき家族等に対し、通知すべき事項（以下「通知事項」という。）を含む書面で行うことが望ましいですが、電話や電子メール等により入院期間の更新の同意についての意向を確認する等の対応は差し支えありません。
- ・ ただし、電話や電子メール等で意向確認を行った場合であっても、速やかに、通知事項を含む書面を家族等に郵送することが適当と考えられます。
- ・ また、入院期間を更新することについて、家族等が対面で説明を希望する場合等は、通知事項を含む書面を対面で交付することとして差し支えありません。その際に、家族等から更新の同意を得た場合は、法第33条の3に定める入院期間の更新をする旨及びその理由について、医療保護入院者本人及びその家族等に対して書面で知らせる必要がありますが、これらの手続を同日に行うことも差し支えありません。

問３－10 指定医による診察の結果、退院可能と判断された医療保護入院の患者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合であって、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、どうするのか。

(答)

- ・ 医療機関においては、十分な期間をもって手続していただけるよう入院期間満了日の1か月前から、入院期間の更新手続を行うことができるよう省令に定めています。
- ・ そのため、入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会による審議が可能であり、
 - ・ 診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院に切り替え、
 - ・ 任意入院が行われる状態になく、引き続き、医療保護入院が必要と判断された場合は、家族等の同意（又は市町村長の同意）を得て、入院期間を更新し、
 - ・ 退院可能と判断された場合は、速やかに退院手続を進めていただくのいずれかの対応をしていただくことになります。
- ・ 退院可能と判断された後、退院先の受入準備等の事情により、引き続き医療保護入院している患者が、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合等であっても、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、退院させる必要があります。
- ・ なお、指定医による診察の結果、入院期間満了日以後、医療保護入院が必要と判断される場合は、法第33条の規定に基づく入院手続が必要です。

問3-11 家族等に対し、入院期間の更新の同意を求める通知をし、期限までに回答がなかった場合には、法第33条第8項の規定により同意を得たものとみなすこととする場合の当該期限は、病院必着か、それとも家族等が回答を郵送した消印日になるのか。

(答)

- ・ 期限は、病院必着として差し支えありません。当該期限までに書面が届かない場合は、同意があったものとみなすことになります。ただし、当該期限までに家族等からの電話や電子メール等により更新の不同意の意思表示を受けたときは、みなし同意は適用されません。
- ・ 入院期間の更新の同意について、家族等の意向を書面で確認する場合、当該期限は、通知を発した日から2週間を経過した日を記載することになります。そのため、当該期限を記載する際は、実際の通知の発出日（消印日）を考慮することなど、運用に留意してください。

例) 通知の発出日：令和6年6月10日

回答の期限：令和6年6月25日(初日不算入のため、令和6年6月11日を起算日として、2週間を経過した日)

- ・ また、家族等に対し、電話や電子メール等により入院期間の更新の同意についての意向を確認した場合における当該期限は、当該電話や電子メール等をした日から2週間を経過した日を書面に記載し、その他通知事項を含む書面を郵送することとして差し支えありません。
- ・ なお、みなし同意を行う場合については、家族等からの同意書は不要であり、更新届にその旨を記載していただくことになります。

問3-12 入院期間の更新の同意を求める通知は、入院期間満了日の1か月前から2週間前までに行うこととされているが、当該患者についての指定医の診察や医療保護入院者退院支援委員会での審議は、入院期間満了日の1か月以上前に行っても差し支えないか。

(答)

- ・ 入院期間の更新に当たっての指定医による診察及び医療保護入院者退院支援委員会での審議について、出来る限り、入院期間満了日に近い日の病状を踏まえて行うことが望ましいことから、入院期間満了日の1か月以内に行うようにしてください。

問3-13 「家族等との連絡が定期的に行われていない場合」の「定期的」とは具体的にどの程度連絡を取る必要があるのか。また、家族等との連絡とは何を指すのか。

(答)

- ・ 「定期的」とは、具体的には、法第33条第1項の規定により定める入院期間中（入院期間が更新された場合は、更新後の入院期間中。施行日時点入院者については、令和6年4月1日以降から継続入院するまでの期間中に2回以上、病院が家族等と対面や電話等で連絡を取れている状態を指します。
- ・ このほか、入院手続の付き添い、患者と家族等との面会等、患者の家族等が来院している場合は、基本的に、病院側が家族等に対し必要な情報提供を行うことができる機会が確保されていること等から、家族等との連絡が行われている場合に含むことができます。

問 3-14 入院期間を更新した場合、法第33条の3の規定に基づき、医療保護入院者と同意した家族等に対して、入院期間を更新する旨とその理由等を書面で知らせなければならないが、家族等に知らせる際には郵送でもよいのか。

(答)

- ・ 家族等に書面を交付する方法については、郵送により交付することが可能な場合は、対面に限らず郵送でも差し支えありません。

問 3-17 平成25年法改正以前に保護者による同意で医療保護入院をしている施行日時点入院者の継続入院について、みなし同意の対象となりうる家族等は誰か。

(答)

- ・ 原則として、施行日時点入院者の継続入院であっても、みなし同意は入院時の同意をした家族等に対して通知を行った場合に限られます。
- ・ ただし、平成25年の精神保健福祉法の改正の施行日（平成26年4月1日）前に、改正前の精神保健福祉法の定めによる保護者同意により医療保護入院をした者であって、当該保護者の変更があった場合における施行日時点入院者の継続入院の取扱いについては、変更後の保護者（複数回変更があった場合は、最後に変更された保護者）が「入院時の同意をした家族等」に該当します。

15 【参考資料】退院後生活環境相談員の紹介文書（医療保護入院）

年 月 日

様

退院後生活環境相談員の選任と役割のご紹介

精神保健福祉法では、医療保護入院されている方について「退院後生活環境相談員」を選任することが定められています。

あなたの退院後生活環境相談員は (職種) です。

退院後生活環境相談員は、あなたが可能な限り早期に退院できるよう、以下のような業務を行います。

- *退院に向けた相談及び退院後の生活に関する相談に応じ、あなたの意向を尊重しながら一緒に考えていきます。
- *医療や福祉等の制度やサービスの利用に関する相談に応じます。
- *あなたの希望があれば、退院後の生活を支援してくれる地域の支援者を紹介し、連絡調整を行います。
- *医療保護入院の入院期間の更新が見込まれる場合、医療保護入院者退院支援委員会（以下、委員会とする）を開催しますので、その調整を行います。
 - ・委員会では、入院期間の更新の必要性の有無や退院に向けた取り組み等について話し合います。
 - ・あなたはこの委員会に出席することができます。あるいは、出席せず、事前に口頭や書面で意見を述べるすることができます。
 - ・委員会には、ご家族やあなたの暮らしにかかわる方に出席してもらうこともできます。

*入院や入院生活に納得いかない場合、退院や処遇の改善を請求することができます。また、病院の職員から虐待を受けた場合、通報することができます。

退院等請求窓口	自治体の名称	(電話番号)
虐待通報窓口	自治体の名称	(電話番号)

退院に向けてお困りのことや上記についてご不明な点などありましたら、担当の退院後生活環境相談員にご相談ください。なお、退院後生活環境相談員の変更についてご希望がありましたら遠慮なくお申し出ください。

病院

年 月 日

様

退院後生活環境相談員の選任と役割のご紹介

精神保健福祉法では、措置入院されている方について「退院後生活環境相談員」を選任することが定められています。

あなたの退院後生活環境相談員は (職 種) です。

退院後生活環境相談員は、あなたが可能な限り早期に退院できるよう、以下のような業務を行います。

- *退院に向けた相談及び退院後の生活に関する相談に応じ、あなたの意向を尊重しながら一緒に考えていきます。
- *医療や福祉等の制度やサービスの利用に関する相談に応じます。
- *あなたの希望があれば、退院後の生活を支援してくれる地域の支援者を紹介し、連絡調整等を行います。

*入院や入院生活に納得いかない場合、退院や処遇の改善を請求することができます。また、病院の職員から虐待を受けた場合、通報することができます。

退院等請求窓口	自治体の名称	(電話番号)
虐待通報窓口	自治体の名称	(電話番号)

退院に向けてお困りのことや上記についてご不明な点などありましたら、担当の退院後生活環境相談員にご相談ください。なお、退院後生活環境相談員の変更についてご希望がありましたら遠慮なくお申し出ください。

病院

3. 退院後生活環境相談員チェックリスト

第1回検討会で出た意見（本章1参照）から、事業担当者による作業部会にて運用ガイドラインの改訂作業等と並行して協議・検討を行った。

法改正によって着実にを行うことが必要となった「期日管理」や、「退院後生活環境相談員が行うことが推奨されている業務」を、運用ガイドライン改訂版を基にリスト化し、日々の進捗をチェックできるように「退院後生活環境相談員チェックリスト」を作成した。

各病院にて業務体制は異なっており、一律の固定したツールとして提供することは適さないという判断から、各職場にて自由に改良して使用することを想定したものとしている。

次のページに完成したチェックリストを付す。

退院後生活環境相談員チェックリスト(医療保護入院者)

ID		患者氏名		病棟	
主治医		(主治医が非指定医の場合)担当指定医			
医療保護入院年月日		同意者		(続柄)	
チェック項目			チェック・実施日、期日等	備考	
入院時・入院から1週間					
退院後生活環境相談員選任		→氏名			
本人への自己紹介					
家族への自己紹介					
地域援助事業者等の紹介					
権利擁護(病院意見箱・精神医療審査会・虐待相談窓口・人権センターなど)の紹介					
市町村長同意関連					
市町村長同意担当者との面会説明					
市町村長同意担当者との連絡調整					
市町村長同意担当者と本人の面会					
入院者訪問支援事業の説明					
更新手続き関連					
医保入院期間満了年月日			年 月 日		
満了日1ヵ月前年月日			年 月 日		
満了日2週間前年月日			年 月 日		
退院支援委員会前 指定医診察確認					
退院支援委員会開催について本人の意向確認					
・本人の参加について			参加 ・ 不参加		
・家族等の参加について			参加 ・ 不参加		
・地域援助事業者の参加について			参加 ・ 不参加		
別添様式1 退院支援委員会開催お知らせ					
退院支援委員会開催					
・退院について検討					
・任意入院への変更について検討					
・医療保護入院更新：退院に向けた取組					
別添様式2 退院支援委員会審議録					
・本人へ					
・家族等へ					
・地域援助事業者等					
様式12-1、12-2 医療保護入院者の入院期間の更新に関する通知(2週間前まで)					
様式13 更新に関する家族等同意書(満了日まで)					
*(様式6) 更新に関する市区町村長同意書(満了日まで)					
様式14 入院期間の更新に際してのお知らせ					
・本人へ					
・家族等へ					
届出文書					
様式15 医保更新届(退院取組み・家族同意をみなした場合はその旨等)					
メモ					

第 4 章

運用ガイドラインに基づいた 研修プログラム等の改訂

1. モデル研修の開催

本事業の検討会における検討内容を踏まえて、事業担当者による作業部会にて令和5年度の運用ガイドラインの改訂作業に取り組み、暫定改訂版とした運用ガイドを作成した。その運用ガイドライン暫定改訂版を基にして、さらに令和5年度に開発した研修プログラム及び研修テキストを改訂し、研修タイトルを「退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～」として2回のモデル研修を開催した。

本事業におけるモデル研修は、今後同様の研修が都道府県単位で実施されることを想定するとともに、地域援助事業者や行政職員との顔の見える関係作りも視野に入れた研修プログラムとしたため、都道府県単位でモデル開催地域を選定し、受講対象者も選定地域内の退院後生活環境相談員、地域援助事業者、行政職員とした。

なお、モデル研修の開催にあたっては、開催趣旨を次の通り案内した。

2022年改正精神保健福祉法が2024年4月1日に全面施行となりました。今回の法改正では、措置入院者への退院後生活環境相談員の選任の義務化、医療保護入院者の入院期間が定められることに伴う医療保護入院者退院支援委員会の位置づけ・開催方法の変更、地域援助事業者の紹介の義務化など、病院として取り組むべき退院促進措置が大きく変わりました。本研修は、法改正を踏まえて作成したガイドライン（暫定改訂版）を基に、現に退院後生活環境相談員として活躍されている皆様と、また退院促進措置を進めるにあたって連携が重要である地域援助事業者・行政の方にもご参加いただき、より良い実践に結び付くことを目的として開催します。

1) モデル研修開催概要

第1回

- ・開催日程 2024年11月15日（金）9時30分～16時50分
- ・会場 静岡県産業経済会館（静岡県静岡市葵区）
- ・修了者数 39名（退院後生活環境相談員25名、基幹相談支援センター10名、市町村の精神障害者支援業務担当4名〔1名遅刻により未修了〕）

第2回

- ・開催日程 2024年12月1日（日）9時30分～16時50分
- ・会場 リファレンス駅東ビル貸会議室（福岡県福岡市博多区）
- ・修了者数 39名（退院後生活環境相談員18名、基幹相談支援センター9名、市町村の精神障害者支援業務担当4名）

2) 共通研修プログラム

時間		内容
09:30－09:40	10 分	開講式・オリエンテーション
09:40－10:40	60 分	セッション1：講義「法改正の概要と目的」 演習「自己紹介と法改正後の意見交換」 講師：木太 直人（本事業担当者／本協会常務理事）
10:40－10:50	10 分	休憩
10:50－12:20	80 分	セッション2：講義・演習「多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践」 講師：澤野 文彦（本事業担当者／公益財団法人復康会）
12:20－13:20	60 分	昼休憩
13:20－14:30	70 分	セッション3：講義・演習「地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント」 講師：伊井 統章（本事業担当者／アソシアソーシャルサポート）
14:30－14:40	10 分	休憩
14:40－16:10	90 分	セッション4：講義・演習「模擬退院支援委員会」 講師：大塚 直子（本事業担当者／公益財団法人 井之頭病院） 演習・ミニレクチャー：尾形 多佳士（本事業責任者／医療法人社団 五風会 さっぽろ香雪病院）
16:10－16:30	20 分	研修総括（全体シェアリング含む）
16:30－16:50	20 分	閉講式（アンケート記入含む）

2. モデル研修における受講者アンケート調査結果

1) 回答数

静岡県会場：39 人（当日受講者 40 人／回答率 97.5%）

福岡県会場：38 人（当日受講者 39 人／回答率 97.4%）

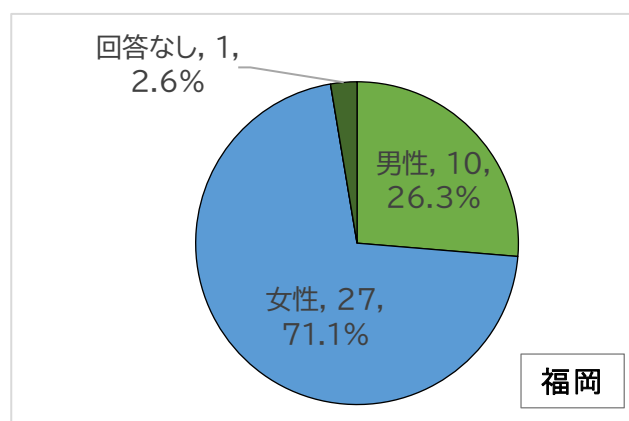
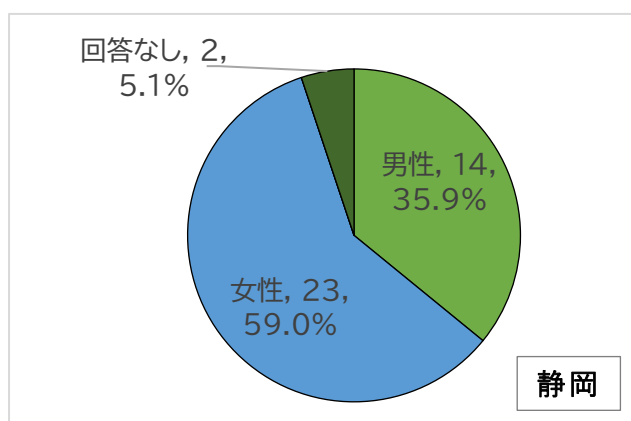
アンケート回答用紙は当日研修資料と共に配布した。開講時オリエンテーション及び閉講式時にアンケート回答を依頼し、研修終了時に回収した。2会場ともに同一内容のアンケートを実施している。

以下、設問ごとの集計結果をグラフ化または一覧表化して示す。

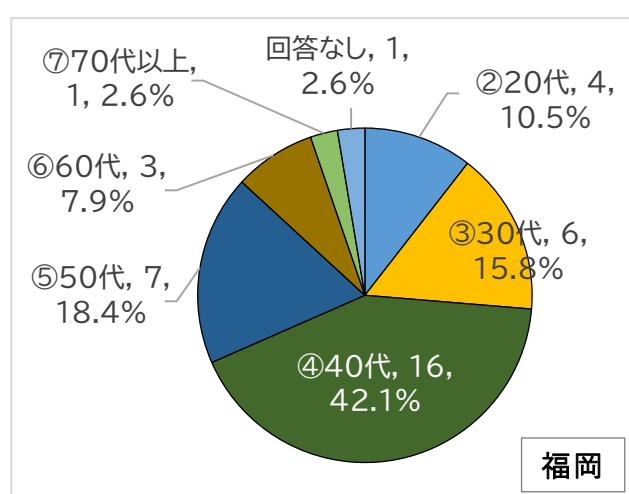
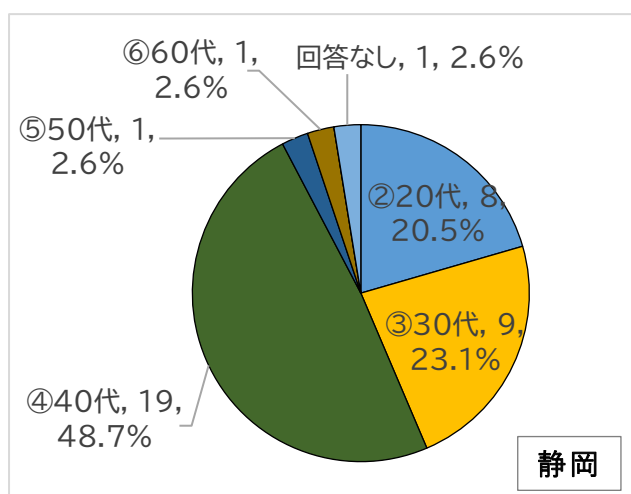
2) アンケート集計結果（会場別）

I. あなたご自身についてお伺いします。

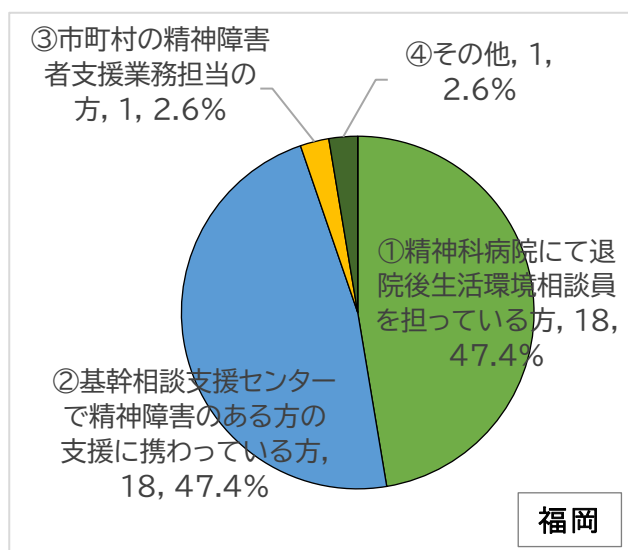
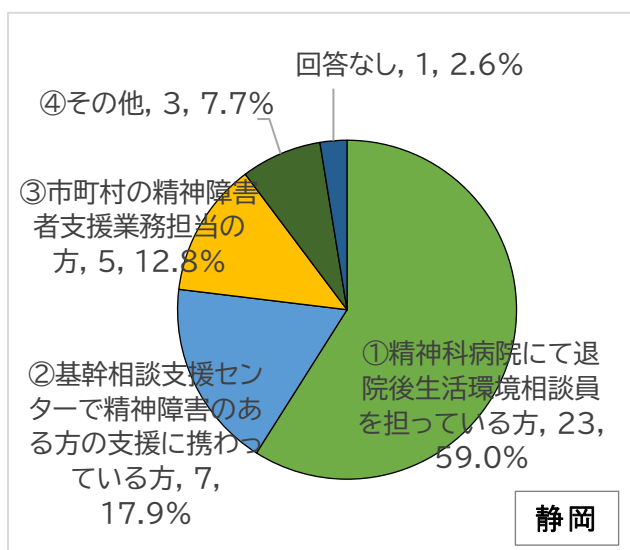
1. 性別



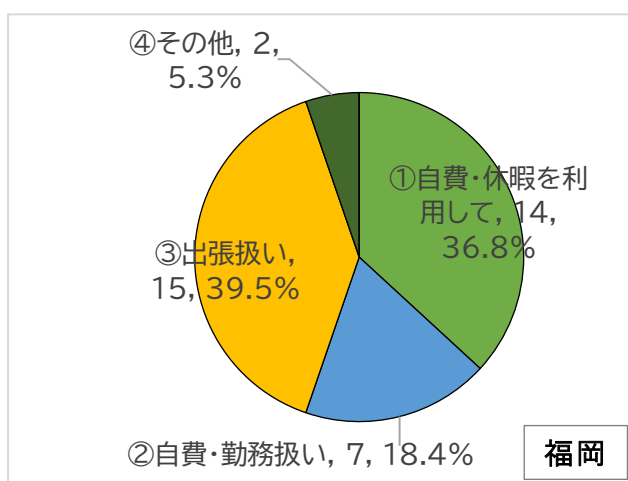
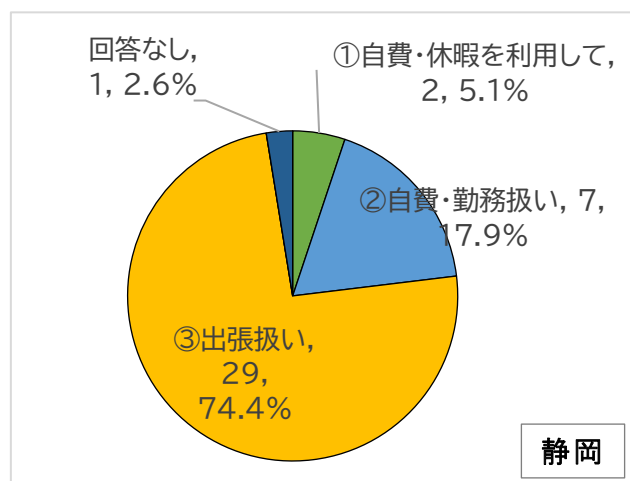
2. 年代



3. 受講区分

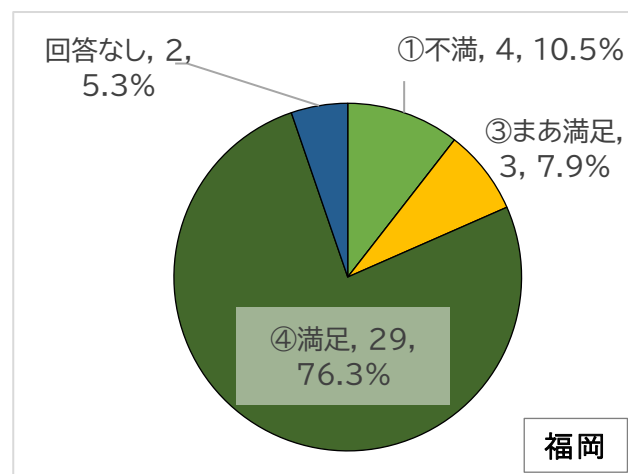
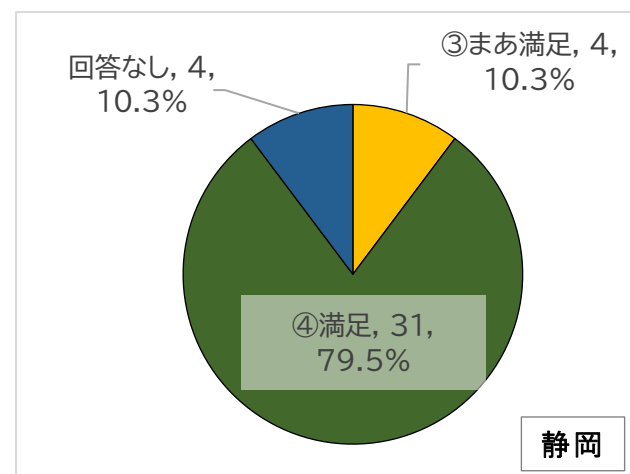


4. 参加の方法



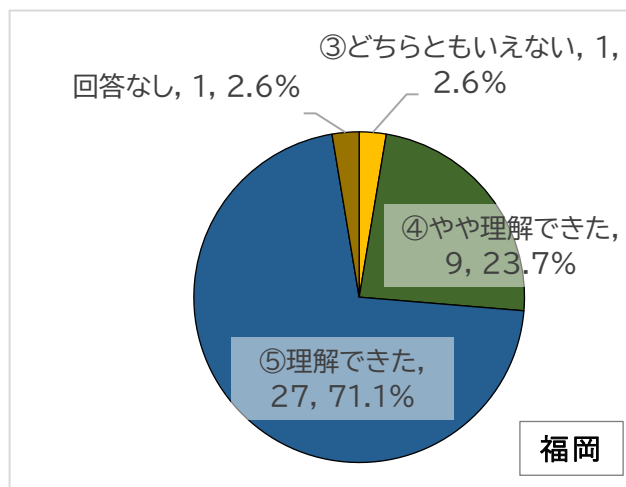
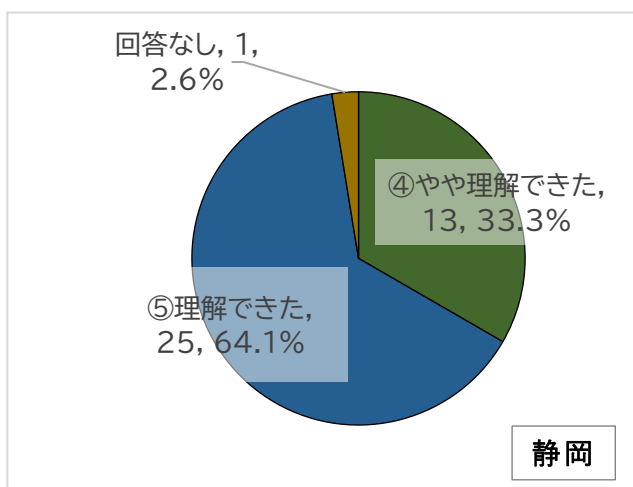
Ⅱ. 研修内容に関するモニタリング

1. 研修全体のあなた自身の「満足度」をお答えください。

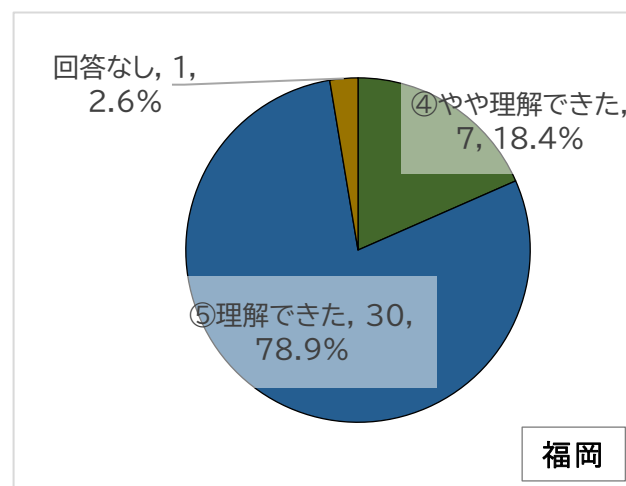
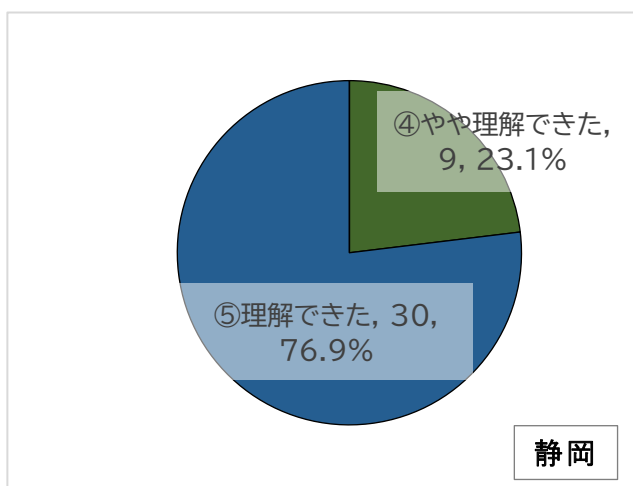


2. プログラムごとに、あなた自身の理解度について評価してください。

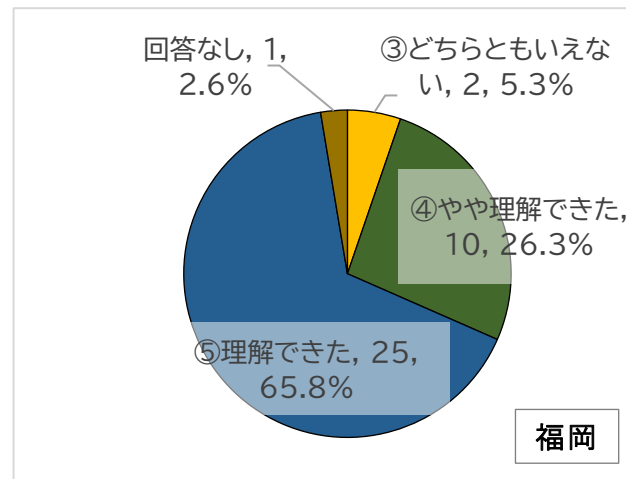
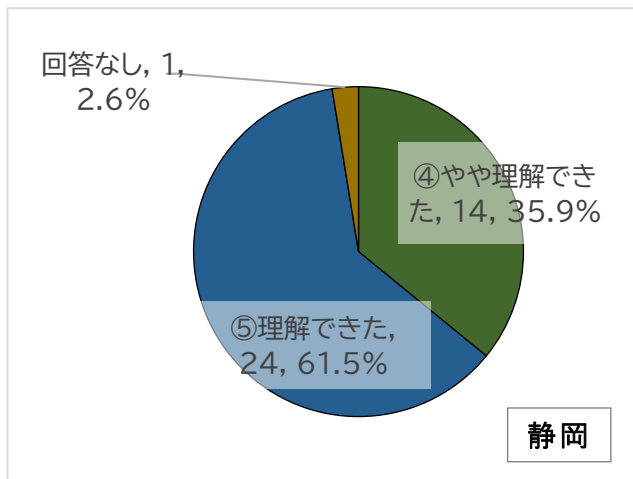
セッション1「法改正の概要と目的」



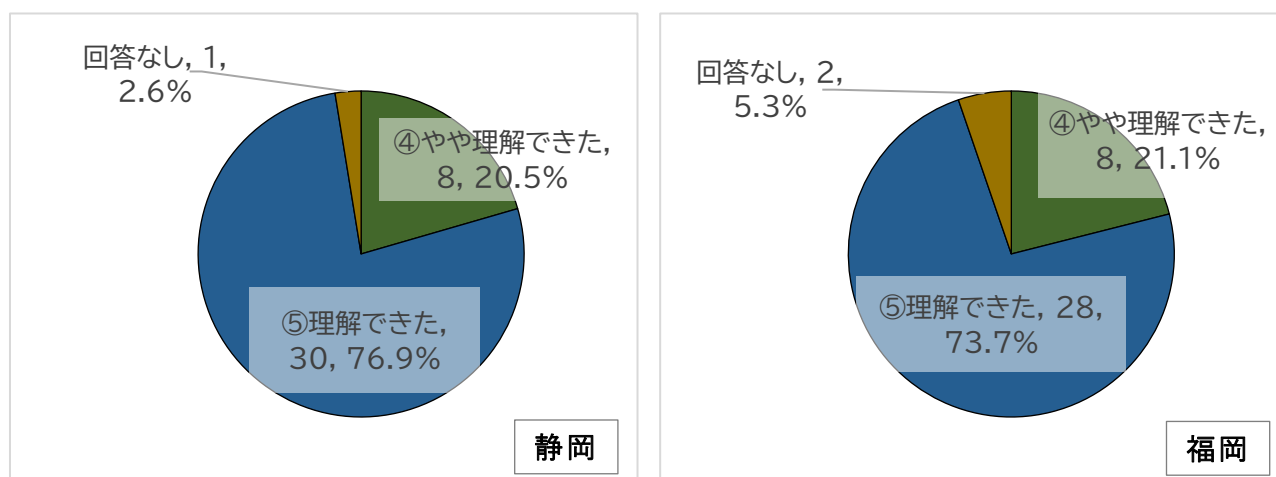
セッション2「多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践」



セッション3「地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント」



セッション4「模擬退院支援委員会」



3. プログラムごとのご感想や、課題や過不足等のご意見があればお聞かせください。(自由記述)

※回答内容は、一部整文化し、要旨のみとしている。また、趣旨が同一であるものはまとめている。

セッション1「法改正の概要と目的」

< 静岡県会場 >

- 法改正の内容をわかりやすく説明いただいた。理解が深まった。
- 実務者の実際に触れることができた。
- 退院後生活環境相談員の役割の再確認ができた。
- 法改正の目的を改めて理解できた。
- 地域事業者として参加したが、具体的に理解できていなかった法改正の内容を知ることができてよかった。
- 法改正に則り、適切な運用をしていきたいと思った。
- より退院支援を意識しないといけないと思った。まだ理解しきれていない部分もあるため、少しずつ理解を深めていきたいと思う。
- 地域援助事業者についても積極的に紹介し、本人の利益になるように努めていきたいと思った。
- どうしても書類の多さ・業務負担に目がいってしまうが、意味を理解して取り組みたい。
- 医療保護入院の必要性が精査される方向と、退院後生活環境相談員の役割の重要性が分かった。書類、調整が増えて大変そうではある。
- 市町村に、もっと協力してもらいたいと思った。
- 市町村との連携を学ぶことができた。
- それぞれの機関がどこでどのように対応に苦慮しているのかを知ることができた。
- 今回の法改正によって病院それぞれのやり方であった退院支援の流れが整理統一され、本来あるべき手順となったという、長年 PSW をされていた方の意見が印象に残った。
- 委託相談に、精神分野に特化している事業所があることもあり、それ以外の基幹と委託（一

般)に法改正の趣旨が伝わっていないと感じた。

<福岡県会場>

- 法改正を改めて学ぶことができた。改めて見直しができた。
- 普段の業務に関わる部分もあり、改めて理解することができた。今行っている業務の振り返りができた。
- 法改正に至るまでの経緯、背景を知ることができ、その目的を再確認できた。
- 法改正の概要で目的について分からないところがほとんどだったので、勉強していきたいと思う。
- ポイントを教えていただき、気づきが多かった。
- 退院支援委員会について、知識不足なところもあったので、学べてよかった。
- 自己紹介を中心に、改正法後の退院後生活環境相談員等、それぞれの状況等についても理解を深めることができてよかった。
- 退院後生活環境相談員との連携の大切さが分かった。
- 通常業務で対応をしているので理解しているつもりだったが、他病院の方と話す中で、新たに理解できる部分もあった。
- 業務や書類漏れだけにとらわれず、しっかりと目的をとらえて取り組みたい。
- 法改正後より職務に従事し始めたため、変化の様子はあまり知らず、文書の変更があったという印象だった。周囲の参加者より意見を聞き、学ぶことが多くあった。
- 全く無知だった。相談に携わる者として、勉強しなければと思った。
- 市直営の基幹に在籍。市町村の役割の説明があり良かった。「求めがなくても積極的にかわる」姿勢でいきたい。
- 医療機関の方の役割の変化、業務内容の多様化を知った。医療保護入院は、市長同意でもあるので、今後の業務に生かしたいと思う。
- 他の基幹や病院のことを聞けたので、勉強になった。今後関わることもあるかもしれないので、交流ができてよかった。
- 改めて役割を認識し、実践をしていきたい。これまで形骸化した会議しか行ってこなかった。
- 勉強不足で法改正について知らなかったが、今回の法改正によって退院につながったのかと思ひ当たるケースがあった。

セッション2「多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践」

<静岡県会場>

- 退院後生活環境相談員の参加者から、自己紹介や説明の実際を知ることができた。共通の事例で視点の確認ができ、わかりやすかった。
- 退院後生活環境相談員の仕事の流れ、内容がわかった。
- 講義が分かりやすく、退院後生活環境相談員のモチベーションになった。
- 退院後生活環境相談員の選任から退院に向けた支援までの一連の流れやポイントについて、なんとなくわかっているつもりになっていたことが明確になった。
- 選任後速やかに…を意識しなければと思った。問題に目がいきがちなので、強みを意識してアセスメントしたいと感じた。

- リカバリー、ストレングスの大切さを再認識できた。
- 事例を用いたグループワークで多角的なアセスメントの実経験ができてよかった。
- 複数人でアセスメントすることの大切さを改めて感じた。
- 多職種でアセスメントすることで本人理解が深まることを実感できた。
- 表にすることで分かりやすくアセスメントができた。
- 自分では気づかない本人のストレングスや見立てなどを学ぶことができた。
- 多角的なかかわりには多角的な人の目が必要だと思う。日頃から多職種の相談員がかかわっていくことが大切だと思った。
- 客観的に患者様と関わり、アセスメントを実践していきたい。
- 関わる機関が「人となり」や、とりまく環境を知ることが大切ということを改めて感じた。
- 支援者によって視点が異なり、とてもよかった。今後アセスメントする中で生かしたい。
- 支援者によって、視点が違う部分もあり、院内でのカンファや地域の支援者の顔合わせについては積極的に参画したいと考えた。
- 医療、行政からの視点が知れた。
- スtrenグス視点の大切さに気づいた。
- 地域の方との協働、意見交換ができることで、新たな考えや視点を知る機会にもなった。今後も地域連携を大切にしたい。
- 病院側はダメ出しに慣れていると思った。現場でのワークシート活用を考えたい。
- アセスメント時に、他職種と行ったり、ストレングスを改めて書き出すことはなかったもので、この方法を使ってみようと思った。
- 本人のニーズの理解を深めることで支援につなげやすくなるため、話し方などの工夫をしようと思った。
- 退院後生活環境相談員の立ち位置や役割を再確認できたと共に、医療・福祉・市町での足並みをそろえる方法がはっきりと確立されていない難しさを感じた。

<福岡県会場>

- アセスメント時、ストレングスへの視点を持つことの大切さを再確認した。
- スtrenグスモデルの視点での支援の大切さを感じた。
- スtrenグスの見出し方、言語化の難しさを再認識した。
- アセスメントの重要性、アセスメント1つとっても多角的な視点が必要であることを、改めて学ぶことができた。
- 多角的な関わりを学ぶことができた。
- ご本人の意思を大切にし、強みを生かした支援をしていきたい。
- ガイドラインを熟読して活用したい。
- 表を使って本人のストレングスを見つけることがとても丁寧で、多職種と実践したいと思った。
- アセスメントには「見立て」まで含まれることが再確認できた。
- スtrenグスをひろい出すことは、視点を変えることが必要で、すごく勉強になった。
- 病院に所属していると、治療すべき面に目を向けがちであるが、本人の強みに目を向けて退院支援をすることの大切さを改めて感じる事ができた。
- しっかり一つ一つのかかわりを持って取り組みたいと思う。
- 入院者訪問支援事業は日本精神保健福祉士協会の機関誌でも支援効果があると報告されて

いた。福岡での実践を聞いてみたい。

- 事例を通して、アセスメントした情報をどのように共有していくか、医療機関と基幹の違いなど学びになった。
- 病棟内での取り組みとして今後考えていけたらと思った。
- アセスメントで、空欄ができてしまい、アセスメント力が足りないと思った。
- 病院からの視点（病院の中の様々な職種）の大切さも理解した。

セッション3「地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント」

＜静岡県会場＞

- 地域援助事業者・行政との支援の考え方が共有できた。
- 地域と病院の連携はとても大切であると改めて感じた。
- もっと地域とのかかわりをもちたいと思った。
- 官民協働で連携することが地域づくりにもつながると感じられた。病院に地域援助事業者として風通しよく関わられるようにしたいと思った。
- 支援者なら当たり前に知っていると思っていた制度の説明があり、知らない人がいることの現実を知った。
- 相談支援事業者の立場だったため、内容は理解がしやすかった。
- サービスにつなげるイメージができていれば良いが、どうしたら？という部分について一緒に考える機会をつくる必要がある。
- 紹介の仕方、相互の体制理解など課題がいくつかある。
- 退院支援の一つ一つのケースが地域課題として、協議する場をしっかりと持ちたいと思った。
- まずは、顔を知り、つながりを作ることが大切だと思う。
- 病院 vs 地域という対立ではなく、病院・地域で共に考えるという視点を大切にしていきたいと考えた。
- 地域援助事業者との連携の相談のタイミングについて、悩むことが多かったため、積極的に取り組んでいきたい。
- 相談支援専門員不足、セルフプラン率増、区分認定に3ヶ月…など、課題を共有できて良かった。
- 顔の見える関係、コミュニケーションをしっかりとる。「べき」にしないこと。
- 地域移行の個別給付、使いたい。もっと増えて欲しい。
- 地域側が精神科病院には相談しにくいという話をよく聞いていたが、精神科病院側も地域に相談しにくいという話がグループワークであがった。お互いの相談しにくい点を話し合えたら理想的だと思った。
- “内在する希望によりそう”。希望が動くような関わりをしていきたいと思う。
- 病院と地域で考え方が違うため、情報共有などを大切にしていこうと思う。
- 普段あまり活用できていなかった地域移行支援の利用について、改めて考え直す機会となった。
- 他圏域の病院や事業所の取り組みについて聞く機会があまりなかったので、とても参考になった。
- それぞれの機関が考える連携の課題を知ることができた。
- 地域援助事業者の活用が、他院では活発だと分かった。

<福岡県会場>

- 各機関の役割や実態について意見交換・情報共有ができた。
- 紹介する方法として、一工夫することも大事だと思った。
- もっと遠慮なく、連絡をしたいと思う。
- 医療保護入院だと退院時期が決まっておらず、サービス調整のタイミングが難しいと感じた。退院後生活環境相談員の方は、限られた時間の中での調整なので大変だと思う。
- 病院、地域事業者、行政とそれぞれの視点での意見を聞くことができ、ささいなことでも相談したいと感じた。
- 地域援助事業者について、同じ事業所ばかりとかかわる機会が多かった。サービスの詳細を理解し、より多くの事業所とかかわりを持ち、患者様に合った事業所を紹介できるようにしたいと思った。
- 地域移行支援事業があまり活用されていない現状があると学んだ。現場、今後の地域援助事業者との連携について考えていきたいです。
- 病院が地域移行を活用していない状況を知ることができたが、理由が分からないため対策も難しいと感じた。少なくとも、今回の研修のような顔の見える関係が構築できるような場が、もっと増えるとよいと思う。
- 官の連携が役割を強く述べられるため、むずかしい。
- 市の基幹としての役割のひとつ、地域の福祉サービスの事業所情報をタイムリーに正確に提供することを大事にしたい。
- 連携には、お互いの分野の業務を分かり合うことが必要ではないかと感じた。連携が上手くできなかつたら、利用者そのご家族にご迷惑をお掛けすることになるので、しっかり連携ができたらと思っている。
- 病院と地域援助事業者がお互いを知らないので、これから遠慮せずに連携していきたい。
- 医療から感じる課題と地域で感じる課題は違ったが、どちらにも共感できた。
- 委託や計画、障害分野の役割、紹介を遠慮せず（積極的に）行うことの意義を知れた。
- 行政、基幹、地域の事業所、それぞれの役割や本人をめぐっての立ち位置について、学び直すことができた。
- 連携の重要性、取り組みのあり様を考えさせられました。お互い様のところもあり、もう少し一歩踏み出して行って良いのだと思った。
- 地域援助事業者を紹介できるように、引き出しを持っておくことが大切だと感じた。そのためにも普段から連携が必要。
- 理解はしていても、地域援助事業者の紹介が不十分だったと反省した。タブレットを使う等、患者さんにも紹介する側にも使いやすいツールを考えていきたい。
- 地域援助事業者について、改めて知ることができたが、実際の業務に向けてはもっと自分の知識が必要だと思った。
- 知恵を頂くことで、本人へ情報提供できる選択肢がある。
- 病院側も事業所へつなぐタイミングについて、躊躇していることが理解できた。

セッション4「模擬退院支援委員会」

<静岡県会場>

- 実際ロールプレイをすることで色々な立場の思い・考えを学ぶ機会となった。
- 退院支援委員会の必要性について理解できた。“更新”のための委員会ではなく、退院促進のための委員会を意識したい。
- 自分の地域で退院支援委員会に参加したことがなかったため、雰囲気の理解ができた。
- 権利擁護の視点は日頃の支援でも必要だと再確認できた。
- 実際の退院支援委員会のイメージができた。地域援助事業者として、具体的なイメージを伝えていきたいと思う。
- 相談員の役割、委員会のあり方、誰のための会議なのか考え直す機会になった。
- 普段の退院後生活環境相談員以外の立場を体験し、違う視点で会を過ごすことができてよかった。
- ロールプレイを通して、色々な思いがある中でも本人の思いはとても大切であると改めて感じた。
- 立場の違いから異なる考えが生まれるが、本人の希望に添う方向に、同じ方向に向いていくことが大切。
- 本人のための会議であることを大切に改めて思った。
- 「誰による、誰のための、委員会か」ということ忘れないようにしたいと思った。委員会だけでなく、日々の業務の中でもこの視点が抜けてしまっていることがあることを、演習を通して振り返ることができた。
- 家族の立場を意識することが大切であると改めて認識した。本人意向を最大限尊重するために、何をしていかなければならないか考えることが大切であると改めて感じた。
- 改めて様々な視点で委員会を見直すことができて気づきが多かった。
- 楽しかった。いろいろな視点を体験できたことで新しい気づきがあった。
- 形骸化する危険性についての気づきがあった。
- 本人が意見を言える環境づくりの大切さがわかった。
- 委員会が、本人の説得ではなく、納得につながる情報提供が必要と思った。「非自発的入院」をせざるを得ない本人と家族の悲しみに寄り添いたい。
- 行政の立場で退院支援委員会に参加することは少なく、会議の様子を見る機会もなかったので、参考になった。
- ロールプレイで妹役を通して、家族としての葛藤・不安、メディカル・パラメディカル・相談事業所・行政との意見が合うことの安心感…でも本人に帰ってきてもらっても困る…という感情の動きを感じた。本人にとっての本当の退院について深く考えさせられた。
- これまでは作業的に退院支援委員会を行っている部分もあったが、権利擁護の視点も大切に、事前に本人の意見の聴取を行うこと、非自発的入院が少なくなるように努めたいと思った。
- 本人役をやってみて、本人の気持ちを感じることができた。今までの自分の医療保護退院支援委員会を振り返ることができた。
- 本人役をやり、自分の希望の退院先が叶わない切なさを感じた。
- 他病院の方が進行するやり方について、とても参考になった。
- ロールプレイを通し、当事者として本意である在宅生活への希望が持てる会議になった。見通しが持てず不安もある中で“自分のために”支援者が一緒に“自分の生活”を考えてくれることがどんなに心強いかと体感した場でもあった。また、支援者側の立場としても、

一人の対象者を多職種・多機関のチームによる協働で地域移行へシフトしていく過程・経過が、支援者側の力となることも実感した。

- 長々とした会議は本人のあきらめにつながるのだなという気づきにもつながった。
- 様々な立場からの意見をまとめて落としどころをどうするか、本人の意向を大切にしたいと思いつつ家族の思いを無視できない難しさを感じた。委員会に向けて事前準備、根回しが大切であると思った。
- 地域として、どこまで発言したら良いのか迷うこともあったが、あくまでも本人の味方としての視点を大切に、発言できたら良いと思った。

<福岡県会場>

- 役について、それぞれの役割を意識したため、より具体的にイメージができた。
- 退院支援委員会のロールプレイについては、斬新で各々の立場を理解するのに大変勉強になった。
- それぞれの立場を理解できた。相互の理解が深められた。
- 実際行っていることではあるが、立場が違う役をしてみて、考えさせられた。その立場になってみるのも視点として大切だと思った。
- 実際に経験することで、多面の視点でとらえることができた。今後の介入の参考にしたい。
- 実際に行っている退院支援委員会と照らし合わせて、自分が行っている委員会を見直すことができた。
- 普段、開催している退院支援委員会の本来の在り方を再確認でき、次回からの退院支援委員会に生かしていこうと感じた。
- とっても分かりやすかった。勉強になった。
- 実際にロールプレイを行って自分の司会についても意見をもらうことができ、よい機会だった。
- グループメンバーの方が、それぞれの役になりきっておられ、退院支援委員会のイメージがついた。
- ロールプレイでは、それぞれの立場からの感想なども聞くことができ、大変参考になった。
- 患者様の気持ちを体験でき、久しぶりに考え直すきっかけとなった。
- 初めての体験だった。皆さんが集まって、ご本人の意向も聞きながら会を進めていくことは大切だと思った。支援者の役割分担、必要だと思った。
- ロールプレイで、役割の気持ちを味わうことができた。その気づきから、星野さんが退院後、幸せな人生をおくるために、自分は・自分の機関は何ができるか、しっかり考えたいと思った。
- 本人役をやったが、医療保護か任意入院かというより、いつ退院できるかが一番気になったので、そこを明確にしていただけると安心できると思った。
- 自分がやってみたい会議の進行となった。明日から実践したい。
- 通常司会の立場で参加をしているが、今回は家族の立場で参加した。多くの人の前で家族の意見を伝えることの難しさ、どこまで話していいかと悩むことがあり、家族の気持ちを知ることができた。今後の業務では配慮できるようにしていきたい。
- 一般的には形骸化しがちということだったが、他職種の集まる数少ない機会なので、もっと積極的に活用すべきだと思った。

- 日頃の退院後生活環境相談員業務が、いかに形骸化しているかに気づくことができた。権利擁護の視点を見直して退院支援に携わりたいと思った。
- 家族という普段体験しない立ち位置での参加であった。流れ作業にならない退院支援委員会を心がけたい。
- 退院後生活環境相談員の方の、地域につながるまでの取り組みやご苦労が、よくわかった。
- 医療保護の判断（更新）をする目的であることを、確認できた。
- 初めての退院支援委員会の模擬体験だったが、高齢者・障がい者のサービス担当者会議に似ている会議と感じた。
- 医保を続けるか、入院形態を変えていいという視点にならなかったのが、実際の支援では柔軟にならないといけないと感じた。
- それぞれの立場の人が、本人を中心として話し合う場を大切にしていけるようにしたい。忙しい…とならないように、自分の持ち場でできることをしっかりとしていきたい。
- 入院期間の更新ありきではなく、自宅へ戻るためのポイントなどをしっかり話し合う。本人のストレングスの整理を行い、退院支援委員会だけではなく、その前から本人や支援者との面会、連携は必要だと思う。医療機関からの参加依頼があれば、今後できるだけ参加したい。
- 連携、連帯を形作る作業・手順の必要性を感じた。
- 本人の意向を尊重しながら退院に向けた話をする難しさを実感した。ロールプレイでは、日々の業務を振り返り、不足している部分が多々あった。とても勉強になった。
- 「病院にさそわれた（声をかけられた）から参加する」という、後ろ向きではないが、さして前向きでもない理由で参加していた。何よりも本人のために、ただ押し付けにならないように参加するよう、気持ちを改めたいと思った。

3. 今回資料として配布した『退院後生活環境相談員の運用ガイドライン（令和6年度モデル研修時暫定改訂版）』について、ご意見やお気づきの点がございましたら、ご自由にお書きください。

< 静岡県会場 >

- 市町村長同意による入院時における市町村の役割があると良いと思った。
- 「バイスティック」は「バイステック」ではないか。
- 医療保護入院の入院期間の更新に関する告知を行う日の記載。
- とても分かりやすいガイドラインである。
- ガイドラインがあることで分かりやすくなった。
- とてもまとまった資料なので所内で共有したい。
- 大変参考になる資料だと思う。よく読み返します。
- 院内の退院支援相談員に、ガイドラインはすでに見てもらっていますが、今回さらに暫定改訂版ということなので、再確認し、他の相談員にも見てもらおうと思う。
- 全員に1人1冊欲しい。
- 改訂のタイミングで1部ずつでも病院へ送っていただけたら…と思う（協会のいる病院にでも）。
- できれば制度が始まる4月位にガイドラインがあったらより理解できたと思った。

- 日々の支援に活用していきたい。
- 視点なども細かく記載されているので分かりやすいと感じた。
- 全体的にとっても見やすくわかりやすいと感じた。P21～23 の図（医療保護入院期間についてのフロー図、医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務）は特に分かりやすい。
- 業務中抜け落ちがちな「本人」の思いに対する視点や、地域支援者との協働の仕方など、時々ガイドラインを読み返して思い出したいと思う。活用させていただきます。

<福岡県会場>

- 精神保健福祉法のポイントがわかりやすくまとめられている。
- とてもわかりやすい。
- しっかり理解できるよう内容を読み込みたい。
- 他職員とも学ばせていただきます。
- ガイドラインがあることを今日初めて知った。より広まっていくと、医療、福祉の連携、連帯につながっていくのでは、と思う。
- ガイドラインの存在を初めて知った。病院の相談員さんの業務を初めて知るきっかけになった。
- 退院担当相談員だけでなく、基幹でも役立つと思う。
- P22－23（医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務）、P53－54（医療保護入院の更新手続きの流れ）とも理解しやすく図解されている。
- 職場内でも伝えていきたい。
- 前年度版をダウンロードし、いつも参考にしている。

4. その他、何かございましたらご自由にお書きください。

<静岡県会場>

- 誰のための支援か改めて考える機会になった。今日学んだことを普段の業務に生かしていきたい。
- このように原点に立ち戻る機会は定期的に必要だと思った。長期入院の患者様に着目した項目があると嬉しかった。
- 医療と福祉の連携は引き続き大切かと思うので研修があれば参加させていただきたい。
- とにかく前向きに頑張ります。ありがとうございました。
- 更なる精神分野とそれ以外の障害福祉分野等の関係づくり。
- 多職種の方と意見を出し合い非常に学びのある機会となった。
- こういった研修は定期的にあると助かる。
- またの機会があれば参加したい。色々な立場の方にお話をいただき、自分の立場の振り返りができて、とてもよい時間だった。
- 他病院の相談員や市町の職員など、普段直接お会いする機会が少ない方のお話をうかがうことで、様々な気づきを得られた。
- 講義だけでなく、グループワークがあり、理解を深めることができた。改めて、法改正の意味を理解し、患者、利用者がおいてけぼりにならないような支援をしていきたい。
- 退院後生活環境相談員の支援についての研修に、行政の立場で参加させていただいたこと

で、病院の相談員の方々の考えや実践、実情を学ぶことができ、とても貴重な機会になった。市町でもなんらかの形で病院・行政・地域がざっくばらんに情報共有したり支援について考えることができる場や仕組みづくりがうまくできればと思った。

- 良い勉強になった。お互いを理解する大切さ、患者さんをメイン（主役）にする当たり前の大切さを再認識できた。
- 担当課職員になった場合に、本研修受講が必須となるような働きかけを期待している。
- ファシリテーターの方からも、同じグループの方々からもたくさんの学びと刺激をいただいた。

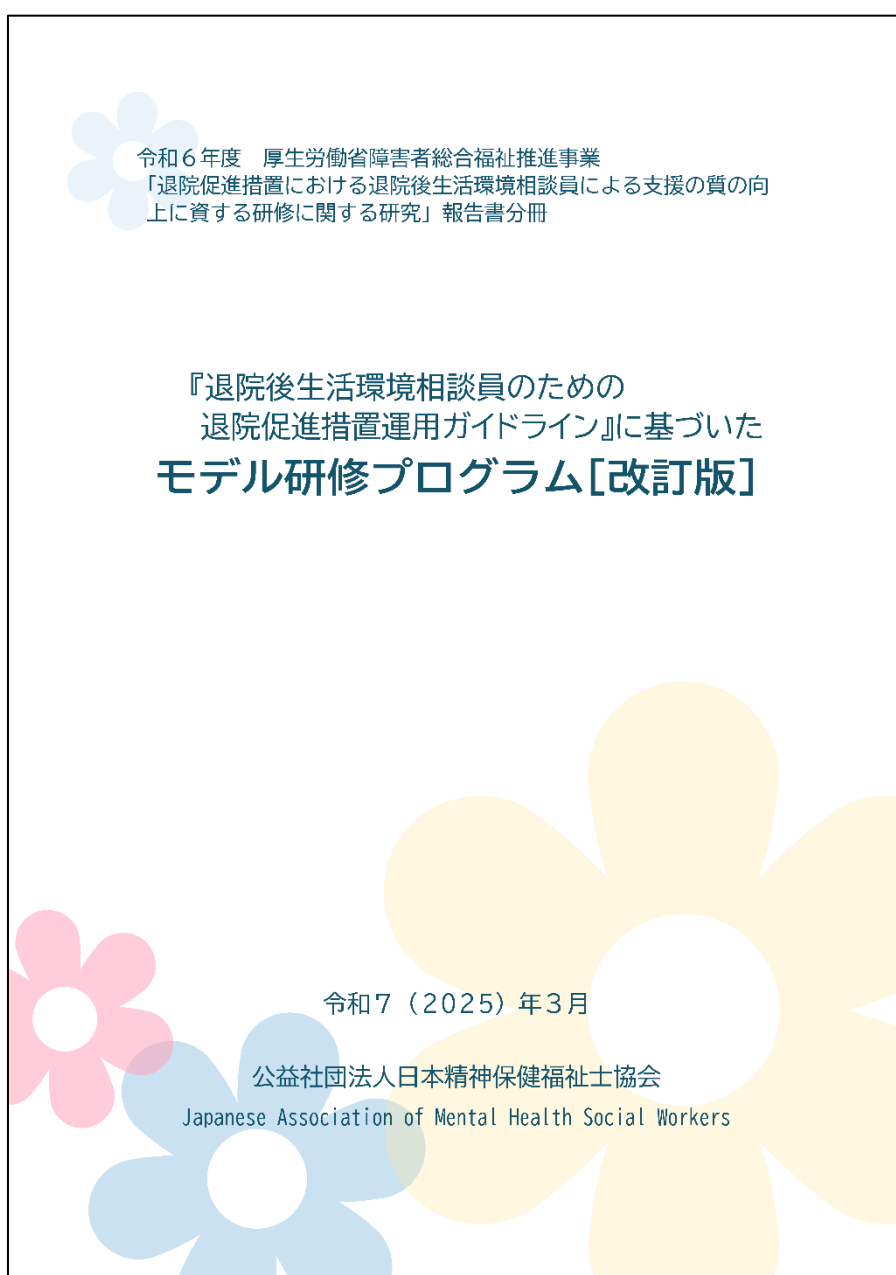
<福岡県会場>

- 病院と地域事業所の顔が見える関係性が作れるような場を福岡でも作っていく必要性を感じた。ぜひ、精神保健福祉士協会でも企画して下さい。
- 病院と地域の連携が当地域でどの程度できているのか、改めて考えさせられた。本人さんが退院して来られやすい地域づくりをしていく必要があると思う。
- 大変参考になる研修会だった。地域支援に活かしていきたい。
- 1日、あっという間の研修で、楽しく学べた。
- また機会があったら参加したい。
- 全体的に様々な振り返りが出来た。明日から忙しさに流されず、一つ一つ取り組みたいと思う。
- 基幹の立場から参加したが、病院内の多職種が関わっての退院支援委員会など、初めて知ることも多かった。普段から医療ソーシャルワーカー・医師・作業療法士等との連帯を深めていきたいと思う。
- 全くの素人の私ですが、参加させていただきありがとうございました。明日からまた頑張って、利用者さんに寄り添いながら仕事をしたいと思った。
- ファシリテーターの方の進行や意見の引き出し方が上手。意見が出しやすかった。
- ファシリテーターの役割を含め、学ばせていただいた。
- 演習を中心とした研修だったので、退屈せずに楽しんで受講できた。地域外の基幹や病院の方から色々と話が聞けて勉強になった。他のグループの人と交流できたら良かった。
- 1年に1回は実施して頂き、学びを得たい。
- 現場（病院）では、法改正に伴う事務作業の増加に対し、いかに業務削減できるかという雰囲気になっており、権利擁護、相談員の質向上という視点が欠けていることに気づいた。今一度、基本に戻って支援をしていきたいと思う。
- 病院と地域が集まって学ぶ機会が貴重だと思う。精神病院も虐待の取り組みをすることになったが、実際どのような取り組みをされているのか知りたい。
- 平日の開催が良い。自立支援協議会など地域での連携の際に講師としてお手伝い頂けたらうれしいと思った。（自治体だけでは、計画相談と医療機関の橋渡しがむずかしい）
- このような場がもっと増えると医療と福祉の連動性がアップしていくと思った。
- 行政や基幹相談支援事業所の方と意見交換する機会ができ、よりよい退院支援のための情報共有ができた。
- とても有意義な研修だった。顔が見える地域作りと連携になった。
- 保健所圏域での開催（を希望）。

3. 【改訂版】運用ガイドラインに基づいた研修プログラム及び研修テキスト

研修プログラム及び研修テキストの改訂は、運用ガイドラインの改訂に係る協議・検討作業と並行して行った。また、今後本研修プログラム等が都道府県等において実施されることを想定して、「各セッションの演習の進め方（グループ・ファシリテーターの役割）」を作成した。

以下に、本事業において改訂した『「退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン」に基づいたモデル研修プログラム』を、モデル研修におけるテキストと「各セッションの演習の進め方」を添えて示す。



1. 研修シラバス

【退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修 ～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～ シラバス】

対象	・精神科病院で退院後生活環境相談員を担っている精神保健福祉士、看護師・准看護師、作業療法士、公認心理師等（予定者も含む） ・相談支援専門員、介護支援専門員等で地域援助事業者となることが想定される者 ・市町村の行政担当者
獲得目標	2022 年改正精神保健福祉法が 2024 年 4 月 1 日に全面施行となり、措置入院者についても退院後生活環境相談員の選任が義務化されるとともに、医療保護入院者の入院期間が定められることに伴う医療保護入院者退院支援委員会の位置づけ・開催方法の変更、地域援助事業者の紹介の義務化など、病院として取り組むべき退院促進措置が強化された。本退院促進措置は、病院と地域援助事業者及び行政担当者をはじめとする地域関係者との連携の下で進めることが重要となっている。 本研修では、法改正を踏まえて作成した「退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン」を基に、退院後生活環境相談員の資質向上と地域援助事業者及び行政担当者との連携促進を目標とする。
運営方法	1. 講義と演習をセットにしたセッション（全4セッション）として行う。 2. 受講者6名を1グループとして、最初からグループに分かれて受講する。 3. 各グループにファシリテーターを配置し、各セッションの演習におけるファシリテーションを行う。

セッション1

テーマ	法改正の概要と目的
【目的】 退院後生活環境相談員として理解を深めておくべき法改正のポイントについて確認し、退院後生活環境相談員の役割が遂行できるようにする。 【内容】 <講義> ・退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 1. 措置入院・医療保護入院共通 2. 医療保護入院関係 3. 令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡 4. 市町村の役割 <演習> 1. 自己紹介 2. 2024年4月の改正法施行後における退院後生活環境相談員、地域援助事業者、そして市町村の担当者としての取り組み状況等についてグループ内で共有すること	
講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者または精神保健福祉に係る学識を有する者
時間	60分（講義30分、演習30分）

セッション2

テーマ	多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践
【目的】 退院後生活環境相談員には、入院早期から退院後の生活を見越した多角的なかかわりとアセスメントが求められる。本人主体、人と状況の関連性の把握等の視点やかかわり、チーム内での動き方を学ぶ。 【内容】 <講義・演習説明> ・運用ガイドの「退院後生活環境相談員の目的・役割」「入院から7日」「退院に向けての支援」 ・演習の説明 <演習> ・提示した架空事例についてアセスメントを行う 1. 本人の希望、これまでの生活の仕方や支援、生活環境等 2. ストレングスの整理表を活用 3. 多職種と共有の仕方 ・全体共有（数グループ） <ミニレクチャー> ・退院後の支援ニーズを特定するために入院早期からのアセスメントが必要 ・長期入院でも新たな入院でもスピードは違えどもアセスメントは同じ	
講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者
時間	90分（講義・演習説明25分、演習60分、ミニレクチャー5分）

セッション3

テーマ	地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント～
【目的】 地域援助事業者の紹介が義務化されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方や官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。 【内容】 <講義> ・地域援助事業者の紹介義務と趣旨・目的 ・地域援助事業者の範囲と紹介の方法 ・障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて ・介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について <演習> ・地域援助事業者の紹介にあたっての連携についての現状と課題 ・地域移行を市町村（官）医療福祉（民）協働で推進していくためのアイデアを考える ・ポイントと解説 <全体共有>（数グループ）	
講師	地域援助事業者として医療保護入院者等への支援及び退院支援委員会への参加経験を有する者
時間	70分（講義30分、演習30分、全体共有10分）

セッション4

テーマ	模擬退院支援委員会
【目的】 セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する。 【内容】 <講義> ・退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ・退院後生活環境相談員の業務の理解 ・退院支援委員会を形骸化させないために <演習> ・事例説明 ・ロールプレイ（模擬退院支援委員会） ・グループでの振り返り ・ミニレクチャー <全体共有>（数グループ）	
講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者
時間	90分（講義20分、演習40分、ミニレクチャー10分、全体共有20分）

研修総括

【内容】 ・グループごとの本研修の振り返り ・振り返った内容の全体共有（数人） ・講師による研修のまとめ	
時間	20分

2. 研修実施における運営例

講師・ファシリテーターの事前準備

- 研修効果を最大にするためには、講師・演習進行者・ファシリテーターは、本研修の目的・狙いと、各演習の目的及びファシリテーターの役割・進行について、事前に打合せを持ち確認しておくこと。

受講者座席について

- 講義と演習を繰り返すため、研修開始時から「演習グループごとの島形配置」とする。
- 事前に演習班決めを行い、当日の受付時に受講者に演習グループを知らせ、着席位置を示す。

受講者への配布物及び準備品例

	配布資料、準備品
受講者へ配布	・『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』 ・講義スライド資料 ・受講者名簿
セッション1	なし
セッション2	・アセスメントワーク用シート（個人ワーク用に受講者全員へ A4 サイズ 1 枚配布、グループワーク用に各班へ A3 サイズ 1 枚配布） ・「ストレングスへの気づきを促すツール」作業シート（グループワーク用に各班へ A3 サイズ 1 枚配布）
セッション3	・ワーク用シート「地域援助事業者の紹介にあたっての現状・課題と解決方法」（グループワーク用に各班へ A3 サイズ 1 枚配布）
セッション4	・模擬退院支援委員会の役割用名札（全グループ分） ● 「星野さん（本人）」 ● 「妹（家族）」 ● 「担当 退院後生活環境相談員」 ● 「主治医（精神保健指定医）」 ● 「病棟の担当看護師」 ● 「相談支援事業所相談支援専門員（地域援助事業者）」 ● 「市の障害福祉担当者」

3. 各セッション 講義資料

セッション1 「法改正の概要と目的」

セッションI（60分） 法改正の概要と目的



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

1

セッションI（60分） 法改正の概要と目的

目的・狙い		退院後生活環境相談員として理解を深めておくべき法改正のポイントについて確認し、退院後生活環境相談員の役割が遂行できるようにする
講義	30分	- 法改正の概要説明 - 演習の説明
演習	30分	- 自己紹介 2024年4月の改正法施行後における退院後生活環境相談員、地域援助事業者、そして市町村の担当者としての取り組み状況等についてグループ内で共有すること



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

2

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【措置入院・医療保護入院共通】

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化（法第29条の6）
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用（法第29条の7（法第33条の4で準用する場合を含む））

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。

市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

3

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【医療保護入院関係】

<入院期間及び入院期間の更新>

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意） ※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院の期間の更新の同意は、直前の入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等に対して求めることとする。

※ ただし、施行日時点で医療保護入院している者についての入院期間の最初の更新の同意については、現行の通知等に規定する家族等同意の運用を踏まえた上で、いずれかの家族等に対し同意を求めることとする。

- 入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等が同意できない場合等（※）は、それ以外の家族等に同意を求めることとする。

※ 具体的には、入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等が、家族等に該当しなくなった場合、死亡した場合、意思を表示することができない場合、同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合や、当該家族等が不同意の意思表示を示した場合とする。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

4

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【医療保護入院関係】

<退院後生活環境相談員>

- 退院後生活環境相談員として有すべき資格に公認心理師を追加

<医療保護入院者退院支援委員会>

- 精神科病院の管理者は、法第 33 条第1項又は第2項の規定により定めた入院期間（2回目以降の更新については、更新された入院期間）が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会（以下、委員会）を開催しなければならない。
- 委員会に参加する主治医について、当該主治医が指定医でない場合、当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医の参加が不要となる。
- 委員会は、医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から開催することができる。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

5

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【通知・事務連絡】

<令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡>厚生労働省Webサイト

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 精神科医療・精神保健福祉法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi_00007.html

[通知 令和6年4月1日施行分]

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）
 - 「精神保健法第33条第3項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について
 - 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の一部改正について
 - 「措置入院の運用に関するガイドライン」について」の一部改正について
 - 措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について
 - 「精神保健福祉センター運営要領」について
 - 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について
 - 精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について
 - 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について
 - 精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について
 - 医療保護入院における家族等の同意に関する運用について
 - 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について
 - 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について
 - 精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について
- [事務連絡]
- 改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて（2024年6月21日更新・追記）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

6

市町村の役割について

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」より抜粋

<第2部 市町村 第3 業務 2 地域生活支援>

- 精神障害者等の希望に応じ、精神障害の状態、地域生活の促進に必要な支援等を勘案し、最も適切な福祉サービス等の利用ができるよう相談に応じ、障害福祉サービス等の申請方法についての周知及び必要な情報提供を積極的に行うこと。さらに、**精神障害者や医療機関からの求めがあった場合は、福祉サービス等の利用について調整を行うこと。**
- **保健所や精神科病院等から地域移行を希望する入院患者についての相談がある場合、保健所及び退院後生活環境相談員等との連携を図り、速やかに相談支援やサービス等の利用の調整を行う。また、精神科病院から要請があった場合には、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会への出席も検討すること。**



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション1 資料

7

セッション2 (90分)

多角的なかかわりと アセスメントに基づく実践



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

1

セッション2 (90分)

多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践

目的・狙い		退院後生活環境相談員は、入院早期から退院後の生活を見越した多角的なかかわりとアセスメントが必要。本人主体、人と状況の関連性の把握等の視点やかかわり、チーム内での動き方を学ぶ
講義 演習説明	25分	◆ ガイドライン「退院後生活環境相談員の目的・役割」「入院から7日」「退院に向けての支援」の講義 ◆ 演習の説明
事例読み	5分	● 「星野さん」事例を読む
演習	55分	● 事例用意し、その事例についてアセスメントを行う ● 本人の希望、これまでの生活の仕方や支援、生活環境等 ● ストレングスの整理表を活用 ● 多職種と共有の仕方 ● 全体共有（数グループ）
ミニレク チャー	5分	■ 退院後の支援ニーズを特定するために入院早期からのアセスメントが必要 ■ 長期入院でも新たな入院でもスピードは違えどアセスメントは同じ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

2

講 義

ガイドラインを主に使用します
PPTは補足的に使用します



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

3

精神科病院の管理者への義務 (退院促進措置)

1 退院後生活環境相談員の選任

(精神保健福祉士、精神障害者に関する業務に従事した経験を持つ看護師、准看護師、社会福祉士、作業療法士、公認心理士)

入院時から生活環境に関する相談を受け、病気が安定したら早々に退院できるようにする義務

2 地域援助事業者の紹介(入院者又は家族等の求めに応じ紹介する)

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、介護支援専門員がいる介護保険施設等を紹介する義務。
入院者やその家族等から求めがなくとも希望する地域生活について聴取し、必要あれば丁寧な説明、
紹介を行う。

3 医療保護入院者退院支援委員会の開催

省令で定められた入院期間(6ヶ月以内、入院から6ヶ月を過ぎるまでは3ヵ月)の更新する時に行う。

- ①医療保護入院者の入院期間の更新の必要性の有無及び理由
- ②入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における退院に向けた具体的な
取り組み



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

4

☞ 退院促進措置のポイント

部長通知より

【第1 退院促進措置に関する措置の趣旨】

措置入院及び医療保護入院者の退院促進に関する措置は、措置入院及び医療保護入院者が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。

非自発的入院者の早期解消

新たな社会的入院を作らない
(ニューロングスティ予防)

社会的・長期入院の解消
(オールドロングスティの解消)

人としての権利を守る



そのためには

医療と福祉・介護、行政の連携

その人となり、背景、環境を知る

アセスメント



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

5

退院後生活環境相談員の目的・役割

P.8

【第2 退院後生活環境相談員の選任】

1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1) 退院後生活環境相談員は、入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2) 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関、地域援助事業者、その他地域生活支援にかかわる機関との調整に努めること。
- (3) 入院者の支援に当たっては、本人の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4) 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

4 業務内容（前文）

退院後生活環境相談員は、精神科病院内の多職種による支援チームの一員として、入院者が退院におけた取組や入院に関することについて最初に相談することができる窓口の役割を担っており、その具体的な業務は以下のとおりとする。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

6

退院後生活環境相談員として大切な視点

ガイドライン P.10～

- ・「生活者」の視点をもつ
- ・リカバリーの過程に寄り添う
- ・その人やその人を取り巻く環境の「強み」を活かす（ストレングス）
- ・主体性を回復・尊重する（エンパワメント）
- ・権利擁護するために働きかける（アドボカシー）
- ・当事者との協働を基本におく（パートナーシップ）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

7

入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務 P.22～23

IV 入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務

IV-1 医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

8

Ⅳ-Ⅰ 選任後、速やかに行う支援 P.24～27

- (1) 本人・家族等へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明
速やかに当該入院者及びその家族等に説明をする
(推奨) 対面して紙面をみながら説明する等
- (2) 退院請求、精神科病院内の虐待等に関する相談体制、
虐待通報窓口等の案内
- (3) 地域援助事業者の情報把握と連携

ガイドラインP.25、P.26、P.27 **視 点** に注目

- ・ 業務遂行の基本的留意点
- ・ 退院後生活環境相談員が早期に介入する必要性
- ・ 権利擁護
- ・ 支援関係者同士の顔の見える関係づくり



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

9

Ⅳ-Ⅰ 選任後、速やかに行う支援 コラム P.28～

面接(かかわり)

- ・ 入院者に会い、部屋での面接や生活場面面接でその人やその人を取り巻く環境を知る
- ・ 面接技術を駆使する
- ・ 入院早期に「かかわりの機会」を確保する
- ・ 用件だけの面接にならず、自分の事も知ってもらう



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

10

IV-1 選任後、速やかに行う支援 コラム

P.29～

アセスメント

- ・入院前の生活環境や退院後の生活に関する希望を聞き取る
- ・生育歴や生活歴、得意なこと、大事にしていること等の情報を収集する
- ・入院前から関係のある人や機関へ連絡する

入院早期に「人」と「環境」や「関係していた人」を捉える事が、非常に重要。入院時に退院の事を考え始めるようにして欲しい

「面接(かかわり)とアセスメントの視点」も参考に



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

11

IV-2 退院に向けた支援 P.30～



退院後生活環境相談員が担う相談の実施

- (1) 本人の意向を尊重した相談の実施
- (2) 退院への意思の確認
- (3) 希望する退院後の生活についての聴取
- (4) 地域援助事業者の紹介
- (5) 入院者訪問支援事業の紹介（都道府県等実施の場合）
- (6) 退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

12

Ⅳ-2 退院に向けた支援 P.30～

(1) 本人の意向を尊重した相談支援

- 本人の気持ちに寄り添う

本人の意向を尊重する。

本人の意向が確認できない場合は、家族等の意向も大切にする。

(2) 退院への意欲の確認

- 長期的かつ社会的な入院の課題を理解する

- 本人を取り巻く環境を捉える

- 「視点」生活環境のアセスメントとアプローチ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

13

Ⅳ-2 退院に向けた支援 P.32～

(3) 希望する退院後の生活について聴取する

- 「その人を知る」関係づくり

- ・ 本人と会って対話する。

かかわりの機会を確保し、面接の場所の工夫や生活場面での会話を大切にする。

(4) 地域援助事業者の紹介

- 日頃からの地域援助事業者等との関係づくり

- ・ 日常的に地域援助事業者等と連絡を取り合うことを意識する。
- ・ 障害福祉サービスや地域援助事業者等の役割や機能を理解する。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

14

Ⅳ-2 退院に向けた支援 P.36～

(5) 入院者訪問支援事業の紹介(都道府県等が実施の場合)

当面の間、市町村長同意の医療保護入院者としているが、孤独、孤立している入院者に病院職員ではない人が話を聞きに行くことで、エンパワメント、意思表示支援になりうる。市町村は面会に行き説明する、退院後生活環境相談員も説明する

(6) 退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整

入院早期からの見立てと、連携、協働

医療と福祉のスピード(制度と仕組み)の違いを理解した調整



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

15

入院者訪問支援事業

P.36～

出典 厚生労働省

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

16

講義は終了

演習です・・・



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

17

演 習

進行・・・スタッフ、記録・・・メンバー、全体共有・・・スタッフ

①個人ワーク（5分）	個人ワークシートを利用し個人ワーク
②グループでアセスメント（25分）	グループで「その人」を知る シートに書いていく
③ストレングスの整理（10分）	ストレングスの整理表をグループでブ レーンストーミングする。アセスメント の中で強みを引き出す
④多職種でどのように共有するか（10分）	これらを一人でやらず、多職種で行う、 多職種でどの様に行えるかを意見交換
⑤全体共有 2グループ程度（5分）	2グループ程度から報告



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

18

個人ワーク 5分

星野さんはどんな人？	家族の存在は？本人の状況、家族の思い	生活環境は？
EX) 優しい、まじめ	EX) 両親は・・・兄弟は・・・	EX) 持家？アパート？修理？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
EX) 入院前のフォーマル・インフォーマルな支援者	EX) 自宅で過ごしたい	EX) 経済的？退院できるか？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？
EX) あるはずのないものに振り回された	EX) 制度利用はない	EX) どんな人が興味を持つ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

19

グループでアセスメント 25分

星野さんはどんな人？	家族の存在は？本人の状況、家族の思い	生活環境は？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

20

作業シート様式7：ストレングスへの気づきを促すツール

環境のストレングス



Strengths Sheet

EX) 持家がある

支援ネットワークのストレングス

※ 環境のストレングスのなかに入っている

EX) 妹の見守り



本人のストレングス

EX) 自宅にいたいと思っている

ミスボ事例理解ストレッチングツール #7 ver5.0 KoseGato 一部改変



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

21

全体共有

メモ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

22

ミニレクチャー（5分）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

23

改めて 入院早期からのアセスメント

- 退院後の支援ニーズを特定するために、入院早期からのアセスメントが必要。入院時診察で「どんな病状で、それに至る生活背景は何か」等を知り、引き継いでもらえると、アセスメントはしやすい。
- 長期入院者でも、新たな入院者でも、スピード感は違えどアセスメントは同じ
- ただ、情報を得るためだけでなく、信頼してもらえるように面接技術を駆使しながら、時に好きそうなこと、世間話をする必要もある



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

24

「多角的なかかわりとアセスメント」とは

- ・入院時診察から始まる
- ・色々な人からの「見え方」は重要な情報
- ・多職種が得た本人の状況や退院後生活環境相談員が本人との面接や家族との面接、地域生活を送る中での支援者からの話をミニカンファで共有する
- ・それらを基に本人との面接で再確認しながら、「どんな思いをもち、生活上何に困っていたか」を一緒に考える
- ・アセスメントは常に行われ、新たな発見の繰り返し



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

25

「多角的なかかわりとアセスメント」に含まれる事

- ・アセスメントには「見立て」まで含まれる
- ・そのため、生活上で困る、苦手な事に対し、社会や制度がどんなお手伝いができるか、提案とメリットデメリットを話し、本人が希望する生活ができるよう一緒に考える「かかわり」をしてゆく。
- ・それらを必ずチームで行うことが重要



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション2資料

26

セッション2 演習用配布資料（作業シート）

○個人へ配布（A4 サイズ、1 枚）

演習 2 個人ワーク 5分		
星野さんはどんな人？	家族の存在は？ 本人の状況、家族の思い	生活環境は？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ セッション2演習用配布用紙(個人ワーク)

○グループへ配布（A3 サイズ、1 枚）

演習 2 グループでアセスメント 25分		
星野さんはどんな人？	家族の存在は？ 本人の状況、家族の思い	生活環境は？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ セッション2演習用配布用紙

○グループへ配布（A3 サイズ、1 枚）

アセスメントを実施するために使用した方がよいツール

(年 月 日現在) 利用者氏名

記入者

作業シート様式7: ストレngthスへの気づきを促すツール

Strengths Sheet

環境のストレngthス



支援ネットワークのストレngthス



本人のストレngthス



ミスが事例理解 ストレatchingツール #7 ver5.0 KoseGato

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ セッション2 演習用配布用紙

セッション3 (70分)

地域援助事業者の紹介と連携 ～官民協働で考える連携のポイント～



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

1

セッション3 (70分)

地域援助事業者の紹介と連携

～官民協働で考える連携のポイント～

目的・狙い		・地域援助事業者の紹介が義務化されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方や官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。
講義	30分	● 地域援助事業者の紹介義務と趣旨・目的 ● 地域援助事業者の範囲と紹介の方法 ● 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて ● 介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について
演習	30分	● 地域援助事業者の紹介にあたっての連携についての現状と課題 ● 地域移行を市町村(官)医療福祉(民)協働で推進していくためのアイデアを考える ● ポイントと解説
全体共有	10分	● 全体共有



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

2

地域援助事業者の紹介義務

措置入院者等を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者等又はその家族等から求めがあった場合その他入院者等の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、法第29条の7（法第33条の4において準用する場合を含む。）に規定する**地域援助事業者を紹介しなければならない**（法第29条の7（法第33条の4において準用する場合を含む。）関係）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

3

地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

実務においては、退院後生活環境相談員等が、本人又はその家族等に地域援助事業者を紹介することが想定されるが、そのためには、**日頃から、市町村や地域援助事業者等と連携することが重要である。**



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

4

地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

入院者又は家族等が、**地域で利用可能な障害福祉サービス等の内容や申請方法を理解し、入院中から当該障害福祉サービス等を提供する事業者との関係を築くことができるようにすること**を目的としている。さらに、入院者が個別の障害福祉サービス等を入院前に利用していた場合等については、当該事業者との連絡調整が必要になることが想定されることから、施行規則において、**相談支援を行う事業者以外の事業者**についても幅広く地域援助事業者に含まれるものとして定められている。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

5

地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

本人から地域援助事業者の**紹介の希望がない場合においても**、本人が希望する地域生活について聴取するとともに、障害福祉サービス等の利用について、丁寧な説明を継続して行い、後に本人がその利用を希望した場合には、速やかに紹介等を行うことができるよう連携調整に努めること。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

6

地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

今回の法改正によって、これまで努力義務であった地域援助事業者の紹介が、義務化されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方やタイミング、官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。



でも…

- ・ 紹介しても、地域援助事業者から「今じゃない」と言われる
- ・ 相談支援事業所からいっぱいという理由で断られる
- ・ 紹介すること自体に消極的になりがち（どうせ紹介しても…）
- ・ 社会資源が多様化・複雑化していて説明の仕方が難しい
- ・ 地域自立支援協議会に参加したことがない（どうやって入っていいかわからない）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

7

地域援助事業者の範囲

- ① 指定一般相談支援事業者（地域移行支援・地域定着支援）
- ② 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）
- ③ 市町村の障害者相談支援事業（委託相談事業所）や地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う機関等
- ④ 障害者総合支援法における障害福祉サービス事業者
- ⑤ 居宅介護支援事業者及び介護支援専門員が人員配置基準に入っている、又は実際に介護支援専門員を有している介護保険サービス事業者



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

8

地域援助事業者の範囲

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容		
訪問系	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入浴時の支援等を総合的に（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
	同行支援	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動支援	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が最も高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に（行う）
日中活動系	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

介護給付については、**障害支援区分**の申請が必要になるため、申請から支給決定までに時間がかかる。介護給付の利用が見込まれる方については、早めに障害支援区分の申請をしておく。

グループホームによっては区分がついている方を対象とする事業所もあることに注意

資料：厚生労働省



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

9

地域援助事業者の紹介の方法

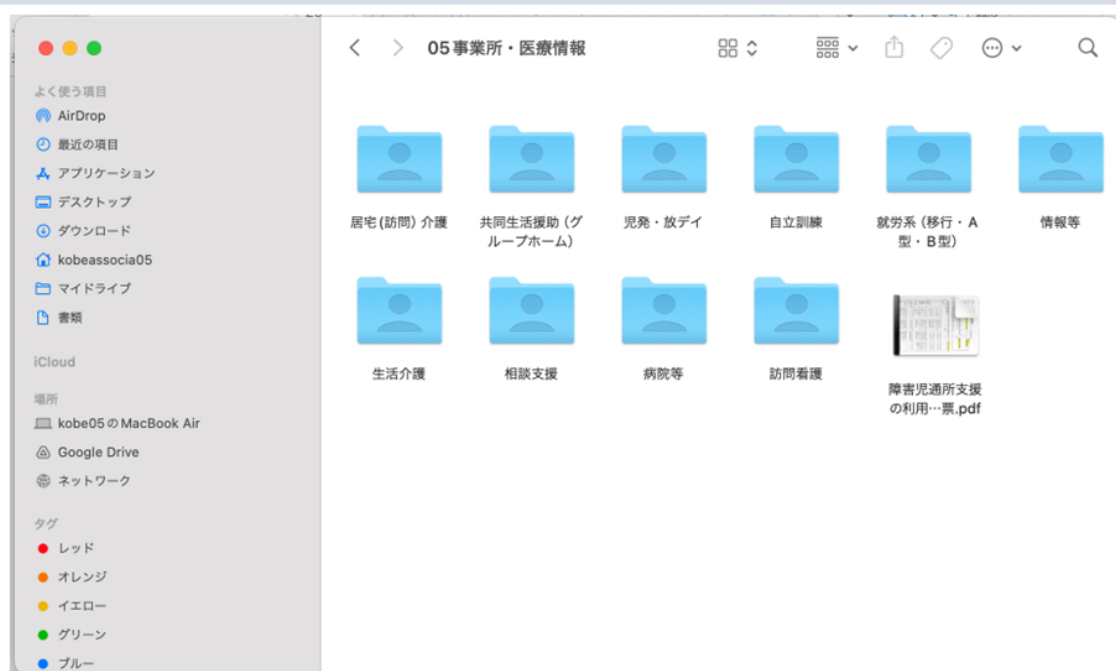
- ・常に地域援助事業者の地域資源の情報を把握し、収集した情報の整理に努めること。
- ・地域援助事業者の紹介方法については、書面の交付に加え、**面会（オンラインによるものを含む）による紹介**や**インターネット情報**を活用しながらの紹介等により本人が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫する。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

10

地域援助事業者の紹介の方法



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

11

地域援助事業者の紹介の方法

- ・紹介を行う事業者については、必要に応じて**本人の退院先**
またはその候補となる市町村への照会を行うこと。
- ・居住の場の確保や、退院後の生活環境に係る調整に当たっては、市町村等との協働により、**地域移行支援・地域定着支援**の利用に努めること。また、精神保健福祉センター及び保健所の知見も活用すること。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

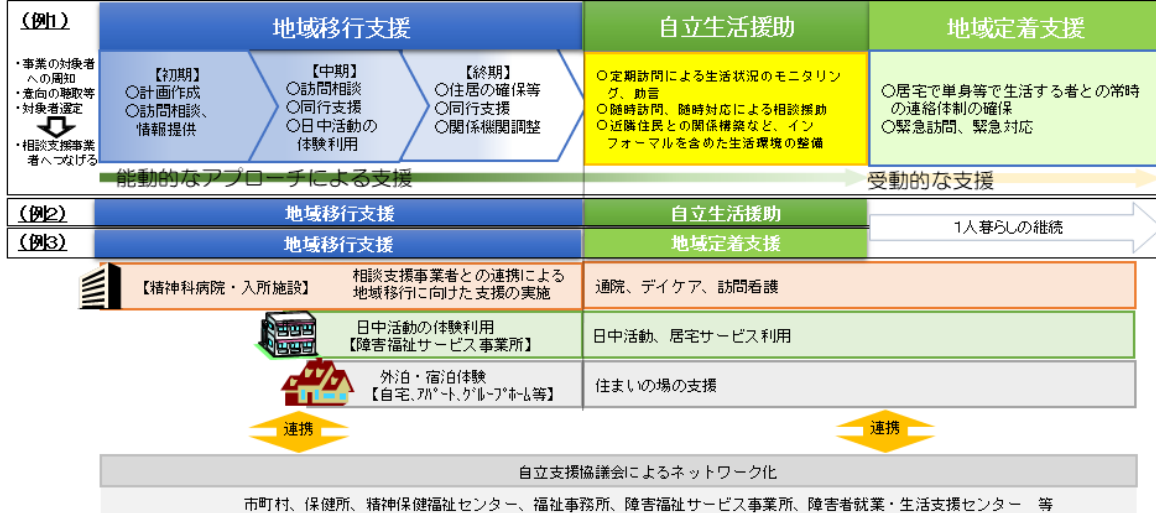
12

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

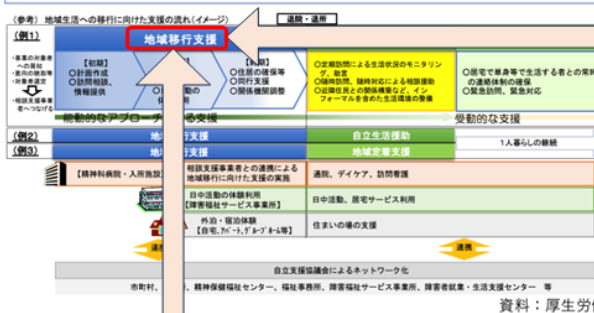


資料：厚生労働省

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】



資料：厚生労働省

地域移行支援(地域へ送り出す支援)

【サービス内容】

- ・住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る)の体験利用
- ・体験宿泊
- ・地域移行支援計画の作成

【対象者】

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方
- (2) 精神科病院に入院している精神障害のある方で、住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方も対象となります。
- (3) 救護施設または更生施設に入所している障害のある方
- (4) 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害のある方。
- (5) 更生保護施設に入所している障害のある方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害のある方



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

14

これから先、6か月の計画です。自分のペースで取り組みます。今の時点の計画です。毎月相談をして、必要な時は見直しをしましょう。

利用者氏名:		A	さん		作成年月日	R5.12.18
サービス等利用計画の制定目標						
(1)希望(内容及び期間等)	9月には病院から退院して、中日はディケアに通って、夜や土日はグループホームで過ごしたり、大げなカラーを食べに行きたい。					
(2)望願目標(内容及び期間等)	3ヶ月後はグループホームの体験を行い、グループホームに住んだ時に必要なものやら配なこと、やりたいことなどのイメージが持てる。 2ヶ月後には、車を自己管理できている。また、ディケアの活動を体験し退院後のイメージを持っている。					
				↓ <u>私(本人) A</u> 自身ができることを矢印の下に書き込みます		
私(A)の状態や不安	そのために協力する人	協力の内容	支援上の留意事項等	1月	2月	3月
車自分で管理したことがなくて、4回も走るのが飲みきれないで飲めるかな心配です。	担当看護師B氏	まずは2日から車をセッティング。3日目以降でできたら1週間、2週間は伸ばして飲みきれるようサポートする。	1日4回だが、3回まで減らせないか主治医と相談していく。	3日分の薬を担当看護師(B)と一緒にカレンダーにセットし、自己管理ができている。(2)飲み忘れがなく内服できる①が達成できれば2週間分よりよい。		
ディケアの活動に参加できるか、結草人がいれり不便です。	病棟看護師B氏 ディケア職員Cさん 院内作業療法士D氏	まずはAさんがディケアに行く時は、0時頃出発し、ディケアスタッフとの連絡の様子を伝え、退院後もスムーズに移行できるようにサポートする。	-カラオケで加山雄三を歌う。 -特種と卓球が得意。	ディケアのプログラムにカラオケや将棋、卓球など長と一緒に参加する。結草の活動にも参加してみる。そんなメンバーに話しかけて知り合いの方を見せている。		
グループホームの周りに何があるかわからないので、散歩してみたい。ディケアのバスが認められ来る場所がわからないので教えて欲しい。	地域移行支援員E氏 グループホームF氏 退院後生活指導相談員G氏	見学の調整を行います一緒に見学に行ってみる。その後、Aさんの要に入れば、休憩室泊留型とする。休憩中にディケアの送迎バスの乗り場を確認する。周りに何かあるのか散策する。	睡眠が取れないことがあるが不調のサインのため、夜間の睡眠状態を確認する。	グループホームの体験の日曜を調整し見学する。先入れば、1泊2日の体験から実施する。		
病棟ではいいテレビが見えないので、退院してから自分専用のテレビがほしい。市販のものでも必要なのを買いたい。	担当看護師B氏 地域移行支援員E氏 退院後生活指導相談員G氏	グループホームF氏に必要なものを一通り確認し、それと一緒に買っていく。退院後に必要な自立支援療育の手続きと同様にする。	グループホームの入居が確定してからしか所定の搬入できなかったため、購入日、搬入日は調整が必要。	2回目の体験時には、季節ごとにディケアの送迎用箱へ行き、ディケアの体験をして帰ってくるスケジュールを立てて、体験での感想や今後の希望の有無を確認する。		
同意書				戻すものをグループホームのFさんに確認しながら、自立支援療育の手続き、薬局の確認など退院後に必要な手続きを行う。		
今年度12月16日		利用者名		指定一般相談支援事業所 アソシアショナルサポート		
				相談支援専門員(地域移行推進員) 伊井 統章		



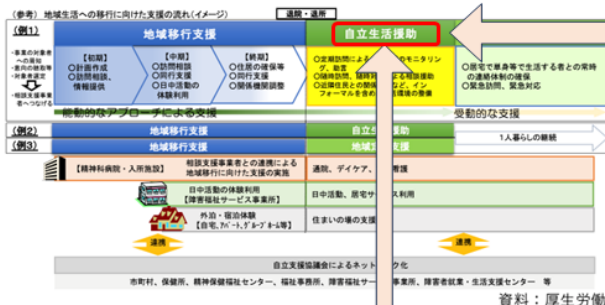
公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

15

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者（被障害院）に入所又は入所してはいる障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。**【支援決定期間：6ヶ月】**
- 自立生活援助：グループホームと障害者支援施設、病院から退院し、継続した障害者等を対象に、定期及び臨時訪問、随時対応その他の自立した日常生活の支援に必要な支援を行う。**【標準利用期間：1年間】**
- 地域定着支援：居宅において暮らすことで生じている障害者等を対象に、常時の連絡体制を確立し、緊急時には必要な支援を行う。**【支援決定期間：1年間】**



資料：厚生労働省

自立生活援助

[サービス内容]

- ・ 定期的な巡回や随時の通報を受けて行う訪問
- ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないかどうか
- ・ 公共料金や家賃に滞納はないかどうか
- ・ 体調に変化はないか、通院しているかどうか
- ・ 地域住民との関係は良好かなど
- ・ 必要な情報の提供および助言や相談、医療機関等との連絡調整
- ・ その他、障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

〔対象者〕

- (1) 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- (2) 人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返等）
- (3) その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

16

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて



地域定着支援(地域に住み続けるための支援)

【サービス内容】

- ・ 常時の連絡体制の確保(夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保)
- ・ 緊急時の対応(迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援)

【対象者】

次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方。

- (1) 家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方
 - (2) 居宅において家族と同居している障害のある方であっても、その見込めない状況にある方
- ※障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も対象になります。
- ※共同生活援助(グループホーム)、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

17

介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について

- ・ 障害福祉サービス利用者が65歳に到達した場合等は、**基本的には介護保険のサービスが優先**される。しかし、介護保険の被保険者である障害者から**障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合**は、市町村は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスの利用に相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聞き取りにより把握した上で、適切に判断することとされている。よって退院後生活環境相談員は、担当する入院者本人の退院後の利用サービスについて障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を想定して**市町村の障害福祉担当者や介護保険担当者と連携しておく**必要がある。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

18

介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に向けた調整について

- ・サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの **（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）** については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- ・障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して **65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行う** こと



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

19

視 点

- ・入院早期から地域援助事業者と連携することで、**入院の長期化を防ぐ**
- ・退院後も連携することで、再入院の予防や再入院する必要がある場合でもその後の**長期入院の予防**につながる
- ・**長期入院者**の地域生活への移行や**任意入院者の支援**にも有効
- ・**本人の希望に留まらず**、相談内容から紹介すべきと判断した場合も含まれる
- ・**普段から**地域に働きかける（退院支援委員会へ出席依頼）
- ・地域自立支援協議会を活用し地域の支援体制を整える

ガイドラインP.40～P44参照



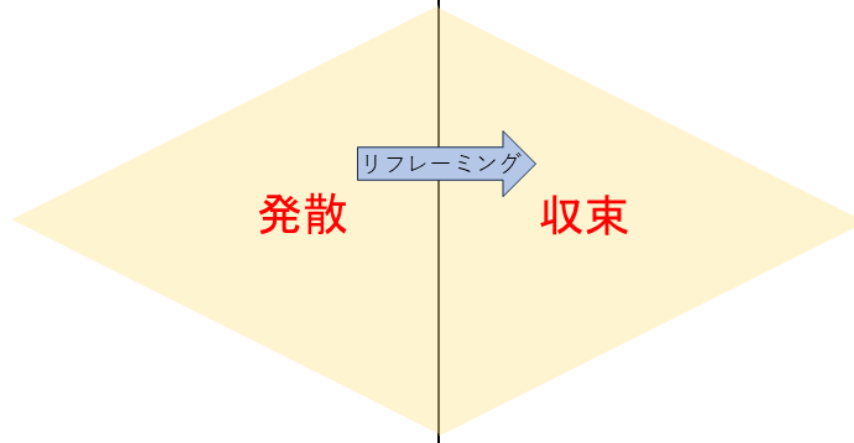
公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

20

地域援助事業者の紹介にあたっての 現状・課題と解決方法

現状の課題またはできていること
(病院・地域・行政)

今後できそうなこと・理想
(病院・地域・行政)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

21

ポイントと解説

- 定期的に地域自立支援協議会や行政との「協議の場」に参画し、どのタイミングで紹介したらいいのかを話し合う。
- 本人や家族へ事業所情報などのパンフレット(ツール等)やポスターなどの活用。
- 長期入院者に地域の情報を届けるためのリーフレット作成(地域自立支援協議会の地域移行部会で作成)
- 「べき」が出た時は要注意!(ご本人が置き去りにになっていることがある。)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
セッション3資料

22

セッション3 演習用配布資料（作業シート）

○グループへ配布（A3 サイズ、1 枚）

演習3 地域援助事業者の紹介にあたっての現状・課題と解決方法

現状の課題またはできていること
（病院・地域・行政）

今後できそうなこと（病院・地域・行政）

リフレーミング

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ セッション3演習用配布用紙

セッション4（90分） 模擬退院支援委員会



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

1

セッション4（90分） 模擬退院支援委員会

目的・狙い		・セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する
講義	20分	●退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ●退院後生活環境相談員の業務の理解 ●退院支援委員会を形骸化させないために
演習	50分	●シナリオ説明 ●ロールプレイ ●グループでの振り返り ●ミニレクチャー
全体共有	20分	●全体共有



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

2

医療保護入院者退院支援委員会における 退院後生活環境相談員の業務

1. 委員会の趣旨と目的

趣旨：入院者が退院後の**希望する地域生活**が円滑にできるように、
出席者が**一堂に会して審議**する

- ・更新の必要性
- ・退院に向けた取り組み
- 退院後の生活環境を調整する

目的：退院に向けた取り組みを推進するための体制を整備する

本人の希望を丁寧に聴き、退院後の地域生活支える、家族等
や地域援助事業者をはじめとする**関係者の調整**を行うことが重要



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

3

委員会の審議対象者

- ・入院時または、更新時に定める**入院期間の更新が必要**となる、**医療保護入院者**
- ・平成26年度改正で、退院支援委員会の審議の対象とされなかった「入院1年以上の精神症状が重症、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかな人」
→令和6年4月からは、**退院支援委員会の対象者**



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

4

医療保護入院の期間

- ・ 該当する医療保護入院から6か月を経過するまでの間は、**上限3か月**
- ・ 入院から6か月を経過した後は、**上限6か月**

月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	6か月以降			
例1	初回：3か月		1回目更新：3か月			2回目更新：上限6か月				
例2	初回：2か月		1回目更新：2か月		2回目更新：2か月		3回目更新：上限6か月			
例3	初回：2か月		1回目更新：3か月			2回目：3か月		3回目更新：上限6か月		

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて(令和5年11月27日) 問3-1参照

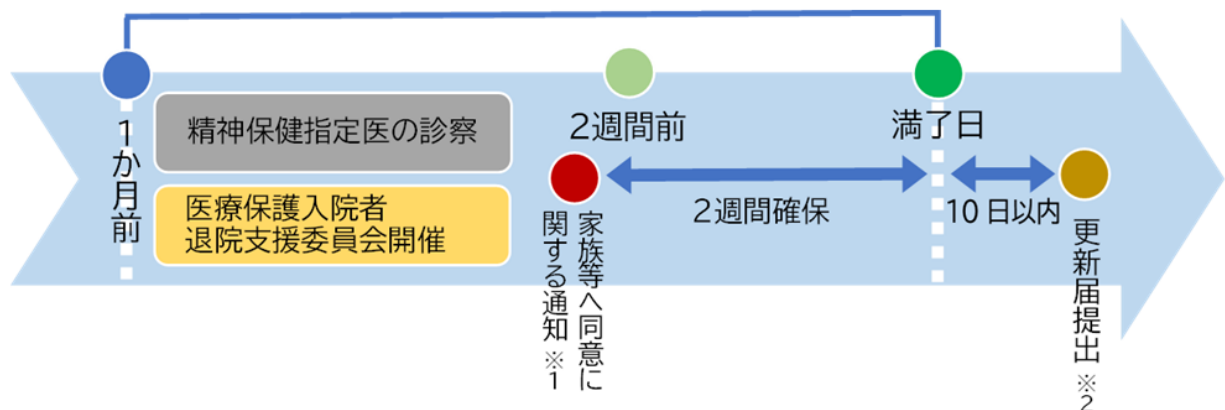


公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

5

委員会の開催時期

当該入院期間満了日の、**1か月前～満了日まで**



※1 医療保護入院の入院期間更新に関する通知(様式12-1または12-2)

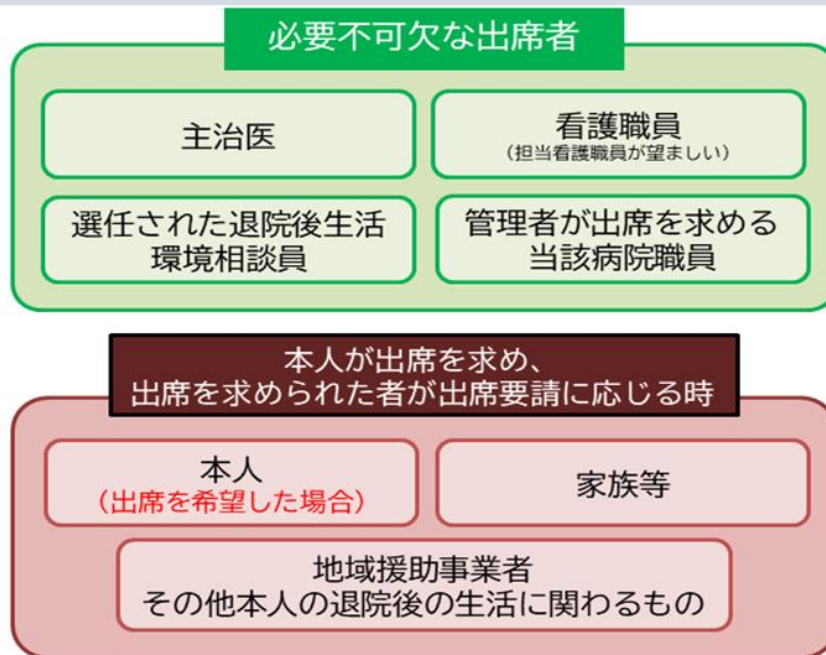
※2 医療保護入院者の入院期間更新届(様式15)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

6

委員会の出席者



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

7

家族等の同意

家族等の 意思	同意する	同意 しない	不同意の 意思表示なし (通知後2週間経過)	同意又は 不同意の 意思表示を 行わない*2	同意者なし *3
医療保護 入院	○	×	みなし同意 *1	市町村長 同意	市町村長 同意

- *1** みなし同意：●入院期間中に、病院が通知した家族等と対面や電話等で、**2回以上連絡が取れている**
●通知した家族等から、継続した入院についての**不同意の意思表示がない**
- *2** 同意又は不同意の意思表示を行わない：通知した家族以外に、他の家族等がいる場合は、市町村長同意は依頼できない
- *3** 同意者なし：**家族等がいない**、DV加害者である、家族等が、**本人との関わりを拒否する意思を明確に示し**、家族等が他にいない場合



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

8

みなし同意

家族等に対して、継続した入院の同意を求めるには**通知**(様式12-1)が必要

通知は、**診察期限の 1 か月前～2 週間前まで**

- ①医療保護入院の継続が必要な理由
- ②医療保護入院の継続のための審議が行われたこと
- ③継続入院の期間（6か月以内）
- ④継続入院の同意を求める通知をした家族等から、不同意の意思表示がなかった場合

- ・「入院の同意を得たとみなす」→**みなし同意**
- ・通知をしてから2週間(14日間)を経過した「日付」

例) 通知の発出日: 令和6年6月10日 → 期限: 令和6年6月24日
改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて(令和5年11月27日) 問3-11参照



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

9

[illegible]

委員会の開催手順

- ・当該医療保護入院者**本人に通知（医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ）**する
- ・本人から出席の要請の希望があった場合、希望者に対して以下を**通知**する
 - ・委員会の開催日時及び開催場所
 - ・医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
 - ・出席が可能であれば委員会に参加されたいこと
 - ・文書による意見の提出も可能であること



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

11

退院支援委員会開催にあたっての視点

□計画的な準備

- ・本人のニーズから出発する。
- ・院内の支援チームとの治療方針の確認、共有された役割分担

□退院支援委員会の趣旨の共有

- ・早期の退院支援
- ・退院に向けて、本人が希望する退院後の地域生活について聴取しておく。
- ・退院支援委員会の向けた様々な調整や運営を準備、充実した審議が行われるよう努める

□早期の退院に向けた具体的な取り組み

- ・地域援助事業者や市町村との連携
- ・障害福祉サービスや、介護保険制度等、地域生活の維持に必要なサービスの調整

□入院形態の変更による治療継続の可能性の検討

□家族等の意向等の把握

コラム「長期入院者への働きかけや退院支援委員会への持ち方」
をご参照ください。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

12

審議記録

- 審議記録は、**本人が理解しやすい**言葉遣いや、文字等に**配慮**して作成する
- 審議終了後、できるだけ速やかに**審議記録の写し**を、本人、当該退院支援委員会に出席要請を行った人、家族等、地域援助事業者へ**通知**する
- 入院期間更新届には、当該届け出の日から、直近の審議記録を**添付**する。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

13

審議結果

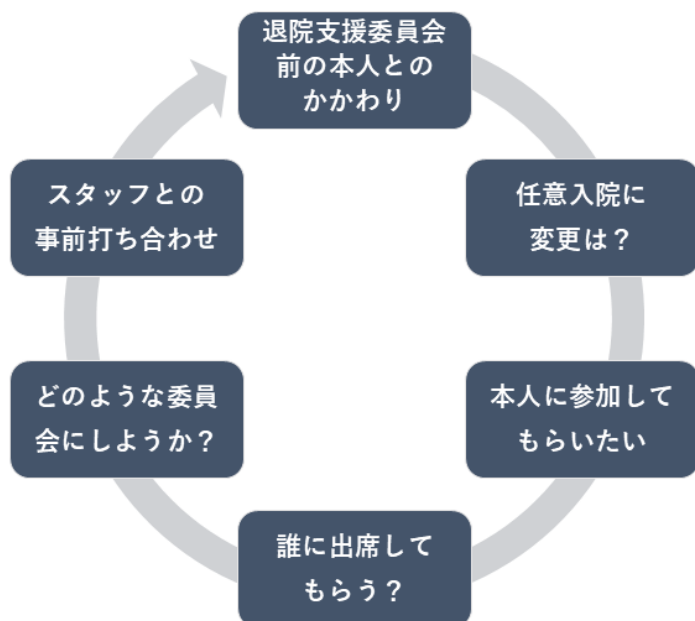
1. 医療保護入院者退院支援委員会審議記録(以下審議記録)を**作成**する
2. 病院の管理者は、審議状況を確認し、審議記録に署名する
3. 審議終了後、できる限り速やかに、審議の結果を本人、当該委員会への出席要請を行った、家族等、地域援助事業者等に対して、**審議記録の写しによって通知**する
4. 入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院にむけた手続きをとる
5. 入院期間の更新の場合は、直近に開催した委員会の審議記録を入院期間更新届に**添付**する



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

14

医療保護入院者退院支援委員会を形骸化しないために



・退院支援委員会は、
本人を中心とした
ケア会議

・退院支援委員会の
準備は、本人と共に
すすめる



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

17

任意入院後も可能な限り早期の退院支援の継続を

- ・退院後生活環境相談員は、退院後を考えて生活環境を整えるための相談員。
- ・対象は、非自発入院者



入院形態にかかわらず、本人の人権擁護の観点から
可能な限り早期の退院を図るため、地域の支援者等と協働し、退院を考えた環境整備をすすめる役割がある。



退院は、精神科病院からの「退院」



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

18

講義は以上です。

次は、演習です。

事例を用いて模擬退院支援委員会を開催します。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

19

演習 模擬退院支援委員会

目的・狙い		・セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する
講義	20分	●退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ●退院後生活環境相談員の業務の理解 ●退院支援委員会を形骸化させないために
演習	50分	●シナリオ説明 ●ロールプレイ ●グループでの振り返り ●ミニレクチャー
全体共有	20分	●全体共有



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

20

進 行

- ①シナリオ説明(5分)
- ②ロールプレイ(25分)
- ③グループでの振り返り(10分)
- ④ミニレクチャー(10分)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

21

シナリオ

星野さんが入院して2か月が過ぎようとしています。入院期間は3か月を超えない令和6年12月2日までです。

しかし、主治医でもある指定医の診察の結果、3か月での退院は難しいとの判断もあり、星野さんの「医療保護入院者退院支援委員会」を開催することになりました。病院の退院後生活環境相談員は、本人に退院支援委員会の説明をして参加を促しました。

また、星野さんの今後の地域生活を応援していくサポーターを増やしていく必要から、本人の同意を得た上で、委員会開催を機に地域移行支援を導入することとし、地域援助事業者として市内の相談支援事業所を紹介しました。本人および関係者との日程調整の結果、本日、退院支援委員会開催を迎えることとなりました。

なお、退院後生活環境相談員は、この2か月間、他職種への働きかけ、本人の意向確認等、退院への支援をしてきましたが、主治医は退院は消極的だったため、具体的な退院への取り組みはあまり進んではいませんでした。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

22

ロールプレイの役割

- ①星野さん(本人)
- ②妹(家族)
- ③担当退院後生活環境相談員
- ④主治医(精神保健指定医)
- ⑤病棟の担当看護師
- ⑥相談支援事業所 相談支援専門員(地域援助事業者)
- ⑦市の障害福祉担当者

※星野さん以外は、参加者の苗字を使って下さい。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

23

それぞれのスタンス

前提: 病状的には退院については医師でも意見が
分かれるような状態

- ①星野さん: 一刻も早い退院を希望
- ②妹(家族): 退院には強い不安
- ③退院後生活環境相談員: 本人の希望を応援
- ④主治医: 退院は時期尚早
- ⑤看護師: 主治医の見解に同意
- ⑥相談支援専門員(地域援助事業者): 本人の希望を応援
- ⑦市の障害福祉担当者: 近隣住民からの通報もあり悩ましい…



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

24

ロールプレイのポイント

- 今回のロールプレイ（退院支援委員会）の進行は、「退院後生活環境相談員」が行ってください。
- 退院後生活環境相談員は、「退院支援委員会審議記録」の「退院に向けた取組」を意識して進行してください。
- 「座る位置」、その他の配慮はすべて退院後生活環境相談員にお任せします。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

25

セッション4 ミニレクチャー



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

26

退院支援委員会開催のポイント

☆権利擁護の視点☆

- 誰による、誰のための委員会であるかを忘れてはならない
- 退院支援委員会では、ケア会議に加えて、権利擁護の側面があることを念頭におく

☆退院支援委員会開催にあたって☆

- 本人の意向から始めているか？
- 地域援助事業者の情報が本人にわかりやすく伝わっているか？
- 院内多職種との連携はできているか？
- **地域移行・地域定着支援**の利用を意識できているか？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

27

退院支援委員会開催のポイント

☆本人および地域援助事業者の参加の意義☆

- 自分の病院の**本人（家族）参加率**を把握しているか？
- 自分の病院の**地域援助事業者の参加率**を把握しているか？
- 本人（家族）や地域援助事業者が**参加しやすい工夫**をしているか？
- 本人（家族）の**意向が審議に反映**されているか？
- 本人（家族）が出席を望まない、あるいはできない場合でも、
事前に本人の意向を聴き取り、それを審議時に代弁しているか？
- 元から利用していた地域援助事業者以外の事業所等を新規で紹介したことはあるか？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

28

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日		年	月	日
患者氏名	生年月日	大正 昭和 平成 令和	年	月 日
退院後生活環境 相談員の氏名				
現在の入院期間	年	月	日から	年 月 日まで
出席者	主治医 () 看護職員 () 退院後生活環境相談員 () 本人 (出席・欠席)、家族等 () (続柄) その他 ()			
本人及び家族等の意見				
	有 ・ 無			
・入院期間の更新の必要性の有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組				
更新後の入院期間	年 月 日まで			
※入院から6ヶ月経過までは3か月以内、6ヶ月経過後は6ヶ月以内の期間。				
その他				
〔病院管理者の署名： 〕 〔記録者の署名： 〕				

本人及び家族等の意見	
	有 ・ 無
・入院期間の更新の必要性の有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組	
更新後の入院期間	

29

審議記録記載上のポイント

☆「本人及び家族等の意見」の欄☆

- 委員会に本人や家族が出席している場合は、当然ながら本人や家族の意見が委員会のなかで語られなければならない。そして、審議記録には、その内容がしっかりと記述されていることが重要
- 本人(家族)が参加を拒否したことなどにより、委員会に参加できなかった場合でも、**事前に本人の意向の詳細を確認**し、その意向が審議結果に反映されていなければならない
- 本人(家族)が意思を表出できず、意思決定や意思確認がどうしても困難な場合でも、本人をよく知る関係者等が集まり、**本人の「推定意思」をチームで確認**し(意思決定支援)、退院後生活環境相談員はその内容が委員会のなかでしっかり取り扱われるように委員会を進行していく必要がある



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

30

審議記録記載上のポイント

☆「入院期間の更新の必要性和その有無」の欄☆

- 医療保護入院の要否判断は主治医による医学的判断に基づくものである。主治医が委員会で説明した判断内容を、退院後生活環境相談員は記録者の立場で「要約」することに徹しているか？
- 記録者としての退院後生活環境相談員は、主治医の説明に整合性があるかどうかをチェックする役割を担うが、その際、本人を取り巻く社会的背景（家族・経済・住居等）を医療保護入院の要否判断の材料に据えてしまっていないかに注視する必要がある
- この項目では、「本人の意思に反してでも、医療保護入院でなくては治療できない理由」が明確に書かれている必要がある。入院継続に至る原因は社会的要因とは関係なく、あくまでも病状や症状により入院期間の更新が必要な理由が医学用語を極力用いずに記述されていなければならない（そのことが委員会時に必ず確認されている必要がある）。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

31

審議記録記載上のポイント

☆「退院に向けた取組」の欄☆

- この欄は、アセスメントに基づく退院後生活環境相談員の「支援計画」ならびに病院としての多職種チームによる今後の治療や支援介入計画の具体的な内容、退院支援委員会での審議内容（地域援助事業者が参加している場合には、事業者の見立てや見解等も含めて）を簡潔に記載する
- 退院後生活環境相談員は本人が退院することを想定し、そのためにどのような支援が今後必要となるか、現状を踏まえてアセスメントした上で、現段階の支援計画を構想することが重要
- そこには本人の意見を反映することが前提であり、それをわかりやすく文章化する必要がある



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

32

届出等文書と権利擁護の視点

- 「医療保護入院者の入院届」、「医療保護入院者退院支援委員会審議録」、そして新設された「医療保護入院者の入院期間更新届」、などは強制入院を強いられているクライアントの状況や状態、**病院でのかかわりを外部（第三者）に伝えることのできる貴重な機会**である
- 「忙しい」、「業務過多」、「書類ばかり増えてうんざり」などなど、退院後生活環境相談員からはこういった声が多く聞こえてくる。今回、「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」にて、「**医療保護入院者退院支援委員会の記録の作成にも積極的に関わることが望ましいこと**」の一文は削除されたが、現実的には退院後生活環境相談員が本審議録の記載を担うことが多いと思われる。「医療保護入院者退院支援委員会審議録」や「入院診療計画書」に「退院に向けた取組」が項目として存在していることを深く考えなければならない
- 文書ひとつ、紙ひとつと思わずに、そこには退院後生活環境相談員として**「権利擁護」の視点**が含まれていなければならない、それが入院患者一人ひとりの人生に影響を与えているということを意識し、私たちはその重みを忘れてはいけない



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和6年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員による支援の質の向上に向けたモデル研修～地域援助事業者や行政職員と連携して進める退院促進措置～
セッション4資料

33

セッション2、セッション4で使用します

私は地元の高校卒業後、10年ほど左官屋に勤めましたが、30代半ば頃から独立して下請けをしていました。仕事の依頼が少ないため、父の遺産と母の年金で生活しているような状態でした。スポーツ観戦が好きで、野球やサッカー、相撲等の観戦をしに行っていました。40歳頃には仕事は全くなくなりました。母は元々足が不自由だったこともあり、自治会の草刈りや消防訓練には私が参加していました。学生時代は友人が多い方でしたが、徐々に疎遠になり、今はほとんど付き合いがありません。結婚したことはなく独身です。兄弟は他市に嫁いだ3歳年下の妹がいます。親しい親戚はいません。運転免許は失効してしまいました。そのため、移動は専ら徒歩で、時々バスを利用していました。



仕事がなくなった平成26年頃（40歳頃）より、近所から電波で攻撃されるようになりました。足に電波を当てられて痺れるので、困った私は時々警察や民生委員に相談していました。また、レンガブロックで家の外壁を高くしたり、自分の部屋の周りをアルミホイルで囲ったりして、電波の攻撃を阻止しようとしました。しかし、電波の勢いは衰えることはありませんでした。次第に外へ出ることが怖くなり、令和元年頃（45歳頃）からは家の中だけで過ごすようになりました。家事全般は母がやってくれていました。私はあまり自分の部屋から出ないようにしていました。また、電波に気づかれないように、テレビの音を低くしたり、母とは小声で話したりしていました。

令和2年頃からは母が体調を壊して入退院を繰り返すようになり、私は一人で過ごすことが増えました。母が入院中は、フードデリバリーを利用して過ごしました。この頃から電波の攻撃について毎週のように警察に電話で相談していました。眠れない日が増え、次第に痩せていきました。警察からは保健所に相談するよう勧められましたが、相談する意味や必要性がよく分からなかったので保健所に相談することはありませんでした。



令和6年4月、母が亡くなりました。それからは電波の攻撃が以前に増して強まり、眠れない日が続き、食欲もなくなりました。葬式以降、妹が私を心配して頻繁に様子を見に来てくれるようになり、9月2日に妹の勧めで精神科病院に受診することになりました。妹も一緒に付き添ってくれました。診察の結果、統合失調症の疑いがあり、栄養状態も悪いので入院が必要と言われました。私は入院する気など

全くなかったので、「入院はしません」と言いましたが、妹の同意で入院しなければならなくなりました。入院するにはお金がかかりますが、貯金もなくとても不安でした。後から聞いたのですが、この日のうちに相談員さんの紹介で妹が生活保護の申請をしてくれていました。

初めて入院した精神科病棟の出入り口には鍵がかかり、自由に出入りできませんでした。主治医は「静かなお部屋に入って薬を飲み、しっかりと休みましょう」と言って、頑丈な扉で閉められた個室で過ごすことになりました。とても辛く寂しく、いつ出られるのか不安でした。



入院して5日目、他の患者さんがいる所に数時間出られるようになりました。周りの患者さんはグループで親しげに話していましたが、私は一人も知り合いがいなかったので、すみっこにポツンと座っているばかりでした。そこに「退院後生活環境相談員」だと名乗る人が来て、私の担当相談員に選任されたこと、そしてその役割について説明してくれました。

その後、相談員さんから料理や掃除を手伝ってくれるサービス？があることを聞きました。また、病院以外で私の相談に乗ってくれる人がいることを聞き、先日その方たちと会って話す機会がありました。今度私の退院に向けての話し合いがあるとのことで、出席することにしています。

家は古く雨漏りしたり、床が抜けたりもしていて大変ですが、住み慣れた自宅で生活することが私の願いです。病院での生活は制限が多く自由がありません。1日でも早く退院したいと思っています。

※公益社団法人日本精神保健福祉士協会が「ソーシャルワーク研修2018」で作成した事例（元は医療と福祉の連携が見えるBook（一般社団法人支援の三角点設置研究会）の事例をアレンジして作成）を本研修用に改編

○セッション4 ロールプレイ資料 – それぞれのスタンス

・星野さん

入院して2か月が経過しましたが、早く退院したいです。観たいテレビも観られないですし、制限も多いので一刻も早く退院したいです。先生からは施設への入所を勧められていますが、慣れないところでの生活はもうこりこりです。一人で暮らすのは大変ですので、相談員さんが教えてくれた福祉サービス？を利用しながら、自宅で気ままに過ごしたいです。

・妹（家族）

入院する前は、家はゴミだらけで入浴もせず、それはもう本当に大変な状態でした。昔の兄は仕事熱心で優しかったです。また昔のような兄に戻ってもらいたいと思っています。兄が穏やかに過ごせるのであれば、先生が言うように GH 等の施設にお願いしようかなと思います。兄は自宅へ戻りたいようですが、自宅は古く修繕が必要な状況ですし、また同じようなことになってしまわないかと私は心から心配です。また、近所の人からも兄に戻ってきてもらっては困ると言われています。

・退院後生活環境相談員（相談員）

入院後、星野さんとののかかわりを開始しました。お母さんが亡くなってからは一人で暮らすようになりとても苦労されたようです。妹さんにも迷惑をかけたかないとあまり相談できなかったようです。今後も、ご自宅での生活を希望されていますが、今はまだ病状が不安定なこともあり、先生からの退院の許可は下りていません。入院前に家事が出来なかったのと、退院したらやることがないのが悩みと聞きました。そのため、私からは複数の障害福祉サービスの紹介と地域移行支援の紹介を行ったところ、星野さんからも利用の意向が聞かれています。

・主治医（精神保健指定医）

入院前は幻覚妄想状態や精神運動興奮が顕著で、情動も不安定であったため、隔離処遇から開始しました。投薬を開始し、陽性症状は少しずつ軽快してきています。しかし、未だに突発的な不安定さが確認されることや、便秘や振戦などの薬の副反応も出ていることから、今後も薬剤を調整する必要があると思います。ご本人は自宅への退院を希望されていますが、これまでの生活を考えると単身生活は難しいのではないのでしょうか。私としては見守り体制が整っている GH 等への退院を勧めたいと思っています。

・病棟の担当看護師

病棟内では比較的落ち着いて過ごしています。服薬の拒否もありません。時折、電波攻撃の話をされますが、しつこさは特にはありません。妹さんも時々面会に来られますが、状態が安定してきていることに安心されているように見えます。入院前は、一人暮らしで生活に色々支障が出ていたと思いますし、栄養バランスも悪かったようです。先生がおっしゃるように、病院のように一日のスケジュールが決まっていて、見守り体制が整っているところの方がご本人は安定されるのではないのでしょうか。

・相談支援事業所 相談支援専門員（地域援助事業者）

担当の相談員から連絡を受け、地域移行支援を使って星野さんを支援することになりました。先日、星野さんとはお会いし、ご自宅へ退院したいということ伺いました。地域移行支援の利用を見据え、障害福祉サービス等の説明から始めていきたいと考えています。退院に向けて、本人の思いに寄り添っていきたいと思います。

・市の障害福祉担当者

先日、相談支援専門員と共に星野さんにお会いしました。星野さんは障害福祉サービスの利用を検討されていきました。星野さんの自宅退院に関しては、近隣住民から不安の声があることは事実です。入院前には近隣住民からの通報もありました。市としては悩ましい状況ではありますが、できる限りのことをしていきたいと思います。

4. 各セッションの演習の進め方（グループ・ファシリテーターの役割）

セッション1「法改正の概要と目的」

目的

- ・退院後生活環境相談員として理解を深めておくべき法改正のポイントについて確認し、退院後生活環境相談員の役割が遂行できるようにする。

本演習におけるファシリテーターの役割等

- 本演習では、各グループのメンバーから次の事柄について発言してもらう。
 - 自己紹介
 - 2024（令和6）年4月の改正法施行後における退院後生活環境相談員、地域援助事業者、そして市町村の担当者としての取り組み状況等についてグループ内で共有すること
- 本研修は講義と演習をセットにした4つのセッションで構成しており、各グループのメンバー（受講者）は研修終了までの時間をともにすることとなる。
- セッション1の演習は1日かけて行うグループワークの導入部にあたることから、ファシリテーターは「場を温める」「アイスブレイク」を意識して、メンバーが話しやすい雰囲気を作ることが求められる。
- メンバーの自己紹介では所属や氏名だけではなく、「いまの私の『推し』」「最近楽しかった出来事」などを開陳してもらうといったメンバー同士の距離を縮める工夫も必要となる。
- 改正法施行後の取り組み状況については、退院後生活環境相談員であれば書類の作成業務や期日管理の大変さも共有しつつ、より良い方向に変化した点などをグループ内で共有できるとよい。また、地域の事業所等と病院の双方の実情を知る機会となり連携促進の端緒となることも期待できる。

セッション2「多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践」

目的

- ・入院早期から多角的なかかわり、アセスメントが始まる事を理解する。
- ・ストレングスの視点からアセスメントを行うことにより、人となりと背景を理解する。

グループワーク時に使用するもの

- ・「アセスメントワーク用シート（9マスのシート）」（個人へA4サイズ1枚、グループワーク用に各班へA3サイズ1枚）

- ・「ストレングスへの気づきを促すツール（ストレングスの整理表）」作業シート（各班へ A3 サイズ 1 枚）

本演習におけるファシリテーターの役割等

（１）事例読み－５分（事例は P. 55 参照）

- テキストの演習事例「星野さん」について個人で読む。
- その際に演習で行う「アセスメント」や「ストレングスの整理表」も紹介し、その視点でも読んでもらう事を促す。

（２）グループワーク－55 分

【進行】スタッフ

【記録】メンバー

【全体共有】スタッフ

①個人ワーク（５分）	個人ワークシートを利用し個人ワーク
②グループでアセスメント（25 分）	グループで「その人」を知るシートに書いていく
③ストレングスの整理（10 分）	ストレングスの整理表をグループでブレインストーミングする。アセスメントの中で強みを引き出す
④多職種でどのように共有するか（10 分）	これらを一人でやらず、多職種で行う、多職種でどの様に行えるかを意見交換
⑤全体共有 2 グループ程度（５分）	2 グループ程度から報告

○演習の進め方

①個人ワーク（５分間）

- 「個人ワーク」とある 9 マスの A4 横の用紙を使い、演習事例から読み取り記入してもらう。
- マスはどこから始めても構わない事を伝える
- 時間は 5 分間、「〇時〇〇分まで」と時間を区切る
- 5 分後、終了。空欄があっても良い事を伝え次のワークの説明をする

②グループでアセスメント（25 分間）

- 「個人ワーク」で行った事をグループで共有する。A3 用紙にある 9 マスの用紙（事前に各グループに配布）に、記録係を決め記録する
- ブレインストーミング的に出し合ってもらい、「星野さんはどんな人」をメンバーで知ってゆく

③ ストレングスの整理（10 分間）

- 「ストレングスの整理表」を使用しストレングスをブレインストーミングする。記録係を決めその用紙に記録する
- 事例のストレングスを個人のストレングスと環境のストレングスに分け箇条書きでどんどん出し整理してゆく。
- 環境のストレングスの中には支援ネットワークの記載があり、点線になっているが、環境のストレングスの中に支援ネットワークが入っている事も説明する
- 一見、マイナス面にみえても視点を変えると強みにもいい所にもなる事を事前に話しておく（ルビンの盃のように）
- 「星野さんはどんな人」かをストレングスを中心にみてゆく

④ 多職種でどのように共有してゆくか（10 分間）

- 多角的なアセスメントには多職種でのアセスメントが必要になる
- そのため、これらを一人でやらず多職種で行う。多職種でどの様に行えるかを意見交換する。
- 記録はしない

⑤ 全体共有（5 分間）

- グループ内で話された内容を、2 グループ程度から報告してもらう。グループのファシリでもメンバーでも構わない

セッション3 「地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント」

目的

- ・ 地域援助事業者の紹介が義務化されたことに伴い、各立場からの現状や課題の共有、および解決に向けた連携のポイントを協議する。

グループワーク時に使用するもの

- ・ ワーク用シート「地域援助事業者の紹介にあたっての現状・課題と解決方法」（A3 サイズ1枚）

本演習におけるファシリテーターの役割等

（1）グループワークー30分

○ 演習の進め方

前半 15 分は発散（ブレインストーミング）、後半 15 分は収束（絞り込み・合意形成）することをイメージして進めていく。

① 前半 15 分

- 現状の課題または現在すでに取り組めていることについて話題共有を促す。

- 課題ばかりでやすい傾向があるので、すでに取り組んでいること、できていることに着目した発言を促す。

②後半 15 分

- 前半の課題だけではなく、現時点においてできていること・今後できそうなことに焦点をあてながら、収束（絞り込み・合意形成）に向けていく。
- 地域移行について、自分たちの強みや地域の強みの意見も出してみる。
- できそうなことが出てこない場合は、「こんなことができたらいいな」という理想の意見を出してもらい、すぐにはできなくても「こういうことなら協力できそう」という意見出しもしてもらう。

* できていること・できそうなことが出にくい場合の例示

医療：月 1 回 1 か所、地域の事業所を見学しに行く機会を作る。

地域の相談支援事業所一覧の情報を書き出し、地域移行の実績があるかどうかを確認する。

地域の自立支援協議会で地域移行について協議する場があるかを、地域の委託相談へ問い合せしてみる。（あれば参加してみる）

地域：病院から受け入れの依頼があつたら、まずは 1 件引き受ける。

地域の協議会（例：地域移行部会など）に医療機関の職員の参加を促す。

行政：自分の市町村で 1 年以上の長期入院者の実態を把握する。

地域の協議会（例：地域移行部会など）の情報を確認し、参加してみる。

③全体共有－10 分

セッション 4 「模擬退院支援委員会」

目的

- ・セッション 1 ～ 3 を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する。

本演習におけるファシリテーターの役割等

(1) ロールプレイ－30 分

- 「事例」の読み込みについてはセッション 2 で済んでいるため、あまり時間をかけない。
- 各々の「役割」の選定についてはグループの雰囲気次第ではあるが、「1 分程度」の話し合いで決定まで導いていく。話し合いで決まらなさそうであればファシリテーターから機械的に指名する。あるいはジャンケン等で決定してもよ

い。しかし、委員会の「進行」を担う「退院後生活環境相談員」については、実際に経験したことがある方であることが望ましいことを考慮する。

- 各役割については、自分の役に徹するためその役割（スタンス）のみ熟読するが、他の役割についてはあえて確認しないことを伝える。
- 原則、ファシリテーターは委員会には参加しないが、グループの人数次第では参加する場合もある。その際には、比較的発言が少ないと思われる「病棟の担当看護師」か「妹（家族）」を担う。
- 「座る位置」やその他の「配慮」については「退院後生活環境相談員」に一任するが、そこでは何を考えたか、どのような配慮を意識したかについて、最後に振り返りの際に確認するためしっかり観察しておく。
- 委員会の目的（医療保護入院の更新の必要性の有無の確認、退院に向けた取り組みの確認）をメンバー間でしっかり意識・共有してから臨む。
- 各々の役割は忠実に演技してもらうが、あまりに終結に向かわない議論が続く場合には、退院後生活環境相談員役をサポートし、時間内に結論を導き出せるようファシリテートする。

（２）グループでの振り返り－10分

- 終了後はロールプレイを行った感想や疑問点などをグループ内で述べ合う。
- 全員が委員会に主体的に参加できたかどうかを確認する。
- 一人ひとりが役割を演じてみて、どのような感想を抱いたか丁寧に述べてもらう。
- どのような方向性の委員会であったか、星野さんの権利擁護に資する委員会の開催となったか、不十分な点はどういうところだったか、全員で委員会を概観する。
- 自身が気付いたことの言語化を手伝い、一生懸命に演じきったメンバー（特に進行の退院後生活環境相談員役と星野さん役）への労いを忘れない。

第 5 章

効果的な退院促進措置の 実施に向けた提言

提言

本事業では、昨年度に作成した『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』及びそれを活用した「モデル研修」のプログラム等の改訂過程において、より効果的な退院促進措置のあり方について検討会及び事業担当者による作業部会にて協議を行った。

これらを踏まえ、効果的な退院促進措置の実施に向けて以下の通り提言する。

1. 退院後生活環境相談員に対する研修

本事業において実施された「モデル研修」の受講者アンケート調査結果より、研修受講が退院後生活環境相談員として必要な視点を確認することや、業務に必要な技術及び知識を習得すること等につながっていることが示唆された。

これらのことから、退院後生活環境相談員の資質の向上や質の担保を図るため、より多くの退院後生活環境相談員が本事業において開発された研修プログラム等と同等の研修を受講することが必要と考える。

また、「モデル研修」受講者から制度施策が変化することや、退院後生活環境相談員としての基本的姿勢を繰り返し確認する機会を求める声があったことから、定期的な受講を推奨することが望ましいと考えられる。

2. 研修開催に向けた環境の整備

本事業における「検討会」において、退院後生活環境相談員が研修受講の機会を得るための環境の整備が必要であるとの意見が複数の委員より出された。本事業において開発した研修プログラムと同等の研修が全国で実施・展開されるよう、自治体や職能団体等に対する周知等が求められる。

また、「検討会」においては研修開催に対する負担感やノウハウの不足等を危惧する声もあったことから、研修の実施にあたっては、自治体と精神保健福祉士をはじめとする職能団体との協働が望まれる。

3. 研修を地域連携につなげる機会に

効果的な退院促進措置が行なわれるためには、地域援助事業者や行政担当者との連携をより進めていく必要がある。「モデル研修」の受講対象者を退院後生活環境相談員、地域援助事業者、行政職員としたことで、当該地域における多機関連携への意識やネットワーク構築につながったとの意見が受講者アンケートにて多く寄せられた。

これらのことから、本研修は、退院後生活環境相談員と地域援助事業者、行政の担当職員との連携による退院促進措置の遂行を目指すものとし、退院後生活環境相談員だけではなく、地域援助事業者や行政の担当職員との共同での受講を推奨することが望ましいと考えられる。

以上

厚生労働省 令和 6 年度障害者総合福祉推進事業

退院促進措置における退院後生活環境相談員による
支援の質の向上に資する研修に関する研究 報告書

令和 7（2025）年 3 月 発行

発 行：公益社団法人日本精神保健福祉士協会
所在地：〒160-0015
東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 7 F
TEL.03-5366-3152 FAX.03-5366-2993
E-Mail:office@jamhsw.or.jp URL:<https://www.jamhsw.or.jp/>

※本書を無断で複写・転載することを禁じます。

※視覚障害のある人のための営利を目的としない本書の録音図書・点字図書・拡大図書等の作成は自由です。



JAMHSW